

破防法研究

6号 '70・6

沖縄・現地

日本革命の最前線

佐木陸三・仲吉良新・下地寛信・太田隆一・金城孝晴・保榮茂広海・喜久里明

転向強要と組織壊滅の試練・滝本洋一

反戦パージの政治的本質に関する一考察・松本健男

裁判闘争の獲得目標について・倉石庸



113 起訴状〔破防法違反―青木忠氏〕
103 破防法公判記録(三)

61 沖繩・現地

日本革命の最前線

- △司 会▽ 佐木 隆三
- △出席者▽ 仲吉 良新 ●下地 寛信 ●太田 隆一
- 金城 孝晴 ●保栄茂 広海 ●喜久里 明

歴史への証言◆5

43 裁判闘争の獲得目標について 倉石 庸

34 反戦パージの政治的本質に関する一考察 松本 健男

4 転向強要と組織壊滅の試練 滝本 洋一

2 轟砲◆なにが始まったのか

現代思潮社 東京都文京区小日向1-24-8 振替/東京72442 電(943)4406

第二期トロッキ―選集/藤本和貴夫訳 一〇〇〇円

革命はいかに武装されたかI 第二回配本革命において軍事問題が占める位置の重要性を再度確認しなければならぬ。ソート労働軍の創設者である明らかな軍事会議議長としてのトロッキの軍事論を初めて明らかにする。革命の軍制、ロシア語原典を本邦初訳する。赤軍建設の苦闘を綴る待望の刊。ロシア語原典を本邦初訳

田川和夫著 一二〇〇円

戦後日本革命運動史I 戦後革命の敗北 太平洋戦争における革命的敗北によって日本資本主義は未曾有の危機を遂げる。戦後、戦後世界から除々に革命的燃発へ向う労働者、若くは地回帰、戦後旧支配権力、バラ色の幻想に酔うデオローグ。戦後世界体制の成立を背景に戦後革命の苦闘にみちた昂揚を描く。著作

森崎和江著 八五〇円

ははのくにとの幻想婚 思想の死と運動の混迷をいち早く看破して、幾重にも組織をくり返さるべきものとしての在りように向けて、思想の矢を放つ。自らを日常性の中に人質として投映させ、個と集団、思想と運動、流民と土着、おんなどとおとご等の重層する生に、紙細かつ強靱な連撃を与える迫真の最新評論集。

デグラス編著/荒畑他訳二五〇〇円

ドキュメントII

一三三―一三六 ドイツ革命敗北、中国革命挫折等々の緊迫した国際情勢下、ロシア共産党の荷烈な内部抗争はそのまま舞台をコミンテルンに移し、その歴史的破綻の足歩を進めてゆく。編者の詳密・重要な註により、歴史に背理するスターリニズムの誤謬を証しつつ、コミンテルン崩壊の予兆を説明する。

深夜討論 相沢義包・富岡倍雄 広松 渉・村尾行一

知識人の虚像と実像 学園闘争が知識人に与えた衝撃・マルクス主義の知識人論・科学技術者運動をめぐる。知識人の変貌消滅過程という4つの主題のもとに、深夜八時間及び大討論を展開し、知識人が直面する4つの生き方を自己体験を通して明示。 B6・三〇〇円

屈辱の埋葬

ドキュメント東大闘争3 駒場共闘編

東大全共闘 学園闘争が生み出した知識人と大学制度への根底的批判意識の形成過程を駒場を舞台に B6・七五〇円 官にわたって追求。

ドキュメント東大闘争 東大全共闘編 岩の上になわれらの世界を 現代の虚構II帝大を根底から震撼させた一年有余の激闘の軌跡を闘争主体みずから綴った。 B6・七〇〇円

ドキュメント東大闘争2 東大農学部林学科集會編 身分世界への挽歌 再三にわたる討論で教授陣を論理的に完敗させ、自己批判をかちとった林学科粉砕闘争の記録。 B6・六五〇円

亜紀書房 東京・神田神保町1-51

轟砲

なにが始まったのか

支配を維持し反抗を抑圧するためには、近代的合理主義によってとりこむか、反動的硬直主義によってたちむかうか、体制内秩序派にも二系統がある。現体制では、人間の良識は、最終的に通用しない。戦後の体制内秩序派の本流は、体制を近代的に合理化して保守しようとする。主流をなす彼らは、前時代の遺制から脱皮して近代市民社会の到達した合理主義の理性を標榜し、ヘゲモニーを確立した。一見、開明に映り、合理化に積極的なるがゆえに進歩的であるから、彼らにまで敵対しては、政治的に孤立して不得策であるばかりか、進歩に敵対して反動に協賛することになるとも考えられる。

これに二段階革命説と第一段階の民主主義革命のための民主統一戦線説とが結びつくと、ブルジョア民主主義を徹底する理念を標榜し実践する彼らを敵にまわすべきではなく、せめて好意的に中立を保たせようということにもなり、極端な場合に、米占領軍の解放軍規定のように、味方と誤解することにもなりかねない（彼らが、それほどまでに敵視されないう時代は、ついこの間までであった）。

たしかに、相手方の対応が分解してくることをみておくことは必要であろう。

また、合理主義一般に反対するという出方では、大衆に離反されよう。しかし、現体制の諸悪は、革命によってしか止揚しえないのであるから、体制内秩序派であるかぎり、近代的に合理化する方法でも、人間性を蹂躪するという根本において、反動的に硬直化するという方法と選ぶところはない。ことに、体制の危機の時代にあつては、理念を放棄しても、体制を保守しなくてはならない。体制内秩序派の近代的合理主義がいかなる内実であつたか、事態が体制を問うところにまでいたれば、たちまち本質暴露する。

体制を保守するためには、なまぬるいことを言つてはいられないのであつて、権力に訴えても露骨

に反動的に硬直化することを辞さず、力で押し切ろうということになる。

そのわかりやすい好例は、横川敏雄氏の場合であろう。

横川判事ほど、刑事裁判の理念をうたつていた裁判官はない。しかし、東京地裁刑事所長代行として、いざことに直面したときに、横川判事ほど、きりびやかに美化した自画像を裏切つた裁判官もない。六〇年安保闘争事件については、横川裁判長は統一公判で審理もした。七〇年安保闘争にいたる東大事件、四・二八事件の態度と、正反対である。

飯守重任判事が赤尾敏の勾留決定の際、「嶋中社長（中央公論社）致傷事件発生の根本原因は、国会デモ事件など、昨年来の集団暴力の横行にあらわれた破壊工作にあると思う」と異例の感想を発表して問題となつたとき、同裁判長は公判で、陶山健一、糠谷秀剛被告らの意見に対し、「裁判への不安は遺憾」とする異例の所信表明を行ない、主流派を代表していい格好をしえた（『朝日新聞』昭和三十六年三月三日朝刊）。

ところが、昨年、平賀書簡問題について、飯守鹿兒島地裁所長が福島裁判長の青法協問題をとりあげると（一〇月一日）、裁判所主流（石田—岸—横川）は、一旦は、社会問題化に「当惑」しつつも、最近になって、岸最高裁事務総長（四月八日）、石田最高裁長官（五月二日）と、飯守所見に、完全に同調して、裁判官の追放、締付を始めた。

刑事裁判で主流となつた新刑訴派の裁判官が築いた体制は、刑事事件の官僚的事務処理の機構である。そこでは、裁判といっても、理念は判断であつても、現実には事務であり、被告人は訴訟の主体どころか官僚裁判官の事務処理の客体でしかない。

司法がこの体制を固守しなくては、体制総体が維持できなくなつてきている。このことを、はっきりとみてとらなくてはならない。

もはや、飯守の反動をたたくことによって、中立と公正の幻想をまきちらしているわけにはいかない。まさしく、反動的硬直主義と一体と化した主流が前景に現われて、なりふりかまわず対決してくる。対立する総体と総体との死をかけた存亡の闘いが、始まつたのである。

転向強要と組織壊滅の試練

滝本洋一

<目次>

- 第一章 一一月決戦と労働者階級
 - 一 七〇年代労働運動への新たな胎動
 - 二 獄中の戦士のきり拓いたもの
- 第二章 すさまじい弾圧の実態
- 第三章 反戦派労働運動の試練
 - 一 職場に定着する反戦派の闘い
 - 二 産別、拠点での反戦ページ粉砕闘争
 - 三 前進する獄中、獄外の闘い
- 第四章 七〇年代治安弾圧の本質と反撃の方向
 - 一 弾圧粉砕闘争の七〇年代的意義
 - 二 すべての弾圧は破防法攻撃
 - 三 七〇年代被告団の任務

はじめに

六九年四・二八沖繩奪還闘争で、革共同の本多書記長や共産同のさらぎ議長、東京地区反戦の藤原世話人などに破防法第四〇条が発動されてから早くも一年が経過した。これらの同志はいまなお敵権力の手によって獄中に奪われているばかりか、一昨年一一・七闘争で不当にも逮捕された秋山前全学連委員長は、再三再四にわたる保釈請求が却下され、一年半以上の獄中生活を余儀なくされている。その上、昨年、佐藤訪米阻止闘争に自己を肉弾と化して総決起した反戦、全共闘の労働者・学生の長期勾留は、早くも半年以上をへてしまっている。

獄中には、今日の日本革命運動の最良の同志たちが、自由を奪われた生活を余儀なくされている。われわれは、一日も早くこれらの獄中被告たちの自由をとりもどし、日米共同声明下における沖繩奪還のもとで、国家権力は破防法の発動にふみきったとき、彼らはふたたび革命運動に参加してくる労働者・学生にたいし、ありとあらゆる弾圧をはりめぐらし、転向強要による組織破壊の攻撃を意図しはじめた。//内乱的死闘の七〇年代//日本革命運動が日本帝国主義を打倒する闘いに勝利しうるためには、このような反革命の攻撃をはねかえし獄中獄外一体となった権力にたいする闘争を展開する以外にない。このような意味において、まさしくわれわれは、われわれ自身が経験したことのない新たな試練にたたされているといっても過言ではない。とりわけ、一一月決戦で反戦派労働者が身をもって総決起したことは、このような試練に労働者階級がいかにたえぬくかの課題をつきつけているのである。

以下は、一一月決戦を闘い抜いた反戦派労働者に加えられている弾圧の実態とそれに関する闘いの記録である。

第一章 一一月決戦と労働者階級

一 七〇年代労働運動への新たな胎動

一一月決戦が日本労働者階級の運動にとっていかなる位置をしめるのか？

反戦派労働者が階級的使命に燃え、驚異的戦闘力をもって飛躍し、日本国家権力と真向から実力で対峙したこの闘いのきり拓いた地平は、今や日をおって鮮明になりつつある。まったく新しい第一歩がふみだされたのである。反戦派労働者だけで総勢八五〇名の逮捕、二五〇名をこえる起訴者という数字そのものがなによりも雄弁にこ

還、安保粉砕・日本帝国主義打倒の闘いの巨大な戦線に迎え入れ、日本帝国主義のカンボジア侵略戦争を阻止し、アジア侵略の危機を内乱に転化する七〇年代闘争を爆発させていかねばならない。だが、今日のわれわれにとって、ともすると忘れがちになる、一方における長期勾留を強要されている獄中被告の大量な存在と、他方における革命運動の永続的發展という事態の恒常化は、いうまでもなく、騒乱罪が発動され、破防法が適用されるという日本帝国主義の危機の深化のもとでの革命と反革命の衝突の今日的姿なのである。そして、アジア侵略に公然と足をふみだしはじめた日本帝国主義が自己に敵対する革命運動の存在そのものを壊滅させ、抹殺するような攻撃にでてきていることが、破防法発動にもっとも集中的に表現されているとおり、治安体制の極端なエスカレートであり、警察国家化だといってもよい。したがって、破防法発動を軸にしながら、大量検挙、大量起訴、長期勾留というこの不当な弾圧の背後にある権力の狙いは、革命組織の壊滅を意図していることであり、獄中被告にたいする転向強要は、破防法体制下における組織壊滅の基軸をなすものであると同時に、東大裁判から、四・二八、一一月決戦の分割公判の攻撃は、このような弾圧の焦点をもなすものになってきているのである。

かつて、戦前の三・一五事件を契機とする治安維持法のあいづく発動は、一方において日本共産党の組織に壊滅的打撃をあたえたと同時に、天皇制国家権力は、獄中被告の存在になおかつ恐怖をいだき肉体的拷問はいうにおよばず、転向の強要による屈服をおしつけてきた。権力による転向の強要は、治安維持法のあいづく発動の裏側にひそむものであった。いま、日本帝国主義のアジア侵略の危機

れを物語っている。

労働者階級が、武装した国家権力に真正面から対決し、これほどの大量逮捕・大量起訴をだしたのは、戦後日本の階級闘争にとってはじめての経験であるばかりでなく、ロシア革命の勝利とともに爆発した米騒動以来の歴史的大闘争といえるだろう。一月決戦は、古くは自由民権運動から神戸造船争議にいたる民衆の闘いの連続性のなかにはっきりと位置づけられるだろう。

ついにあの六〇年の敗北から一〇年間の苦悶の集積のうえに七〇年、七〇年代が開幕したのである。歴史選択としての七〇年にいよいよその歴史の主人公が、反戦派労働者として闘いの中核をにない、本来的階級闘争の基本構図を復元してみせたのである。

労働者階級が、安粉砕・日本帝国主義打倒！ 佐藤訪米阻止！の旗をたかだかとかかげ、そのためにいっさいの闘いをその実力にうたえて貫徹する立場において全人民を主導していくということにきわめて当然すぎるほど当然なことである。

まさにこの生き生きとした運動構図のなから、プロレタリア革命思想が、真に全人民のなかに復権し、深々と定着してゆくであろう。社会の基幹部に労働者階級が自己の全存在をかけて闘うことが、いかに広大な波及力をもっているか！ 労働者が全存在をかけ、全生活をかけて決起するという闘いの全人民的性格は、ありとあらゆるつながりをつうじて、全社会と（同じ職場の仲間をはじめとする）自分自身労働者階級へもつと鋭く肉迫し、社会の根底をゆり動かすものとなっている。

七〇年への歴史の岐路において、青年労働者が最前線にたち、プロレタリア自己解放にむかってみずからの道を自己のすべてをかけた

ので嚴重に新鋭工場の入口が守衛によって固められ、内部から嚴重に「バリケード封鎖」がおこなわれ、守衛は七二時間勤務で家にも帰さなかった。そして、「いま反戦派労働者が川崎駅に三〇名降りた」といった情報に一喜一憂したのだった。東京電力では、日常操作のバルブの一つ一つにまで非常の鍵がかけられ、水や油の流れを確認するオイルサイドグラス窓にまで金網がはられた。

こうした異常（否、これが正常というべきか！）なまでのブルジョアの恐怖は、現場の反戦派労働者一人一人への恐怖をもった監視ともなった。反戦派労働者の行動に職制がはりつき、反戦派労働者の一挙一動にビクつき、一步工場外へでると私服がつけまわすという状況が連日続いた。

こうした状況は、膨大な青年労働者にたいして、安保沖繩とはなにか！ 七〇年とはなにかを一人一人につきつけ、その政治的ななかにひきこんだ。毎日、日本鋼管では反戦派のビラがまかれ、全金の最大の拠点、京三製作所では、青年部長が「僕は一月二日、新宿へ結集し、首相官邸にむけて闘い抜く」という宣言を本人みずから門前で朝ビラをまき、全工場の圧倒的共感をもってむかえられていった（こうしたエピソードは、私を知るだけでも数しれない）。東京電力やコンビナートのなかでは、守衛を中心に自警団が組織されてゆくというあわてぶりのなかに、労働者はたった一人の労働者の自覚した闘いでも、全工場を、全京浜地区を震盪させうることをはっきりと知っていた。皮肉にもこうした事態は、いやがうえでも、労働者階級こそが、社会の、生産活動の主人公であることを自覚させることになった。

職場の多くの仲間は支配階級の弾圧が強まれば強まるほど、それ

て選択したこと、そして予想されるありとあらゆる弾圧、犠牲にめげず貫かれたこの事態こそ、職場の仲間の心をゆり動かし、プロレタリアの感動とその闘いへの決意をよびおこしていったのだ。こうした反戦派労働者とその背後の巨万のプロレタリアートの関係は、なによりも支配階級を震撼させるものとして、そのぬきさしならぬ緊張関係において本来的階級闘争の開始を宣言したのである。

日本階級闘争は、真の力の胎動を開始した。七〇年の歴史にいつさいを賭けてたちあがった反戦派労働者は、その任に立派にこたえきったといえるだろう。

警察国家化・機動隊独裁の恐怖にみちみちた姿をもって佐藤内閣は、史上空前の弾圧をもってこの闘いにのぞんだ。三万人の重装備警官隊の投入、徹底的な事前事後弾圧、さらに民衆的次元の分裂を「暴徒襲撃」の恐怖をあおりたてることによって「自警団」を組織させ、戒厳状態をしいた。警官全員に防火服をくばるなど五億三千万円の予算を支出し、「不審車両や不審者の検門、闘いの想定される集会場周辺では完全に戦前なみの一斉検索が行なわれいっさいの集會を禁止した。中央官庁街はもろろんのこと、会社、工場、商店を休業させ、はやばやと電車、バスをとめ、首都全体をロックアウトのもとにおいたのである。

こうして京浜工業地帯の浜川崎線、鶴見線の主力工場は、基本的に三時以降その機能を停止するという状態にまで発展した。一〇・二一日、石川島重工の大工場では、四時三〇分までの日常勤務が二時三〇分（女）か三時（男）までとなり、東芝は、二〇日は三時までには仕事をやめ、二一日には一二時には終るといふ実質的には半日ストにまでなった。日本鋼管では、反戦派労働者がくるという

が彼ら自身の危機以外のなものでもないことを見抜いていった。彼らの恐怖は、彼らの弱さの表現なのだ。

一〇・二一日の逮捕者、一四〇七名、一月の二〇九三名と空前の逮捕にめげず、全国から結集した反戦派労働者、学生、高校生、市民は、この弾圧を真向からうちかえし、これをうち破っての大闘争を展開したのである。このわれわれの闘いは、今日、力のかぎり闘い抜いた自信にみちみちあふれている。

七〇年を宣言し、七〇年代をにないぎる不動の確信は、一月月たらずの間に三五〇〇名の逮捕者をだしても、そして逆にいえば敵が警察力をだすつくす弾圧をくわえ、その限界をはっきりと露呈してきた闘いをとうしていよいよ一層拡大している。これは、真に闘いの最前線にないぬいた者でないかぎりわからない、具体的体験に基づく基本的確信なのである。

革マル派をのぞく、すべての諸潮流が、この激闘に参加した。この激闘を実体的にもその主力となつてになったのは、全国全共闘に結集する学生諸君とともに、全国反戦に結集する反戦派労働者であった。この事実、なによりも、一〇・八羽田の闘い以来の二年間の学生諸君の果敢な先進的闘いによって、その水路がぎり拓かれたものである。

だがしかし、この「飛躍」はけっして二年間があつただけでちとられたものではなかった。

現場の労働者にとつてこの飛躍は、まさにきびしい一人一人の訓練をとおしてはじめてちとられたものであった。自分の息子の寝顔をみながら逮捕後の生活を女房と話し合ひ、あるいは唯一自分の収入で「食べている」年老いた父母の扶養義務をどうするのか！

という真剣な話し合いから、佐藤の訪米をいかに阻止するかを職場の仲間と考えあひ、具体的に実行するために、「なにをするのか」、「どこへ行くのか」、「なにを留意するのか」まで数カ月間、討論しつくされていったのである。

われわれは、こうしたなかではじめて「いかに勝つのか」という視座をもちはじめたのだ。こうしたなかからはじめて断乎として決意した労働者の勇氣、組織性、階級的敵愾心が実にすさまじい偉大な実力を發揮していったのである。

こうした視座の転換は、支配階級に深刻な恐怖をもって迎えられている。

国家権力の科学の中枢、東京大学宇宙研究所で火焰ビンが製造されていたとか、郵便車で武器を運んだとか、子供や父母のもっとも信頼のあついでくれた教師が火焰ビンをたくわえていたとか、八幡製鉄や東芝の技術者もまたそうだったとか、経済企画庁の上級職員も闘いに参加した等々、ブルジョア階級は騒ぎだした。政府中枢の霞ヶ関には逮捕者が続出した。このように新聞紙面の表面にあらわれたものは、反戦派労働者の闘争の一端をしめすものであるが、しかし、支配階級にとって、もっとも信頼をおく国家機構の中枢職員が反逆に決起する事態は、今や支配階級にとってもっとも信頼できる者が、一番信頼できず、エリート職員等未来をかける者がもっとも危険な存在であるということの意味している。

このような事態こそ支配階級がもっとも恐れる事態なのである。

国鉄、電通、全通、自治労、教組をはじめ、総理府、恩給局、国会図書館、通産省、経済企画庁などの国家公務員、首都道路公団などの公団職員、NHKなどのマスコミ労働者、さらに、八幡製鉄、

二 獄中の戦士のきり拓いたもの

――労働者階級の本来的政治闘争の開幕――

こうしたわれわれの視座の転換は、たしかにきびしい弾圧と試練にさらされた。逮捕時、獄中のテロ、リンチ、さらに圧倒的な起訴率、一〇〇名をこえる事前事後逮捕の続出、本格的反戦パージのふきあれる嵐の真只中にたしかに、今、われわれは存在している。だがしかし、こうした弾圧そのものが、われわれの實力の顕現にたいする彼ら自身の恐怖にみちたあがきとして、死力をつくした反戦派労働運動破壊組織破壊としてあることをみると、われわれもまた死力をつくしてはねかえすばかりなのである。

思えば、明治百年IIプロレタリアート百年の歴史にとつて、「勝つために、ブルジョアを打倒するために、どうするのか」という視座そのものは、そもそもの出発だった。第一回のメーデーのストーガンは、「賃金奴隷制度」そのものの「廃止」であった。大正九年、弱冠二三才の浅原健三は、八幡製鉄現地二〇〇〇名の労働者の先頭にたち、帝国軍隊と真向からわたりあつて、前後一カ月の溶鉱炉の火を消す大闘争を実現した。

われわれにできないはずがあるか。一〇、一一月決戦をおし、ただちに犠牲者カンパを、かけがえない蔵書を売って寄こされた荒畑寒村氏は、われわれにアジアにむかっている侵略宣言について警鐘を乱打されるとともに「日露戦争に対する反戦運動から幕を切って落した日本の社会主義運動の革命的伝統を継承する諸君」が「平地に波乱をひき起せ」と訴えられた(全国反戦奮闘討論集会)。われわれはまさしく大先輩荒畑氏のいわれる、「おそらく犠牲や

富士製鉄、日本鋼管、三菱重工、松下電器、東芝、日立、ソニー、住友化学、トヨタ、三菱銀行、第一生命といったビッグビジネスを席捲する逮捕し起訴者をだした職場はそのほんの一例であり、支配階級の枢軸に革命の力が着実に浸透していることのほんの一端にすぎない。反戦派労働者は日本の全産業に深く根をおろしはじめていたのである。

すでに支配階級にとつて安住の地はまったくくないのだ！ブルジョア社会のすべてがその内部に革命をかかえてはじめていたのである。すでに自衛隊の内部においても「全自衛隊革命的共産主義者同盟赤軍」の反乱が頭をもたげはじめたではないか。全国部落研連合は、「水平社以来の革命的暴力主義」を宣言した。沖繩全軍労の闘いは、真向から日本帝国主義と対決し、この打倒なしには出口のない現実を生々しくつぎだしているではないか！一年前の二・四全県ゼネストには、参加することすらできなかった「弱い」全軍労が、今や万余の規模で武装ピケを闘い抜いている現実には、六〇年三池を指導した古参闘士をも無条件に感動させ連帯させている。

これらのいっさいは、一〇、一一月決戦のなから、この戦闘をどうしてかちとられたものである。われわれは獄中の同志のきり拓いたこの地平から、確実に、着実に、日本の中枢基幹部にむかつて、大工場の拠点から、日本社会の背骨を構成し、その熱い心臓部へ進撃するだろう。みずからの實力で圧制者を倒そうとしない者は一生奴隷でいるほかないのだ。われわれは歴史をみずからの手に奪還し、全世界の獲得にむかつてたゆまず前進しつづけるだろう。

迫害は、いよいよ多くなるだろう。それは諸君の覚悟しているところだ。だがこの累々たる犠牲の屍のなから、他日日本における自由の大きな木が生いずるのだ」という革命運動の本来的なあり方から再出発を開始しはじめたのだ。その中軸にプロレタリア運動は、はつきりと位置してゆくのだ。

われわれは、六〇年以後の営々たる一〇年間の苦闘のなから職場における闘い、組合青年部における闘いの蓄積のうえに、さらに一〇・八以後の二年間の激闘をおして労働運動一般ではなく、プロレタリア自己解放をめざす革命運動として、労働者運動をはつきりととらえかえし、現実的基盤を構築しはじめている。こうしたなかから、一〇、一一月決戦の第一線をになう労働者が七〇年代階級闘争の本道をおしすすめる主体として登場してきたのである。血をもってこの時代をきり拓いた者こそ、今日、獄中にある反戦派労働者であろう。

七〇年春闘は、その力を一層戦場に拡大し生産点を戦場として、最初の反戦派春闘としての本格的闘争を開始している。日本労働者階級二〇〇〇万の大統一賃金闘争をわれわれが、安保II沖繩闘争、反合理化春闘として組織し、直接、日本労働者階級の圧倒的多数を動かし、生産点をわれわれの戦場としていきはじめていく。戦場は闘いの砦である。

総評の崩壊の後退は、数百万のプロレタリアをまったく指導の空白においているのみならず、帝国主義への屈服というかたちをとって恐るべき危機を深めている。こうしたなかで、その主体的力量のいかにかわらず、日本プロレタリア運動の現在と未来とを賭け、われわれはいっさいの指導の責任を負うべくこの重責をひきう

けていかねばならぬ。

七〇年六月は、それを誰がもつとも闘うのかという党的指導の責任において、その闘争主体を、全階級的、全人民的普遍性をもった運動主軸へとおしあげ、そこできたえ、成長させてくれるのである。

この厳しい、だがまったく新たな地平は、一月決戦を労働者自身が、その最強の闘いを自分で闘い抜くことによつてのみかちとられたものであることをわれわれはくりかえし確認する。この一月の質が、職場にむけて浸透し進撃を開始することによつて、労働組合の組織と機能も闘争に役立てうる可能性も大きくひろげていくのである。あるいはまた高物価と合理化にあえぐ労働者の巨大なエネルギーの大合流もプロレタリアートを変革の主体として始めて合流させうるのだ。この関係を一部の諸君のようにけつして逆転させてたてるべきではないのだ。労働者が階級として、今一番大切なのはなんなのか、支配階級とどこでもとも対立し、激突しているのか！そこで自分が全力をださきつて闘い抜くこと、そしてどうして相手をうち倒すのか！その力はどこから生まれるのか！こうした基本関係、敵と対決し敵を打倒するという緊張関係の、すなわち、帝国主義と対決し、帝国主義を打倒するという視座が、その端緒が日本労働運動の内部から生みだされはじめたのである。

階級闘争の最大の任務をにない、その闘いの最先端に自己を位置づけ、そのことによつてうける弾圧のいっさいを独力でうちかえしていくこと。この本来的階級闘争の基本的姿勢を大衆的規模において貫き実現しようとしてきたわれわれはこの力をなんとしとも日本

集会・デモは公安条例を口実にたびたび禁止され、デモの当日は完全武装の機動隊が警棒・タテ・催涙弾・放水などで残虐なテロをくわえる。兇器準備集合罪や騒乱罪によるデモ参加者全員を対象にした大量逮捕——二三日間いっばいの勾留——大量起訴。起訴後も、「逃亡のおそれ」「証拠隠滅のおそれ」などという公然たる闘いの現行犯逮捕ではありえない口実をつけて、長期勾留をつづける。そして、王子闘争や東大闘争には、すでに最高三年の実刑をあいっついで下している。

われわれはこの弾圧の実態を具体的にみていかねばならない。なぜならば、この弾圧の実態は、商業新聞の紙面からほとんど抹殺され、人民大衆の眼にふれることを権力が極端におおいかくしてしまっているからである。

《集会・デモの禁止》 公安条例は、設定されるときに「許可」は「届出制」と同じだと説明されていた。しかし、七〇年代をまえに、国会周辺ばかりでなく、六七年一〇・八羽田での佐藤・ベトナム訪問阻止闘争をはじめ無数のデモが禁止されている。七〇年四月一日には、ついに赤軍派の屋内集会まで禁止されるにいたった。

この弾圧をゆるすなら、ビラまきをはじめあらゆる政治宣伝にいたるまで、すべての反政府活動は圧殺されるようになるだろう。すでに、駅頭でビラをまいても権力が弾圧されるといった事態がいたるところで発生している。

《機動隊のテロ》 昨年一月、東大安田解放講堂での徹底抗戦に、一万発の催涙弾をうち込んだ機動隊は、ベニア板をうちぬく威力をもつそれを一〇メートルの至近距離から多数の学生の顔ををねらいうち、失明させた。ヘリコプターから撒布した催涙液は、何日もの

労働運動の革命的推進力として定着させはじめねばならないのだ。

われわれは、この力を職場の不抜の組織力として定着させねばならないのだ。それは今日までの「新左翼」的な狭い内部世界ではまったく自己満足のできないものとなってきている。今日の帝国主義的労働運動の波は総評型民同をも一挙的に崩壊させ、「新日本製鉄」を先頭に怒濤のごとくせめこんできている。最近の社会民主主義の崩壊がおそるべき危機を強めていることをわれわれはもつともつきびしく、そしてはつきりと自覚しなければならぬ。日本帝国主義の攻撃が総評解体にむけられている基本軸を見失ってはならない。この資本攻勢と真向からわたりあい、安保粉砕・日本帝国主義打倒にむかって全面対決するプロレタリアートの、革命にむかっての大道、日本労働者階級の総体を革命化させる反戦派労働運動の構築こそがいそがれねばならぬ。

民同二〇年の崩壊は、同時に日本労働者階級を長年にわたって人間解放の大事業から疎外してきた歴史そのものの崩壊となるだろう。

全人類解放の主体である労働者が、その主力として第一線にたつた一月、そこでうけた経験は、なによりも豊富な勝利にむかつての訓練の「宝庫」なのだ。

七〇年を獄中でむかえたわが同志達にかわつてこれを解明することは、獄外のおわれわれの階級的責務なのである。

第二章 すさまじい弾圧の実態

労働者人民の闘いに、すさまじい弾圧がおそいかかっている。

のちに身体中の皮をズルズルむきケロイド状にする残虐なものであった。何日もたつて影響のあらわれるこの液は、学生排除のためになく肉体に打撃をあたえらることを目的にしていることはあきらかである。この弾圧で、実に五〇〇余名全員がふかい傷を負わされ、三分の一もの重傷者がでた。

一月決戦でも、警棒でヘルメットをたたき割り、逮捕した労働者・学生にうしる手錠をかけ機動隊の厚い隊列のなかでほしほしリンチをくわえた。何日も食事さえできなかった者が多数いる。

この機動隊のテロは、けつして「若い隊員の血気さかんさ」によるのではない。デモ参加者一人ひとりに恐怖をうえつけ、肉体的にも活動家を抹殺しようとするものなのだ。逮捕後のリンチはなにもそれをものがたっている。

《大量無差別逮捕》 昨年一年間に、一月決戦での四〇〇〇名をはじめ実に一五〇〇〇名が逮捕され、二三日間いっばいの長期の勾留をうけた。「暴力団だけでデモ隊には適用しません」という但書つきで立法された兇器準備集合罪から騒乱罪にいたるまで、さまざま口実をデッチ上げて、闘いを圧殺するための無差別大量逮捕がおこなわれているのだ。

六八年一〇・二一新宿闘争をまえにして、当時の赤沢国家公安委員長が、「いくら警察が大量に逮捕しても裁判所が毅然とした態度をとってくれなくてはこまる」と発言したのを転機に、勾留者の比率は急上昇し、逮捕状況の乱発をはじめ司法総体を動員した弾圧体制がつくられている。

《復活した拷問・リンチ》 築地署、品川署、杉並署などで、一月決戦の逮捕者にはしいままの拷問・リンチがおこなわれている。

る。力いっぱいなくぐりつけ、頭をコンクリートの壁にぶつけ、あるいは、音量最大のスピーカーを耳におしつけるなど、密室での権力の憎しみをむきだしにしたリンチで屈服させようとしているのだ。新聞でも報じられたように、ある女子学生は、サルグつわをはめられたうえ柔道衣の帯で後に手足をしばられ三〇分にわたって海老責めをされている。

留置所での看守・暴力団一体となったテロも顕発している。

自白を強要するための拷問は、破防法攻撃と一体になっているのだ。自白によらないかぎり組織の全面的説明は不可能であり、拷問の復活は、まさに戦前の治安維持法下の弾圧が復活しつつあることの集中的表現である。

《大量起訴》 一月闘争では、実に一〇〇〇名が起訴された。当且自宅にいたものでもなんでも、活動家を掃討するために証拠のあるなしにかかわらずかたっぱしから起訴して、すでに半年以上その大半を勾留している。

大量逮捕—大量起訴という弾圧と同時に、山梨大闘争にみられるようにまったく無関係な放火をデッチ上げ一年以上勾留するなど、デッチ上げの弾圧もふえている。

また、起訴後は、屈服しないかぎり徹底的な長期勾留をつづけ闘う労働者・学生を社会から隔離しようとしている。十二指腸潰瘍で衰弱しきっている秋山前全学連委員長にたいしても一年半にわたる勾留後も絶対に保釈をみとめず、そのまま何年もの実刑に服役させようとしているのだ。一方、「反省」した人間はすぐにも保釈される。

一〇〇〇名もの闘う仲間を不当にうばっているこのような弾圧を

断じて許すことはできない。

《獄中での弾圧》 東京拘置所は、労働者に筆記用具さえ使わせない。書くことは、考えることそのものといっても過言ではない。労働者は考えるなというのだ。

手紙や機関紙、新聞は検閲され、よど号事件では、商業新聞が広告やスポーツ欄をのぞいて真黒にぬりつぶされた。闘いをつたえる機関紙の記事は真黒になり、日時さえ抹殺されている。外での断固とした闘いへの連帯を恐怖したこのような弾圧を許してはならない。

検閲や不当な制限にたいする抗議には、懲罰と称して、土牢のような窓もなくジメジメしたせまい部屋に二〇日間以上もとじこめ、入浴・読書・通信をはじめ生きる最低のこと以外のいっさいを禁止し、あるいは、大男の看守がよってたかかってリンチをくわえる。

(資料参照)

外でのこの弾圧の実態の暴露と大衆的な弾圧粉碎の闘いは、この不当な獄中の弾圧をはねのける大きな力である。二・一四地域救援会の東拘デモ、二・一七革共同弾圧粉碎決起集会は、佐竹みよさんの奪還をかちとり、三・二全学連・地域救援会の東拘デモ、四月七日の新聞の不当検閲にたいする告訴などは、獄中被告奪還、検閲・監獄法粉碎に有利な地平をきりひらいている。

《事前・事後弾圧》 一月決戦のまに、昨年四・二八闘争や各大学の闘争を口実に数百枚の逮捕状を用意し事前弾圧にのりだした警視庁は、さらに一月決戦を口実に、一月三里塚闘争や二・四全軍労連帯闘争の直前から事後〃事前弾圧にのりだし一五〇名を逮捕している。

この弾圧は、集会で演説しただけの者を「公務執行妨害」で逮捕

し各所を不当に捜査したり、逮捕者の大半が起訴されなかったり、デタラメきわまりないものである。しかし、これは実は、逮捕状の乱発によって、組織の解明をねらった破防法攻撃なのだ。

《大量実刑判決》 日大闘争での公安条例違反の実刑、王子闘争のあいづく実刑、東大闘争ですでに五〇名をうわまわる一年六カ月から三年の実刑など、大量起訴に応じ裁判所は事務処理的なデタラメな裁判でつぎつぎに実刑判決を下し、闘う労働者・学生を社会から抹殺しようとしている。懲役三年といえは、殺人罪に匹敵する量刑である。しかも、いくつもの闘いで合計すれば一〇年近い刑をうけるものもでてくる。さらに、権力は、爆発物取締罰則、殺人罪、放火罪、航空法、新幹線特例法などによって重刑を課せようとしている。六九年四・二八闘争では、主要な活動家には新幹線特例法など八つもの罪名がつけられているのだ。

政治闘争への大量重刑は、いまや日本帝国主義は警察力による治安維持体制のうえにのみ支配をささえていることの逆の表現である。集会とデモへのこの狂気にみちた復讐と弾圧を労働者人民の怒りのうずでたたきつぶせ!

第三章 反戦派労働運動の試練

一 職場に定着する反戦派の闘い

こうしたすさまじい弾圧のなかで、反戦派労働者は、この鉄火とおして自己を飛躍させてきた。

それはたしかにはじめてのきびしい試練であった。反戦派労働者

八五〇名の大量逮捕、二五〇名をこえる起訴者という事態はわれわれをたしかに傷つけたといえるだろう。二月、権力と日本共産党と革マルは「反戦壊滅」に有頂点となって喜んだ。だがしかし、われわれはこの試練から着実に前進しつつづけている。

反戦派労働者が、本物のプロレタリア政治闘争の開幕のために自己もてるいっさいを投げうった一〇、一月の戦闘は、日本階級闘争の最前線に、まず自己(反戦派労働者)がたち、主導する自覚からしかそもそもありえなかった。

今までわれわれが組合から知っている政治闘争とは、権力の許す枠内に自己を統制することからそもそも出発し、かぎられた日時、場所で、かぎられたスローガンを唱和し、予定された行動が終ると「動員費」がでるといふカンパニヤであった。

こうしたウソツパチと奴隷の慣例をわれわれは完全にうち破った。全国の反戦派労働者は、民同によって毒されてきたこの体質を突破し、七〇年安保闘争における自己の階級的使命に燃えてたちあがったのである。

本来、労働者階級の政治闘争とは、労働者の階級性、意識性、能动性を徹底的に強める方向において、その具体的な行動、戦術がきめられるものだったはずだ。

核基地と毒ガスの島になった沖繩、ソソミ村の大虐殺……その現実を自分自身にしっかり受けとめ、七〇年安保に、その怒りを自分でぶつけること——ここからわれわれの闘いはじまった。

反戦派労働者は、まず自分の意思で政治目的を決定し、行動すること、そして、いかなる弾圧にあってもその実現にむかって実力で奮闘することを決意して闘い抜いた。その闘いは、まず自分、が戦闘

にでていくところから出発した。この出発は同時に、必ずや近い将来七〇年代、民間に変わって職場、工場、拠点工場地帯全体を包みきる広汎な大衆的、戦闘的行動の組織化への出発となるだろう。

それは反戦派労働者の闘争の質、戦闘組織の強化、成長とともに、生き生きと、そして確実に前進しつづけるであろう。そのためにはなによりもまず自分が前面におどりでなければならぬのだ。だが、七〇年代階級闘争の激しさに驚天した第二民青革新派は、神奈川県、青島協議長が、一〇・二一新宿闘争で逮捕されるや、民青とともに狂気じみた策動「県評が決定していない行動をとって逮捕されたから県評青島協議長の役職を辞任せよ！」という驚くべき主張をおこなった。彼らのような愚劣な集団は、もはや民同からすら笑いのなるだけである。

われわれは、一〇、一月決戦をおして、本来の労働者らしい闘いが、今や反戦派のみちしかないと宣言する。

この政治勢力としての登場の宣言は、権力による逮捕、起訴という報復をおして、その職場を職場へもちこんだ。

七〇年は、全国を席捲する反戦パーシジ職場の攻防戦をもってはじまったのである。一人の労働者の逮捕は、確実にその職場、その工場全体を安保沖繩闘争にひきこみ、連日おこなわれる公然たるピラマキは、激しい論争をまきおこしていった。こうして職場をめぐって果敢な「首をかける」闘いが展開されていったのである。

すでに反戦派労働運動は、四ヶタにのぼる獄中経験者をもって、この戦士たちをはじめとして、一〇、一月決戦に参加し闘い抜いたすべての反戦派労働者の自信ははかりしれないものがある。

全国各地の工場に生まれたこの自信にみちみちた労働者の大衆的誕生こそ、一〇、一月決戦の最大の成果である。

機動隊と真向からわたりあった戦闘の経験をもって、逮捕にもうちかち、職場にもどった労働者のまえには、職制の恫喝は、まったく通用しなかった。わが反戦派労働者のまえには、課長や労務が軽くあしらわれ、オタオタしたという事実を私は数多くの仲間から聞かされた。「あいつは性格的に弱い奴だなあ」と思っていた職場の仲間も、驚異的に強たくましく鍛えられていた。

われわれは、この自信をもって、反戦パーシジを粉砕し、三菱電機前原君、富士通信機大出さんをはじめとして、公然たる政治闘争参加の権利を獲得してきた。

われわれは、一〇、一月決戦の「決戦」の質を、職場の激しい攻防戦のなかで、確実に定着、拡大させ、七〇年の労働運動をつくりださう。

二 各産別、拠点での反戦パーシジ粉砕闘争

《NHK》

一〇・二一で起訴された藤原君（長崎分会、技術職場）一・一・一六の福沢君（福岡・技術）、石田君（名古屋放送分会長）にたいする反戦パーシジは、五〇年のレッドパーシジ以来二〇年ぶりに権力が直接、日放労組組合員の首を狙うというきびしさをもってかけられてきた。これにたいしNHK反戦は、中央書記局に結集し、組合員を守るのか！組合員を守らない組織を守るのか！とつめより、全国各地で犠牲者救援を約束させ、一月の賃闘には、低額妥結に怒る大衆の激しい抗議が、反戦派をものりこえる勢いで爆発した。

「一〇〇万円を越えるカンパと各地に結成されつつある『三人を支える会』は、われわれの想像をこえるぐらいに権力・資本とその手先どもに大きな衝撃をあたえている。今をはじめNHKのなかに権力・資本のおどかしと懐柔を拒否し、労働者の真の連帯で結びつく団結の基礎が、大衆的にうちたてられているのだ！」（闘うNHK労働者）第二号より）

《国家公務員、政労協》

国家権力の懐中深く根をはる反戦派労働者への弾圧は、公安調査庁と直結パイプで結ばれた秘書課、当局者の手による逮捕者の身元確認から本人恫喝まで徹底をきわめた。霞ヶ関の各省庁の人事担当課長会議が連日招集され、組合執行部を名のる日本共産党は「組合に敵対する挑発」と呼び当局と一体となって反戦パーシジ策動に狂奔した。

だがしかし、各省庁、組合の攻撃に抗して国公反戦は、大衆討論をおとして、当局の処分をたいして組合として反対する（国会図書館）方向へもちこみ、さらには、政労協において、一五単組（首都高速道路公団労組、日本住宅公団労組ほか、海広労、消費者労、社教職組、社保研労、プラ協労、国観労、農村年金労、情報センター労、育英労、国競労、理研労、学援労、森公労）連名で日共の妨害をけって即時釈放、不当処分反対の申入れをおこない東京地裁に即時保釈を要求する全員署名活動をおこなった。三月二日、政労協二三回臨時大会は、日本共産党を粉砕し三万人の組合員の名において被告奪還を満場一致決議し、東京地裁に釈放を要求した。

《教員》

一二月決戦の最前線を形成した教育労働者へかけられた懲戒解雇

攻撃は、全産業のなかでもっとも大量かつ激しかったといえよう。四〇名をこえる逮捕にたいする権力の狼狽は、戦前の「赤化教師」ならぬ「ゲバ先生」なるキャンペーンのなかに露骨に示された。二二名の起訴（うち懲戒免職一三名）、休職九名、不起訴にかかわらず逮捕されたというだけで処分をうけた者一〇名（懲戒免職六名、停職一名、自宅研修三名）にたいする攻撃にたいし、広島を先頭に神奈川、千葉、埼玉、鳥取、東京等全国各地で教育委員会への激しい実力闘争が闘われた。静岡沼津工高の実力就労闘争は、山口先生ガンバレ！の高校生の歓呼と拍手でむかえられ群馬県高教組中央委員会には反戦派によってゆらぎ、都教組の役員選挙では書記長選挙において、民同の一七〇〇〇票にたいして、反戦派代表古川修二氏は、堂々四八四一票をも獲得したのである。

《国鉄》

日本労働運動の動脈拠点、国鉄労働者は、三月国労田町の電撃スト、四月動労千葉のバリケード闘争をもってきずきあげた力で、一月決戦につきすんだ。

権力による首都支配の要塞のカナメたる巨大駅構内からうってでた国鉄労働者の闘いにたいし、国労田町分会における四名の首切りをはじめとして、さらに脅迫とペテンによる退職攻撃は執拗をきわめた。

これにたいし国鉄大井工場では、連日、就労闘争を展開し、大井工場内屋上からマイクで、大井三〇〇〇〇名の労働者へ「一二月の巨大ないぶきを訴えていった。

この国鉄六人をはじめとして私鉄、日航、都市交によって交運共闘被告団は結成されている。

《電 通》

電通では、東北、関東、東京、東海、近畿、中国、九州と全国各地本の反戦派労働者三名が逮捕され、そのうち二名が起訴され、被告全員に懲戒免がかけられた。

あいつく五カ年計画と自動ダイヤル化の合理化のもと、公社当局、民同一体となった反戦パージは、起訴者のみならず、全逮捕者におよぶ処分攻撃となっている。

これにたいし、東京、神奈川などでの停職処分粉砕闘争は、断固たる就労闘争によって勝利した。

《全 通》

「郵便車」を文字通り「赤い郵便車」にした闘いのよびおこした反響は、ともに働らく仲間にも「俺にもできる」という自信と職場の確信を、職制に恐怖と驚愕をあたえた。

最大の戦士をむかひの塀におくりだした豊島支部（局の前に東拘がある！）では、職場をあげて全員の接見活動がおこなわれ、中野支部では、日本共産党の「選挙カンパ」をはるかにうまわる「救援カンパ」がよせられた。大阪守口支部では、常野書記長解任策動を粉砕し、武蔵野では、反戦パージを職場大衆の力でめぐりつるしあげ、ある分会支部では救援問題をめぐり日本共産党からあ

《自治労》

五〇名にたつする逮捕者をだした自治労、なかんずくその中心になった都職反戦は、都職統一敵対の旗の下、精力的な救援活動をおこない、週刊『敵対ニュース』の訴えによって、都議会前や反戦派一〇〇名の集会を二月十九日、独自に開き、真仁田労務課長をつるしあげ、ある分会支部では救援問題をめぐり日本共産党からあ

日本最大の化学資本、住友化学を先頭に開始された反戦の闘いは、反戦排除の最右翼、太田蕪合化民同をゆるがす闘いとして組織されている。そして太田民同を問題とせず、もはや京葉、京浜、四日市、堺、水島と全国を席捲するコンビナート地帯の戦闘的青年労働者の大胆な全国結集をかちとることによって、ついに三月二十九日「全化学反戦青年委員会」を結成するにいたった。

《工場拠点地区での闘い》

室蘭、苫小牧では、一一月決戦以降、富士製鉄（↓新日鉄）反戦を中心にして道内反戦の拠点としての活動を開始した。

京葉工業地帯では、三井、三菱、住友資本との徹底的対決が宣言され、京浜の拠点、川崎反戦集会には五〇〇名をこす反戦派労働者が深々と確実に定着した。

東洋のデトロイト、豊田では、トヨタ自工のおひざもとから反戦派の進撃は開始され、松下資本の密集した大阪門真地区では、力強いデモとバリケード春闘のシュプレヒコールがくりかえされている。広島では、三菱広機を先頭に第一組は仮処分で勝利し、水島工業地帯をふくめ着実に地域労組に反戦派の組織化はすすんでいる。

そして西の最大の拠点、長船には、処分粉砕をめざし、五〇〇名の怒りのデモが三菱独占にたたきつけられた。

こうしたなかから全国でもっとも先進的な反戦パージ粉砕闘争ともいべき、「長崎地区不当処分反対同盟」が、戦闘的組合活動家をも大きく結集し、結成され、反戦派労働運動の地域拠点の土着化の第一歩をきり拓いた。この先進的教訓に学び、ただちに京浜地区にも、四月九日、先進的「処分粉砕京浜労働者共闘会議」が結成さ

いつぎ脱党者が続出した（起訴者、自治労一二人、水道五人）。二月には、都労連反戦二〇〇名余を結集し、反戦パージ粉砕都庁内抗議行動が二六名の逮捕という大弾圧にもめげず断固として都庁内でもちとられた。

《鉄 鋼》

公労協にくらべ一〇年はすすんでいると公言する鉄壁の労働者支配を誇る鉄鋼独占のもとでも反戦派労働者の闘いは不屈であった。

新日本製鉄成立にむけて、八幡、富士の現場から痛打があびせられ、日本鋼管（二名解雇、二名出勤停止）では、一〇月以来、十万余をこす門前ビラが、日本共産党の執拗なゲバルト妨害を完全に粉砕し、貫徹された。そして、ついに北海道から九州にいたる全国の鉄鋼独占大工場に反戦派のいない工場がないまでの前進をかちとりつつある。

《電 機》

四〇名の逮捕と一五名の起訴者をだした電機労働者は、反戦派狩りのなかで逆にそれを大衆的反撃の手段として公々然たる登場をもって答えた。

一月二一日、全国電機産業社会主義研究会は、四〇工場、一五〇名を結集して結成された。二三才の三菱電機の前原君、二一才の日本通信機工業労働組部長時田さん、一九才の富士通の大出さん等は反戦パージ粉砕闘争の輝かしい勝利者であり、電機社研は、こうしたすぐれた若き戦士を続々と輩出させている。

七名の大被告団をかかえる松下電機でも、職場での事後逮捕にただちに工場デモとして反撃が組織された。

《化 学》

れるにいたった。反戦パージ粉砕の闘いは、長崎に学び長崎のきずいた重要な管制高地を全国化していくだろう。

三 前進する獄中、獄外の闘い

こうした反戦派パージ粉砕闘争は、なによりも、獄中の同志達の不屈の戦闘精神にささえられた。

わが獄中の同志達は、国家権力による拷問、リンチ、デッチあげから筆記用具禁止、房内待遇にいたるいっさいの弾圧にたいして、完全黙秘、シュプレヒコール、点呼拒否からハンストとありとあらゆる手段をもって闘い抜いた。この不屈さは、商業新聞すら「驚くべき完黙率八割」と報じた逮捕時にはじまり、警察署留置所から拘置所（刑務所）へと断固として貫徹された。この不退転の獄中闘争、その激しい反逆精神は、深いプロレタリア的共感を全国の職場のすみずみによびおこしていった。

なかんずく、東拘に監女子労働者の果敢な闘いのあたえた衝撃は巨大であった。三里塚、東大闘争一周年と連帯し、一月三日、朝から「房内筆記」を要求し、佐竹みよさんをただちに保釈せよ！とのシュプレヒコールをもってはじまったギリギリの抗議ハンスト！ 懲罰房があふれてしまう闘い。東拘史上その例をみない大量抗議ハンスト！ 一人がみんなのために、みんなが一人のために！ 妊婦自身もまた権力からのいっさいの糧食を断つというすさまじいこの闘いは、いよいよ全国の職場に大衆的救援活動を拡大していった。

獄中ですらいこうしたありとあらゆる方法で闘い抜いているのに、どうして獄外でこうした仲間にかげられている休職、停職、解雇処

分が許せるのか!

労働者階級のなかに深い階級的長教をもってむかえられたこの獄中闘争は、まず女子房で、三月にいたり、房内筆記を部分的に獲得するにいたった。

果敢な獄中闘争、職場救援会、地域救援会、全国反戦救対、全国の婦人活動家等の総力をあげた闘い、東拘を囲む戦闘的デモによって、一二〇日をへてついに二月二〇日、佐竹みよさんは奪還された。

そして、この闘いは、獄中同志奪還闘争の突破口として発展するともに、明治以来の監獄法撤廃運動へと前進してきた。「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ行フ」という明治憲法下に制定された監獄法への徹底糾弾闘争は、獄中でのいっさいのテロ、リンチから医療問題、衛生、懲罰、検閲制度にわたる恒常的専制密室支配のすべてにむけて闘われている。

獄中のテロ、リンチにたいする築地署刑事らの告訴をはじめ、房内筆記を要求する東拘所長への抗議闘争、房内処遇をめぐっての中野刑務所長告訴、さらに府中、中野刑務所への集中抗議接衝、赤軍派日航機事件をめぐる検閲、報道管制の不当性への入購説新聞の記事削除にたいする損害賠償請求の民事訴訟等、ありとあらゆる手段にうったえ闘い抜いてきた。

一月決戦以降のこうした闘いは、地域救援会の飛躍的強化と弁護団のめざましい奮闘によってささえられた。職場には多くの仲間を新たに組織化して職場救援会が組織された。

さらに、権力の陰湿な攻撃にたいして断固たる反撃の姿勢を堅持し、なによりも獄中にある本人の自らの行為の正当性を主張する

としての地位保全にかんして、会社はこれを認め月々の基準賃金を申請人に支払え」と彼女の主張をほぼ認めた。

さらに三菱電機においても、四・二八以来七カ月半の不当長期拘留のち、保釈された前原君(尼崎反戦)は、断固たる就労闘争をおこない、工場入口で数千人の労働者をまえに大アジテーションをおこなって、三菱独占をゆるがし、ついに「懲戒解雇は違法」なる神戸地裁仮処分をかちとった。

全造船機械三菱広機分会においても第一組合は、仮処分で勝利し、スト体制をもって就労闘争を大成功に導いている。淵上正之組織部長(中野刑務所在監)、鈴木範雄代議員(二三日の拘留で不起訴釈放)への ①身分保全、②賃金支払、③訴訟費用会社負担の決定は、獄中の淵上氏に、「よるこべ! ついに仮処分かちとる。力づくであがく会社に職場の権威はガタガタ。確信もあらたに六月決戦にばく進する」(広機分会)という電報をとどけた。

獄舎の淵上氏は、独房内をぐるぐる歩きまわりながら喜びをかみしめるとともに、閉じこめられたままに一つ反撃の闘いに参加できないというくやしさをいっばいだったという。

こうして一月決戦の質は、はつきりと実力就労闘争をバネに四・二八へ、春闘下の職場を騒乱の渦としながら、川崎で、尼崎で、広島で、長崎で、確実な勝利をかちとりつつある。自らの実力で、職制や資本をうちたおそうとしないかぎり、生涯、賃金奴隷としてしか生きることでできない労働者にとって、自らが人間として生きるといふことは、資本が死ななければならぬということなのだ。

われわれは、われわれにかけられてきているこのきびしい攻防戦を勝利にむかっけての試練として、反戦派労働運動の不抜の拠点構築

「闘う家族会」が神奈川や千葉でぞくぞくと結成され、親、兄弟、妻子、親戚、友人を結集していった。

この七〇年弾圧粉砕、獄中被告奪還闘争のたくましい全人民的前進は、救援活動の総体を日本革命運動の一環として位置づけることによっていよいよ強化されてきている。

獄中戦士の不屈の姿勢が人民大衆の共感を呼びおこさずにはないように、獄外の階級闘争の生き生きとした発展は、いかなるものより獄中同志を元気づける。この期間の反戦ページ粉砕闘争の勝利的展開は、「獄外」もまた「獄中」に立派にこたえきっているといえるだろう。

川崎反戦の先頭をにない八名の逮捕者(起訴二名)をだした富士通(電機社研)の大出さん(交換機製造部農機課)は、一カ月にわたる処分反対闘争を闘いぬぎ、一月二六日完全撤回をかちとった。彼女は、断固たる就労闘争をおこない、彼女と会社との一問一答は、翌日には門前で全工場一〇〇〇〇名の労働者にピラとなって連日くばられ、資本の姿を赤裸々にあばいていった。そして、大出さんの実力をもつての工場突入、自分の職場の真中への座り込み敢行は、職場の仲間をとらえきり「大出精神で春闘を闘おう!」という拡がりをつくりだすとともに、ついに会社は原職への復帰を認めざるをえなくなった。

日本通信機工業労組の蒔田婦人部長(川崎反戦)もまた一〇・二一闘争での逮捕を理由とした不当解雇にたいして、ただちに反撃にたちあがり、その「身分保全の仮処分」申請にたいして、横浜地裁は、「従業員の社外での政治活動について就業規則をもって解雇することはできない」「解雇は明らかに無効であり、申請人の従業員

にむかっけて一層おし拡げるバネと化して闘い抜くだろう。

勝利にむかっけて、プロレタリアートは、みずからの歴史をみずから手に奪還するだろう。

第四章 七〇年代治安弾圧の本質と反撃の方向

一 弾圧粉砕の七〇年代的意義

支配階級が、今日ないうるいっさいの弾圧機構をだしきったともいうべき「安保非常体制」は、七〇年治安弾圧への出発であった。この本格化した七〇年弾圧から徹底的に学びつくさなければならぬ。

われわれは、四・二八を契機とする破防法体制下の大弾圧と真向うから対決し、これを大衆闘争の爆発によってうち破った一〇、一月決戦の勝利的確信からなによりも緊急の課題へ肉進する必要があるのだ。

いっさいの弾圧粉砕闘争は、より一層の圧倒的な大衆行動の爆発とわれわれの勝利への確信からはじまるのだ。

そもそも治安弾圧とは、大衆闘争が、大衆闘争として爆発するとき、いいかえればすでにおさえきれなくなっから発動したのでは手遅れとなるという本質的な性格をもっている。弾圧そのものが逆にその中枢をいよいよ強靱なものにするばかりか、民衆を分裂させ、人民的規模の反抗を促進させるといふ「反面教師」の役割をはたすのは明白である。

支配階級は、一月東大闘争で七九六名、四・二八(六九年)で九

七〇名、一〇・二一では一四〇七名、一月には二〇九三名という一〇〇名単位の大量逮捕をくりかえしてきた。だが、われわれは、そのたびごとにもののみごとに一層の大家闘争の爆発をもってうちかえし、ついに日本労働者階級の本来的に政治闘争の開幕をきり拓いた。社会の基幹部からはじまったこの闘いの影響は、いよいよ深さと拡がりをもって全人民諸階層に浸透してきている。七〇年四・二八闘争において、治安当局は「反戦青年委員会は倍増した」と深刻な危機意識をもってブルジョアどもに警戒を喚起している。

こうしたなかで支配階級は、もはや一つ一つの闘いをいかにたつきつぶすかをもってしては結着がつかないことを深刻に自覚しはじめている。

破防法攻撃から一年、われわれは、「一月」から敵がなにをつかみ、なにを追求しはじめているかを冷徹にみすえねばならぬ。敵が次にそなえてうつべき処置を見破り、これをズタズタに粉碎せねばならないのだ。

七〇年——ついに革命運動の存在自身が、はっきりと支配階級にとって「脅威」となりだしたのである。それは、安粉砕・日本帝國主義打倒をめざす革命運動の発展を放置しておくならば、日本帝國主義の存在自身が脅かされることにたいする危機感である。いっさいの弾圧は、この現実、この緊張関係から出発している。「倒す」力を倒さないかぎり、自らが倒されるといふ現実を支配階級が認めるをえないというところ——ここから必然化する弾圧の「質」、すなわち、革命組織の存在そのものを壊滅させようとする攻撃とわれわれの「一月」の質とがガッチリ四つに組みはじめたのである。われわれの存在をそれ自身が支配階級にとって「治安問題」として

刷を拒否するなかにしめされている。

われわれは、いわゆる一九二八年三・一五が、あまりにも突然で「合法から非合法への移行の失敗、非合法にいかに移行すべからざるかの見本みたいなもの」(『破防法研究』3号、四八頁)になつてしまつたという先達の痛苦をこめた貴重な犠牲をはらつた経験をわがものにしなくてはならない。

破防法攻撃は、反戦派労働運動と巨万の労働者階級とを切断し、その突出部をつまみだし徹底的に分断し、弾圧してくるだろう。だとするならば、われわれの闘いは、一層労働者階級人民と深く結びつき、あらゆる戦線においてこの攻撃にたちむかう主体を、あらゆる工場、職場、地域拠点に構築する以外にはない。

今や日本労働者階級にとって弾圧粉碎の闘いは、七〇年代における決定的に重要な新たな戦線となりはじめたのである。

ビラまき、ステッカーはりをしてただけで逮捕される状況、活動家へのマンツーマン尾行体制などの弾圧にたいしてとぎすまされた労働者階級の「眼」をもたねばならない。

二 すべての弾圧は破防法攻撃

七〇年弾圧は、いよいよ明白なかたちをとって開始されている。日本学生運動最大に最強の拠点、日大全共闘の中村君の虐殺、赤軍派にたいする「赤軍派」であるというだけでの逮捕。反戦高協の高校生が駅頭でカンパをしていただけでなんの理由もなく逮捕……こうした弾圧が、すでに日常化しはじめている。

かつては、デモの指揮者が逮捕されたが、それは無差別に闘争へ参加する者全員が逮捕の理由になるといふ大量逮捕ヘスカレ

本格的に登場しはじめた。六九年四・二八沖繩闘争への破防法攻撃から一年、われわれは、今や破防法の元祖ともいふべきあの悪名高き治安維持法下の弾圧をみずからの闘いの射程距離にくみこみはじめたことを知るべきである。ドイツ革命の危機の時代から三〇年代の激動を背景とした「治安維持法」が現代世界の根底的動搖を背景とした七〇年代世界に「破防法」として登場しはじめている。もちろん、あのドイツ革命における革命的オプロイテとスバルタクス団の悲劇的乖離以来帝國主義における組織労働者の基幹部の強力な戦闘部隊はまだ結成をみてはいない。だがしかし、一月決戦は、反戦派労働者が自己を英雄主義的に飛躍させ、階級闘争の本来の姿を展開する第一歩をきり拓いたのである。ここからはじめて、あの徹底検査と拷問と虐殺の天皇制テロル下の弾圧を想起させる時代がはじまつたのだ。本物の訓練がやつとはじまつたのである。

思えば、一九二五年治安維持法成立以来の歴史は、日本労働者階級の深刻な敗北の歴史であった。われわれは、一般的に「獄中一八年」をけつして美化してはならないのだ。その不屈の非転向の精神を高く評価しつつも、それ自身が帝國主義戦争を内乱へ転化することのできない敗北の結果としてあつたことをきびしく直視しなければならぬ。

有名な一九二八年三月一日、午前三時のあの全国にわたる一六〇〇名余の大量検査をも、こうした視点からすぐれて具体的実践的な意味において今日的に学びつくさねばならぬだろう。すでに赤軍派の「よと号のとり」の翌日には、東京、大阪、京都、福岡、福島など一斉に二一カ所にわたる、すべてのアジト、下宿がガサ入れされ、屋内集会すら禁止され、印刷所さえ今後いっさいの機関紙印

トし、さらに今日では、革命思想そのものが逮捕対象となり、虐殺の対象になるといふ時代をすでにむかへはじめるにいたつた。

こうした逮捕のやり方は、警察署・刑務所の獄中の弾圧から裁判のあり方にいたるまで、これまでとまったく違う質をもって貫徹しはじめてきている。

年間一六〇〇〇名(戦前の治安維持法下の最大の年間検査者数一四六〇〇名)の大量逮捕(六九年)、逮捕時のテロ、リンチ、とくに頭部警棒打撃による後遺症や失明などで今なお苦しむ仲間は何れほどの数字にのぼるだろうか! 獄中でのすさまじい拷問の復活……一〇、一月決戦でその具体例は無数である。そして六〇年来、八名の同志達が権力の手によって虐殺されてきた。

われわれは、この暴虐を糾弾し、はげしい憎しみを燃えたぎらせ、その怨念をもって必ずや支配階級に復讐するだろう。

こうした弾圧の質的エスカレートは、ついに、一つ一つの闘いを闘争現場でつぶすという形態をはっきりこえはじめている。すなわち、運動と組織そのものの壊滅をねらつてその矛先が転換しはじめている。かつて一九三一年から一九三三年までの三年間の三九〇〇〇名の逮捕は、すさまじいテロルをともなつて、ついに一九三四年には、ほぼ日本共産党を壊滅状態にたたき込んだ。

逮捕とは、まったく理由のない予防逮捕であり、拷問のことであり、虐殺ですらあつた天皇制テロルの伝統は、今やはっきりと七〇年代日本官憲のなかによみがえっている。小林多喜二が虐殺された築地署や朝鮮人虐殺の血ぬられた歴史をもつ品川署に、一〇、一月闘争逮捕者へのテロ、リンチ、拷問が集中したのはけつして偶然ではないのだ。

戦前の予防逮捕は、すでにデタラメきままる事後逮捕（「事前逮捕」となって復活し、一〇、十一月闘争では、すでに一五〇名にもおよんでいる。一〇、十一月の容疑で半年後の四月一日に群馬反戦の仲間が、四月十七日には大阪で学生が事後逮捕されているというへびのような執拗さなのである。

しかもこの事後逮捕は、経済企画庁、八幡製鉄、浦賀ドック等、基幹産業をねらいうちにしており、組織を調査することを露骨な目的としておこなわれている。いわゆる無差別の「ガサ」も、各党派のセクトの新聞があるかどうかだけを調べて帰るといった状況だったという報告は無数にあがっている。事後逮捕のほとんどがあまりのたためぶりで彼ら自身が起訴もできずに不起訴釈放していることをみれば、彼らの意図はあきらかであろう。破防法とは、まさにこうした革命組織を徹底的にあらいきっていくところから、それをにやう人間そのものを壊滅させていくのだ。そして革命家を徹底的に人民大衆と隔離（「長期勾留」）してゆくのだ。

反戦派労働者や全共闘の学生の大量逮捕をとおして、権力はその実態をあらうべく、その人間の関係した人脈をいっさい調べあげ、組織の全体像を解明すべく総力をあげている。

今年から刑務所から外へ出す手紙は、いっさい黒のボールペンになった。つまりすべての手紙はコピーし、そこにてくる人間関係すべてを調査しはじめたのだ。

そして、逮捕された者への拷問、リンチは、こうした七〇年代弾圧から必然化した自由強要、転向強要となつてでてきている。

この転向強要とは、戦前のように遮二無二に「共産主義からの絶縁」を暴力的に迫ってくるということまでまだなっていないかも知

れない。だが、明らかに権力は逮捕した労働者や学生に「冷い壁」のなかで自白を強要し、革命運動の戦列からきり離す攻撃を開始しはじめた。逮捕されたものが、権力にたいする憎しみを倍加して出獄するならば、さきにもふれたとおり、逮捕・投獄は逆に革命家を養成してしまふであろう。したがって、大量に逮捕したものをいかに革命運動の戦列から恒久的にきり離すかに、今日の転向強要の核心があるといえる。

すなわち、逮捕と同時に家族を呼びだし、自白すれば不起訴にするとか、早く出獄できるとかいつて脅迫し、家族の手をつうじて自白するよう説得させたことなど例をあげれば枚挙にいとまがない。そして、いったん自白してしまふと外の組織は壊滅したというようなデマを流し、救援組織からの差入れさえ警察署で勝手に拒否しておいて、救援にもこないのは組織が壊滅したり、お前がみはなされたからだなどと脅迫し、密室のなかで組織不信をあおりたてる。そして、出獄した後も、執拗に刑事が追いかけてまわし、交遊関係をあらいだし、権力に屈服した家族は、また、出獄したものを自己の「庇護」のもとにおくことによつて権力にたいする「忠誠」をつくそうとする。このような攻撃はことごとく大量に逮捕した労働者・学生がふたたび戦列に復帰することを必死になつて阻止せんとする策動であり、戦線の分断を画策することであり、転向の今日的形態を意味するものなのである。その上、いったんこのような権力の攻撃に屈服すると分離裁判を強行して即決判決にもちこみ、執行猶予で出獄させ、革命組織にたいする負い目をいだけさせたまま、「社会生活」に復帰させていっているのである。そこにみいだされる心理状況は、戦前、戦時中の転向者の心理となにひとつ異なるものはない。

い。統一公判を破壊し分割公判を強行するのも、被告をばらばらにして孤立させることを狙っていることはいうまでもない。転向は、孤立した心理状態のなかに追ひこまれることなから発生するものなのだ。しかも、屈服を肯じないものには、病気であろうと、妊婦であろうと長期勾留を強要し、長期の獄中生活のなかで肉体を壊滅させることさえ狙っている。その上、実刑判決を次々に加え、高額保釈金をもって恫喝するという手練手管を使つてきているのだ。こうして権力にたいする恐怖をうえつけ、「脱走者」を生み出すことによつて組織を壊滅させようとする狙っていること、このことがエスカレートしていくならば、「思想」からの袂別を暴力的に強要していくことに発展していかないという保証はない。

このようななかで、長期勾留は、今日、その弾圧の中軸をなしている。なんの根拠もない「証拠隠滅のおそれ」「逃亡のおそれ」をもって事実上の実刑を強要し、予防拘禁制度を復活しているのだ。そして、妊婦を「逃亡のおそれ」なる理由をもって非転向を根拠に四カ月間にわたる勾留してきたのである。だがしかし、こうした屈服強要にもまったく反戦派労働者は屈しないだろう。

こうしたなかで裁判所は、判決の「量刑の事情」におけるいっさいの判断をも屈服する可能性においておこない（それも彼らのまったく主観的な判断）、「執行猶予」を考へるまでになつてきている。この長期勾留、拷問、転向強要という攻撃の真の狙いとはなにか？それはわれわれの運動を壊滅させること。それを構成する革命組織そのものの破壊にむかつてその標準があわされているということだ。

この核心点からいっさいの七〇年治安弾圧の本質を見すえ明らか

にしていかなければならない。この権力の意図がもっとも鋭く、きびしく貫徹されればされるほど、われわれは、国家権力にたいして不屈に一層真正面から闘い抜かねばならないのだ。これは革命運動の根本原則である。この原則をいささかでもあまいにするとしたら反戦派労働者は、巨万のプロレタリア大衆から階級的信頼をけつしてやることはできないだろう。そして、弾圧と闘うとき、それをいささかでも避けようとしたなら、無限の屈服がはじまるという階級闘争の鉄則を知らねばならない。われわれは、長期勾留が、われわれをより一層鍛えぬき、より一層職場に「一月の質」が還流するものとしてこたえていかなければならない。

獄舎に仲間たちをいかにおしこめようとも、まったく直接的な一時的なものではないのだ。一〇、十一月決戦をけつして日本労働者階級の歴史から消し去ることはできないだろう。

六九年一月、東大闘争の最前線になつた佐渡二夫君は、一年の未決拘置のち、ふたたび数日後には下獄するという身で「一片の判決で東大闘争を葬ることはできない」という論文を書いた。この東大被告としての論文は、思わずわれわれをして襟をたださせる鋭さをもつて迫ってくる。「日本労働者階級と七〇年安保闘争をとらえきつた東大闘争への圧倒的確信、そして闘いが巨大であり、敵にあたえた打撃が大きければ大きいほど、その階級的報復もまた大きい」ことを鋭くとらえ、佐渡君は、「必ずや近い将来、七〇年代闘争の先頭に復帰してみせるという確信を宣言」して一審実刑判決にそなえる決意を表明した。革命への確信、自分自身の闘った闘いの歴史的意義への確信にみちたこうした戦士が、日本学生運動をになつてきたことを反戦派労働者はなによりも日本階級闘争の誇りとし

たいと思う。

そして、東大闘争のきり拓いた地平のうえに、一〇、十一月決戦から七〇年をむかえた今日、まったく獄を恐れない四ケタになんなんとする戦士が獄を革命の学校として厳然と存在しているのだ。その存在そのものが国家権力を日恐怖におとしこめる震源地となっている。それを「偉大」として表現する以外になんと表現しえようか！（法務省調べ、四五・四・二〇現在、公安事件勾留七二七名）。七〇年四・二八をまえにして『読売新聞』は、一〇、十一月の「六〇〇人の拘留者」は「闘争にせれば四千人前後を指揮する力をもっている」と書きたてた。一〇・八羽田以来の二年間の激闘は、まったく獄を恐れない戦士をこんなにも育ててきたのである。

弾圧粉砕闘争は、この事実をたいする圧倒的確信から出発すべきであろう。すなわち、いかなる弾圧もわれわれを屈服させることは絶対にできないということである。そして、この確信は、革命へのかぎりない確信と国家権力への激しい憎悪、大衆闘争と同志連への深い信頼からはじまる。けだし革命は、革命への人間の執念のなかに創まり「存る」のだ。

一〇、十一月決戦をその最前線においてにないきつた戦士ほど勝利への確信が生れているのはこうした所以である。一月を中途半端にしか闘わなかった者、「十一月の歴史の意義を理解できない者、十一月の敗北の自己否定から云々」なる小ブルの言辭をもてあそぶ者——階級闘争は、こうした諸君を非情にけちらし、もっともっと遅しく、雄々しく歴史の車軸をまえへおしすすめるだろう。われわれは、こうした不動の確信にまずふまえるべきである。

そして、第二に、この確信のうえに弾圧粉砕闘争は転向強要と予

団体」の解散に等しい弾圧が日に日に強化されつつある。

かつて特高は、朝、まず予防拘禁対象者の家の玄関をガラリと開け「飯を食う」のまでのぞきみて監視したという逸話があるが、今日のマンツーマン方式は、コンピュータ方式による住民管理の徹底化を前提にして、成立しはじめてるのである。

すでに赤軍派にたいしては「屋内集会」までが四月一日禁止された。

われわれの闘いをたたきつぶすことからはじまった弾圧は、運動とそれを実現する組織そのものの壊滅をねらってエスカレートし、それを防衛せんとする救済活動をまで徹底的に狙いはじめ、さらには、弁護士や弁護権をも徹底的にふみにじるにいたっている。

戦前においてすら、こうした弾圧は、文字通り警察国家として、全警察能力を集中してはじめて可能となったものである。

われわれは「転向強要と組織破壊」攻撃がでてくる今日の時代の背景を解明し、これにうちかかっていく戦線の全人民的構築をいそがねばならぬ。

野田醬油の大会議は、資本、右翼、警察、一体となった国家権力との対決をおして、解放運動犠牲者救済会を、一九二七年三月、発足させた。その闘いは、首切られ、逮捕され、負傷した労働者を資本と国家権力から防衛することからはじまった。三〇年八月には、日本赤色救済会として発展したこの救済活動は、治安維持法に反対し、共産主義者を救済し、革命運動を防衛することを基本任務としてすすめられていった。そして弾圧のエスカレートとともにこの日常的諸活動のいっさいは、革命運動と革命党の組織活動に密着しておしすすめられていったのである。こうした戦前の救済活動、

防反革命、組織破壊攻撃としてでてきている今日の弾圧を徹底的に重視していくことからはじめなければならぬ。

この攻撃は、非転向者とそれを構成する革命組織を破壊し、運動を壊滅させる狙いをもっていること。換言すれば、日本帝国主義の戦後政治支配の崩壊への予防策として存在していることである。一〇〇〇名の戦士を獄にとじこめることなしに、彼等の政治支配がないことを、われわれははっきりと知るべきである。

ここにこそ、革命家個人と革命組織の抹殺を狙う破防法攻撃の今日的姿があることをいささかも過少評価してはならない。一〇・八羽田以来の日本学生運動の指導者・秋山君を絶対に保釈しないという攻撃は、その決定的に重要な一環であろう。

それはまた破防法の全面的適用にむかっている過渡としても存在している。

今日、赤軍派や京浜反戦団にくわえられているマンツーマン方式という弾圧からなにをみなければならぬのか。

マンツーマン方式——それは予防弾圧対象者一人にたいして刑事七名がつくという体制を最低の基準としてまずつくられた。もちろんこうした体制は公安刑事でまにあうものではなく刑事警察をも動員することによってはじめて可能となるものである。

そして毎日の一挙手一投足にきわめて露骨な張込、ある場合には、とりかこむような尾行が続けられている。それは、救済関係者にまでおよび、バトカーまでがつきまとい、街を歩いていて、五六人が急にとりかこみ、警察署までの連行を暴力的に強要するまでになっている。差し入れをしただけで、自宅まで尾行するというのはすでに日常茶飯事のこととなり、政治団体の潰滅をねらう、「政治

弾圧対策活動を徹底的に教化し、七〇年代階級闘争に生かしきらなければならぬだろう。

国家権力から獄中の同志と革命運動を組織的に防衛すること。そして、「反戦派」組織を圧倒的な労働者階級、人民のなかに、広汎な拡がりとお深さをもって建設していくこと。そこに七〇年代弾圧を勝利にむかっている試練に転化するカギがあるのだ。

われわれは、戦後日本共産党のように、弾圧対策、救済活動を帝国主義との対決をまったく忘却した、生活扶助協会の助けあい運動へ、けっして墮落させてはならないのだ。

破防法下の革命運動、七〇年代階級闘争が国家権力とのいかなる日常的緊張下におかれているのか！ ここにはっきりと自己を位置づけ、七〇年代階級闘争の革命的発展のために、反戦派が独自にみずからの力で反弾圧戦線を構築しなければならぬ。日本帝国主義は、われわれの運動の爆発をおさえることができなくなればなるほど、運動をになう人間と組織の壊滅を狙ってきているのだ。

すでに右翼テロは、滝沢君、中村君を牽いさった。

自警団による民衆の右翼的暴力的組織化も、スターリン主義者の全面協力によって急速に活発化し、治安警察の目は、市民生活のすみずみにわたってきている。

こうしたわれわれの運動に組織への日常的破壊・弾圧のもとにあつてわれわれの活動は一層の政治的習熟が要求されてきている。そして、いかに困難であるといえどわれわれの運動を人民のふところ深く構築することなしにいっさいの解決方法はないのだ。

公然と非公然、合法と非合法……それらはけっして安易な混淆も分離も許されないのである。

そこには、なにもにも動揺することのない共産主義の思想性、高い政治的指導性、厳格な組織性によってはじめて結合しうるものしか存在しないのだ。

戦前の闘いがそもそも非合法から、敵味方の激しい攻防戦をおしていか合法、公然の場をかちとっていくのから出発したのにたいし、今日破防法攻撃下においてわれわれは、まったく逆から問題にせねばならない経験しかもっていない。われわれが公然、合法の活動から出発した経験しかもっていないことは徹底的に自覚されなければならぬ。反戦派労働運動は、まだまだ若く未熟であり、いよいよこれからの訓練のなかで鍛え抜かれなければならないのだ。われわれは、やっとはじまったばかりの階級闘争本来の弾圧を真正面からうけとめねばならない。

治安維持法下の暴圧下で非転向を貫徹したある先達は「自らを革命的な人間として生きつらぬこうとする者にとっては、獄中も獄外も、自分の一本の生活の場と考える必要がある」『破防法研究』3号、七一頁と語っている。

これは、きわめて含蓄深い発言である。そもそも獄中を「仮」獄外を「実」とみることに、そこになんらかのかたちでの「区別」をみることに転向と屈服の論理がはじまるのだということに肝に銘じるべきであろう。

獄中と獄外との関係を特別のものとして考えないという時代をすでにわれわれは迎えているのである。

完全黙秘を貫徹するということは、自分の闘った闘いへの確信から出発するものであって、けっして技術上の問題なのではない。

破防法攻撃は、まず組織の全貌をあらうことを前提としている。

獄中と獄外との関係を特別のものとして考えないという時代をすでにわれわれは迎えているのである。完全黙秘を貫徹するということは、自分の闘った闘いへの確信から出発するものであって、けっして技術上の問題なのではない。破防法攻撃は、まず組織の全貌をあらうことを前提としている。うした自問をもう一度きびしくはっししなければならぬ。日本共産党の獄中一八年の歴史の裏側に、組織が壊滅し、指導部が隔離され、虐殺された事実をみおとしはならないのだ。たしかにわれわれは、すでに虐殺を経験している。ピラをまいて殺される状況は、やはり警察署におけるリンチによる虐殺をおこってくるという性質を含んできている。だがしかし、治安維持法が全面発動されたときには、すでにまったく遅かったように、今日、国家権力のもっている最高の弾圧としてある破防法攻撃が全面適用されてからは、とりかえしがつかないのである。

今日、破防法の全面適用への地ならし、準備としてある弾圧は、アジア侵略の危機のもとで日本帝国主義の体制的危機をかけた攻撃としてあることをいささかもあまいにしてはならないのだ。したがって、この治安弾圧は、けっして避けておろすことのできない闘いなのである。いささかでもあまいにすれば、そのまま敗北と屈服と日和見主義にのめりこんでしまう道しか残されないだろう。

この治安弾圧への勝利なしに、七〇年代階級闘争の勝利は空語なのである。私の朝鮮人のある友人は、交通事故などで警察と話し合う機会があっても絶対に必要なこと以外は口にしたくない。署でお茶をばりにだされても絶対に「飲まない」といっていた。日本警察にたいする怨

そして今日、革命運動とその中心としての革命党と指導部、さらに獄中の同志へ、その攻撃は集中的にかけられてきている。

ここにおいて獄中の同志と運動と組織と指導部の防衛は弾圧粉砕闘争の決定的中軸となっているのだ。

この闘いは七〇年代政治闘争の第一級の政治課題として登場しはじめてきている。

われわれは、このことをくりかえし強調せねばならないのだ。支配階級にとって革命組織そのものの壊滅的弾圧が直接問題にせざるをえない時代になっているのだということ。

一〇、十一月から六月安保決戦はこの関係を一層進んだ対決の局面におしあげるだろう。

われわれは、ここにおいて、もう一度きびしくこの期間の弾圧に、ほんとうに勝ち抜いているのかどうかをみずから問わねばならぬ。たしかにわれわれは、昨年の四・二八にたいする破防法事前適用にたいし、四・二八闘争を爆発せしめ、あの全警察能力を動員した安保非常体制をも、一〇、十一月決戦においてうち破り、はっきりと勝利的展望をつかみきった。運動をたたきつぶすことをとおしてしか城内平和を実現しえない支配階級にたいして、これを現実の大衆闘争によってうち破るということの決定的意義ははかりしれない。

そして、一〇、十一月の戦士六〇〇名は半年の長期拘留において、まったく不屈の姿勢をうちぬいている。

だがしかし、われわれのなかに逆にくらした長期拘留が、あたりまえという認識を生みだしてはいないか。獄中リンチ、拷問、明治以来の監獄法にたいしていかなる反撃が組織されてきたのか！人

みが骨の髄までしみこんでいるので対面しているだけでムカムカするからである。

六〇年前、侵略の元兇、伊藤博文に鉄槌をうちこんだ朝鮮の英雄、安重根は、厳しい拷問をもともせず、終始一貫、毅然たる態度をもって死におもむいたが、日本の法廷で最後まで「日本帝国主義は自分を義兵として、交戦相手として扱うことを要求する」というどうとうたる裁判闘争を闘った。安重根は獄中に揮毫をふるい、人無遠慮難成大業、人人は遠くを思わねば大業はなし難い、と書きのこしている。

われわれ帝国主義国内部のプロレタリアも、また、この気骨を学び、これ以上の日本帝国主義への満身の憤怒と憎悪をもって、七〇年代、必ずや日本帝国主義を打倒する決意をうちかためねばならぬ。そこからはじめて七〇年治安弾圧粉砕にむかっの勝利の道があるのだ。

三 七〇年被告団の任務

一〇、十一月決戦の勝利的貫徹は、ついにメーデー事件をこえる六〇〇名の大統一被告団を生みだした。この大統一被告団は、革命運動が裁かれる時代に突入したことを公公然と宣言するとともに、七〇年代階級闘争をなう主体としての「七〇年被告団」として登場した。

五六年から六〇年代、いわば合法運動のみだしを敵権力がチェックするというかたちの弾圧から、一〇・八羽田から二年間の激動は六〇年代弾圧から七〇年代弾圧への決定的な質的転換をつくりだしている。七〇年代は、文字通り内乱の死闘の時代をきり拓くであ

らう。

かかる時代の最初の被告団として登場した一〇、十一月闘争被告団が「七〇年被告団」といわれる所以はここにある。あの東大田講堂死守というかたちをとって一点に凝縮され、つぎだされた東大闘争は、日本帝国主義一〇〇年の血にまみれた権取と抑圧の歴史を告発し、七〇年にむかって、安保粉砕・日本帝国主義打倒の旗をたかだかとかかげた。その裁判をめぐる壮絶な国家権力との非妥協的対決をしっかりとふまえて一〇、十一月裁判闘争ははじまるのだ。東大闘争のきり拓いた地平から七〇年裁判闘争は、一〇、十一月をとおして、一層本格的な政治として、階級闘争として登場している。ここには司法の幻想性を暴くとかすでに司法の幻想性は暴露されたからその他の闘いはとか、あるいは裁判闘争を「革命的」に闘うには限界があるとかいったオシャベリは通用しないだろう。

一〇、十一月の最前線になった反戦派労働者はもはや鉄鎖以外になにもをもたない、失うべきなものをもたない被告団として登場した。戦場を追われることを承知のうえで、生活が維持できなくなることを百も承知のうえで、なおかつ毅然としてプロレタリアの普遍的利害のために決戦にのぞんだのだ。

一〇・八羽田の闘いも、エンタープライズ阻止闘争もまず学生が最前線にたった。そしてまっさきに実刑判決をうけたのもたしかに学生だった。だがしかしこの二年間の激闘をとおして、ついに全世界を獲得する以外になにも失うもののないプロレタリア被告団が登場してきたのである。

国家権力を打倒することをおしてしか自己を実現しえないプロレタリアにとって当然裁判闘争は、階級闘争と深く密着し、その一

ているのだ。

七〇年被告団の訴えから七〇年春闘がはじまり、七〇年被告団が七〇年代階級闘争のすぐれた組織者となっている現実そのものなかに、七〇年代階級闘争と七〇年代裁判闘争は位置づけられていくであろう。

公然たるプロレタリアの反逆の開始は、反動化する司法権力と真正面から、「十一月」の闘いの質をもってぶつかるところ。

七〇年被告団は、法廷における被告団運動から大衆闘争としての被告団運動を戦場にもちこんだ。それは、自分の裁判闘争を階級闘争の前進のためにいかに生かすのかという典型でもあった。

こうした立場から全国反戦は、青木一男君を団長に、西浜楯和君、里中克彦君、芹生琢也君、種橋誠治君、高橋鋼一君を副団長に統一被告団を結成した。

全国の反戦派労働者は、この反戦労働者統一被告団とともに、この七〇年裁判闘争を総力をあげて闘い抜き、一〇、十一月決戦の最前線にないきった歴史的管制高地を、日本プロレタリアートの共通の地平に転化するだろう。

一〇、十一月闘争を真に闘った者が日本プロレタリアートにいかなる責任をおうのか！ その思想をいかに拮げ、その質にむかっ、て、巨万のプロレタリアをどのように結集していくのか！

七〇年被告団は、その結果軸になるだろう。その争われるべき争点は、当然、一〇、十一月闘争が、佐藤内閣の七〇年代安保Ⅱ沖繩政策と労働者人民との真向からの対決としてあった以上、この核心においてであり、警察国家的安保非常体制としてあった弾圧そのものである。安保Ⅱ沖繩問題をぬきにして、一〇、十一月裁判はまっ

環として闘い抜かれるであろう。

革命運動が本格的に法廷に立たされる時代をわれわれは迎えたのである。一〇、十一月裁判闘争は、法廷から全社会的階級闘争としておし拮げられるのだ。

東京地裁が、いかに被告をコマギレに分断しようとも、反戦派労働者被告団は、統一した姿をもって、獄壁をこえ日本労働者階級の内部にすでに登場している。逮捕された場所とか時間とはまったく無関係に、一つの戦場、一つの企業、一つの産業別労働者が被告団をつくる。その被告団が声明を獄中からはっきりすることによって六月安保決戦がはじまっている状況をみよ！ 同じ戦場で起訴されたNHKや松下電器被告団は、獄中から、七〇年春闘への決起をよびかけ、全通の被告団は、宝樹体制打倒を全国に働きかけている。鉄鋼の戦士は、室蘭から八幡現地まで一〇万の統一ビラをまき、化学労働者被告団は一月決戦の歴史的意義を全国のコンビナートを席捲して訴えているではないか！

いかに地裁がバラバラにしようとも、反戦派労働者統一被告団は、その確信に燃えて、いよいよ現実の階級闘争と深く結合し、前進するだろう。

七〇年被告団のこうした獄中からの発言は、日本労働者階級のなかに革命への確信を宣伝・煽動しつづけるのだ。

誰が、いったい、自己の生涯をかけて闘い抜いたのか！

その闘いがプロレタリアートに普遍的であればあるほど、現場の仲間たちは誰が本物であるのかを知りつくしていくだろう。七〇年春闘のなかでかつてないほど、反戦派労働者への期待と信頼がよせられてきている根拠もこうした一〇、十一月への戦闘から生れてき

たくありえない。

検察側は、一〇、十一月闘争の意味をいっさい意図的に捨象して、(昨年四・二八闘争の起訴状までは、一応政治目的にもとづく行為として目的を書いているが)〇〇で(場所)××をもって、石をなげた(行為)ということだけを記載した愚劣な起訴状をもって大量事務処理的判決をひきだすために総力をあげ、この立場から地裁は形式をととのえるだけにヤッキになっている。東京地裁は、一〇、十一月闘争が明確に政治闘争とあるにもかかわらず、この核心問題を抹消して、表面では行為を裁くといひ、その実は、思想を裁く(Ⅱ屈服するか、しないか)というやり方をもって被告を人質とした報復攻撃をかけてきているのである。

そして本年一月九日以来のたびかさなる、弁護団の審理方式に関する接洽要求をいっさい峻拒してきたのである。今までの慣行にも反するこうした措置は、まったくその前例をみない気狂いじみた暴挙であった。

司法の反動化はいよいよ露骨となり、階級裁判Ⅱ思想裁判としての本質はますます明確になってきている。

超人的ともいえる統一弁護団のこの期間の奮闘にたいして、はなはだしい弁護権の否定はその極点に達している。地裁は、分割に関する検察案を原案としてこれを全面的に裁判所案として提出し、四月二日すでに一方的に強行配点してきた。

七〇年被告団への権力のどす黒い報復の尖兵となった東京地裁は、弁護人、被告人の基本的防禦権をすら踏みじりはじめた。しかも弁護人の意見を聞いたという枯息なデマをもってしてである。その上、一方的な公判強行のための人質として身柄被告人を利用す

るといふ露骨さで九〇％にのぼる被告を半年にわたって長期拘留し続けているのである。

今日の東京地裁の弁護人無視、弁護権否認の暴挙は、もはや断じて許しがたい段階にきている。彼らは、この方式をもって、七〇年代裁判闘争の原型をつくりださんとしているのだ。スピード化された大量事務処理方式をもって、彼らの裁判なるものは、支配階級の階級的報復の一点にしぼりあげられつつある。

われわれは、こうした攻撃を真向うからうちかえす闘いにむかって弁護権獲得をめざす決定的な闘いを組織する必要があるだろう。ここで国家権力に屈服するとしたら七〇年代闘争と七〇年被告を守ることができないのだ。

統一弁護団への全幅の信頼の下、一人一人が、裁判の法技術的側面までも含め、精通すること、そして被告人自身が自己を階級闘争の最良の「弁護人」にして闘い抜くこと。昨年来こうした覚悟を一人一人がうちかため、「七〇年被告団」は闘い抜いてきた(在監者通信NO.1、六九・二二・二二発行)。被告が「七〇年被告団」として毅然として存在すること、ここにいっさいの出発がある。

検事や裁判官がわかるのにどうして労働者が(刑事訴訟法)を読んでわからないはずがあるうか！われわれは、そうした力を充分もっていると確信する。被告団が団結して闘争の正当性を主張し、検事の起訴を糾弾し、裁判長の権力的訴訟指揮にたいして基本的防禦権、弁護権を要求するのだ。もっとも信頼する統一弁護団もそのために全力をつくすだろう。

しかし、革命運動が本格的に法廷にたたき込まれる時代においては、裁判というものは「弁護士に依頼するもの」という今までの習慣

資料

東京拘置所女区における看守の弾圧

——新聞(赤軍派ハイジャック記事)

塗りつぶし事件について——

△稲生 治子▽

四月一日 午後五時三〇分頃、三月三十一日のニュースがストップされたことを質問したところ、区長がきて「黙れ！」と恫喝を加えたが、さらに「新聞がこない理由を明らかにしろ」と詰めよると、区長は「削除が多いから遅れている」と返答。

隣の房(樋口・菊屋橋九〇号・小堀)でガラスが破れた音がし、騒ぎが起りその後連れだされたことに抗議・抵抗したところ、男看守二〇人が導入され、眼鏡を奪われ、股間を摸られる。稲生にたいしては、手ぬぐいを口に入れ、半天を顔にかぶせて声をださせず、腕をつねりあげる(あざができていた)。

午後六時五分頃、電気を消した房に入れられる。

四月二日 朝食よりハンストに突入。男区に女子用の運動場らしきものを作り始めたのを見ても、男区転房が定着しそうである。したがって、定着阻止、「元の房に帰せ」を獲得目標とする。

四月三日 七舎(男区) 転房

△栗山美知子▽

四月一日 新聞がこないことに質問・抗議。看守三〇人、各房につく。運動禁止、医者禁止。夜、一階の八人(稲生・小堀等)連れだされ、内三名戻る。

は、きびしくいましめられなければならないだろう。階級対立がむきだしになって今日、こうした自覚的闘いは決定的に重要になってきている。

四・二八弁護団は、弁護権否認、弁護権無視を前提にした出廷は弁護権否認を追究することになるので、被告団ももっとも責任ある連帯行動をとって辞任するにいたった。こうした弁護団にたいして、獄中からただちに「かぎりない信頼をよせる」激電が弁護団に集中した。

四・二八被告団は、誰一人として反対するものもなく、うって一丸となって、この弁護団の革命的な態度を全面的に支持し、被告自ら先頭にたつて闘い抜く前人未踏の裁判闘争にむかって決意をうちかためている。

メーデー事件をはるかにうまわる「七〇年被告団」はメーデー闘争について積極的意義をなす一つ論じることのできない「メーデー裁判」ではなく、一月決戦の歴史的意義を誇りをもって確認し、論じつくしていくだろう。

そして「何もなかった」のに「犠牲になった」という論理ではなしに、胸をはって日本帝国主義を打倒する闘いの正当性を論じつくすだろう。

自己を最良の弁護人として鍛え抜く決意をかためた一〇、一一月裁判は、同時に日本労働者階級のまったく新しい歴史をきり拓いていく七〇年代裁判闘争として今日的に位置しているのだ。

筆者は、日東化学鶴見工場労組青年部活動にたずさわリ、六五年、神奈川県反戦事務局局長を経て、現在、全国反戦救対事務局

四月二日 昼食よりハンストに突入。

△佐藤 路世▽

運動中止一八舎だけ都合により中止とのこと。

四月一日 前日の新聞渡されず。質問にたいして懲罰が加えられる。

四月二日 八舎(福沢・榎沢)四五人に懲罰が加えられ、四人の男看守に連行されていられる。三十一日の夕刊、一日の朝刊、午前一〇時渡される。一日夕刊、午後五時渡される。ハンスト突入。

四月三日 二日朝刊、午前一〇時着。午前九時頃、八舎(女区懲罰房)から四人くらいを、一人に七、八人の看守をつけ、口をおさえ、殴る、けるの暴行を加えながら連行。(昨日までは一人につき看守四人)榎沢祐子他三人は全員八舎に戻る。

佐藤多恵子、斎藤直美が、窓から「暴力をやめろ！」と叫んだところ、「六房だ！ あいつをひっぱりだせ！」と命令し、二人を連行。一一時三〇分頃、帰房。

午前八時三〇分頃、二階七房の藤田澄他一人が、昨日体操がなかったことと、診察がなかったことをたずね、「区長面接でもしなさい」と言い争いしているうち、二人ともどこかへ連行される。(なお藤田は病氣中)

△田中須美子▽

三月三十一日 夜一人がどこかへ連行される。

四月三日 運動場で五、六人が抗議行動をとり懲罰房へ移された。タオルで口を押えられ連行。午前九時頃、悲鳴が三分くらい続いた。

一房では、昨日弁護士より連絡を受け、朝食よりハンスト突入。獲得目標 ①新聞の削除をやめろ ②転房者を帰せ ③女区の過剰警備反対。

△樋口由起子▽

三月三〇日 新聞とっている。ハンスト中。
四月一日 大声で「新聞を渡してくれ、今日中に渡せないのはなぜか」と要求。声が大きいと同房(二房)の菊屋橋九〇号と小堀の三人が区長(男)に「黙れ」といわれる。二、三分やりとりあり(シユプレヒコールなし)→房からひきずりだされる→弾圧粉砕のシユプレヒコールで抗議・抵抗。

看守の話—転房二人(八人、七舎)、懲罰の申し渡さない(いつもなら翌日申渡)。寝具だけ。

四月二日 懲罰の申し渡さない。運動あり、文書授受、衣類届く(午後)。ハンスト—七舎(男区懲罰でない房)。

四月三日 七舎転房

△藤沢 汎子▽

三月三一日 夜、米沢、伊藤→転房。夕方、ラジオストップ

四月一日 新聞こない。ラジオもストップ

四月二日 未懲罰、転房なし。本日から(一週間)ハンスト、女舎二階、一階全員。要求→新聞、ラジオ・ニュースの検閲廃止の要求・抗議(要求、不当勾留)

シユプレヒコール、午前中。厳戒体制→運動中止、男区の看守がくる。見張りがつく。

なしにされ、昼ごろ八舎にもどった。

朝、新聞まだ(三月三一日夕刊、四月一日朝刊)。

ハンスト→今の段階で適当な手段ではないという結論になり決行していない。—八舎全員の意見。区長面接要求中。

四月三日 一日の懲罰後(七舎)→八舎に移された。八舎七房の独房に入る。

新聞は三月三一日より全部残っている。

房の窓を開けてくれぬ。→いつもは換気のためときどき外から開ける。理由を求めたら、区長がとんできた。区長が胸ぐらをつかみ(福原を)外にひきずりだし、八舎のうち六人位を検査箱に二時間位とじこめた。

看守に顔を平手で殴られた。意識的に目に指をつっこむ。

八舎一房→伊藤範子、五房→榎沢、七房→福原、八房→高橋、九房→秋山。

榎沢も昨日と今日、他の者と同じく箱にとじこめられ、いっしょにできた。

八舎は、いまのところ連行され帰ってこない者はいない。

男の看守がつねにうろろしている。夜、寝てものぞいている。独房だし気味が悪い。

△掘世 紀子▽

四月一日 夕方から男子看守が二〇名位が女区に入っている。ふだんは男子は一名から二名のみ。

ハンスト突入(一週間、無期限)、①長期不当勾留 ②新聞検閲に反対し、③弾圧粉砕。

四月三日 二階四房、朝、区長面会申し込み中。新任区長が暴力主義的なので、法務大臣への不服申し立てをしようと考えている。歯の治療を受けている。昨日、診療しなかった。

△福原瑠都子▽

三月三〇日 むしろの件(運動時間、午前一〇時ごろ)。今までむしろをマット代りにしてはだしてなわとびをしていた(下は土)。

この日、むしろがでなかつたので要求。
午後三時ごろ区長面接—区長「むしろは運動具ではないからだせぬ。運動場で寝てはいけない。区長命令は絶対だ。」

三月三一日 むしろなしで(土の上に)寝ころがっていた。運動が終ってから休息。区長がきて→運動中止→福原「理由は?」

→区長「問答無用だ、ここをどこだと思っている」→区長が福原の足をもち、他の看守二名で身体をもち上げて房へ連行。

弾圧抗議のため、四月一日に全員寝ころぶことを決定。

四月一日 入浴日で運動なし。

新聞の件→いつもは一時ごろくる新聞がこない(前日の夕、当日の朝刊)→区長面接要求→夕方→回答なし、新聞のことがはつきりするまで点呼拒否。

四月二日 全員、運動場で寝ころんだ。午前一〇時ごろ一〇名以上の男子看守を大動員。写真班、八ミリカメラ、身体検査用の箱をもってくる。八舎全員(六名)を暴力的に連行し、検査箱のなかに全員入れた。理由をもとめたら防声具をはめられた者もいる(伊藤紀子)。

首を壁に押しつけられ、口の中に二時間くらいタオルを入れられ

四月二日 青山同房者→二階五房。運動中止。

四月三日 二階五房二人。(青山由紀子)午前八時半、藤田他一名

連行、転房。

杉山という女看守が一人で全部の者を転房させている—現認者

反戦パージの政治的本質に関する一考察

松本健男

(弁論士)

一 反戦パージの階級の本質

この数年間におけるわが国の階級闘争の新しい特徴は、いうまでもなく反戦派の登場であり、その登場をもたらした諸要因に規定される組織と行動形態、ならびにそれがもたらした階級の力関係の変動と大衆の階級の分化の発展である。新左翼運動(私の好きな表現ではないが)、あるいは反戦派の功罪についてはすでに広範に論じられているが(もっとも、これを徹底的にかつ正しく解明したといえるものは絶無に近いが、それはこの運動に対し最終的かつ断定的評価をくだすには、なお時期尚早だという点があるからでもあろう)、どの観点に立とうとも、これがわが国の階級情勢に根本的な変化をもたらしたという事実を否定することはできない。

反戦派運動の基本的特徴を指摘するならば次のようにいえよう。

(1)まずそれは米帝国主義によるベトナム侵略戦争を契機として生まれ、その犯罪性を暴露すると同時に、それへの日本独占資本のなる。すなわち反戦派運動の最大の長所は、日共を含む既成党派が実質的に放棄してしまつたかみえる革命の理念を実践的な到達目標として明確に提示したことであり、最大の弱点は、いまだに脱却できない小ブルジョアの属性のために、運動を現実の大衆の基盤と意識的にか無意識的にか切り離してしまふ狭くてもろいサークル主義に陥りやすいことである。換言すれば、純真な英雄主義には事欠かないが、真の粘り強さ、継続的努力、実践的練達に欠けているということがある。

反戦派運動の抬頭はその本質的弱点にもかかわらず巨万の大衆に反戦力・反体制の意識を目覚めさせ、部分的には実践的行動に立ち上がらせさせた。大衆集会においてカンパニア的に、「ベトナム侵略反対」「アメリカ帝国主義打倒」を唱和していたのにすぎない欺瞞の形態を否定し、青年労働者・学生は反帝の実践行動に立ち上がり、羽田において、佐世保において、三里塚において、実際に敵権力に対して捨身の姿勢で死物狂いの抵抗を試みた。あの運動の高揚期におけるいくつかの政治決戦のなかで示された反戦派労働者・学生、英雄的な闘いがわが国の政治情勢に与えた深刻な影響は図り知れない。反戦派の闘いは政治党派の偏見に縛られていない広汎な大衆に強烈な政治的覚醒をうながしたが、同時に支配権力に深刻な危機感とこれを徹底的に弾圧しつくそうとする固い階級の決意を生じさせた。それ以後二年間の経過は武装した権力と反戦派の間に繰り広げられた政治闘争を示している。

二年間にわたる政治闘争の総括をここで行なう必要はないが、反戦派運動が日米共同声明によって示される日米帝国主義の政治的・軍事的・経済的合体制下において、新しく飛躍のいきびしい政治

全面的な経済的加担と、これを重要な要因とする帝国主義的再編成と肥大化に対し意識的に闘うことを自明の目標としたこと。

(2)その組織の対象が学生・労働者・市民・インテリゲンチアのいずれであるを問わず、国際共産主義運動を含む既成の政治組織と断絶しあるいは一線を画して組織化が進められ、個人的自発性が組織化の基礎とされたこと。

(3)組織構成の主体と傾向によって行動形態はまちまちであるが、概して実行行動が高く評価され、多数決原理が軽視されたこと。

反戦派運動の長所も弱点も、右の特徴からおのずから明らかとなる。まず第一に、これが掲げた終局目標としての帝国主義打倒の理念は疑いもなく正しいし、そのための手段として実力(暴力)を不可欠とみることも基本的に正しい。第二に、これが新しい党派や組織として現われることには必然性がないとはいえないが、既成組織一般と実際に断絶して、しかも大衆を獲得しようと考えたことは幼稚であり、ましてや国際共産主義運動、ことに現存する社会主義体制との連関を自覚していないとすれば、致命的な誤りを犯していることに

情勢のもとに立たされていることはまぎれもない事実であり、この点につき些かでも甘い幻想や楽観的希望を抱くことは許されない。

いつの時代にも動に対しては反動が生まれる。動が烈しければ烈しいほどその反動も烈しい。反体制運動にとつても高揚期に連続する沈滞期は絶対に避けることができない。沈滞期に絶望することができないものは、高揚期においてそのまま勝ると錯覚していたものか、どれほど腐朽した体制でもこれを打倒するには場合によっては数世代を要するという歴史的現実には無知なものである。

歴史的法則にもとづいて、いま反体制運動全体、とりわけ反戦派労働者に対し鋭い階級的攻撃が加えられており、よりきびしく加えられる続けようとしている。反戦派運動は支配権力によって加えられるこの階級的攻撃を、自明のものとして受けて立たざるをえない。この階級的攻撃を避ける方法は全くない。問題はこれをいかに受けとめ、これにいかにかに反撃し、いかにして攻勢に転ずるチャンスをつかむかである。

それでは反戦パージに示される階級的攻撃の要因を探究してみよう。

一口でいうならば、日米共同声明に示される日本帝国主義の本格的確立の一翼としての国内治安態勢強化の必要性である。

すなわち、朝鮮戦争による特需景気によって著しく回復した日本独占資本は公共投資と海外投資を主軸とする六〇年代全期間にわたる未曾有の高度経済成長政策によって帝国主義的経済基盤を完全に確立したが、今後の資本主義的発展は次の要因によって制約されるものと思われる。

(1)アメリカの景気後退(ベトナムの出血を一つの要因とする)が

惹き起こす世界的な市場縮小傾向と、高度成長の結果としての巨大生産力との矛盾の深刻化。

(2) 国際独占資本相互における烈しい市場競争、とりわけ日米両国市場ならびに東南アジア市場における日米両独占資本間の競争の激化。

(3) もっとも利益率の高い確実な投資としての軍需産業の飛躍的發展と予算の肥大化、これがもたらす急速なインフレーションによる実質賃金の低下と富の偏在的集中化。

(4) 極端なオートメ化の進行による経済の二重構造の深刻化と余剰労働力の創出、労働者の階層的分化の進行と中小企業の急速な消滅。

(5) インド、ラテン・アメリカ、東南アジアにおける社会主義革命の現実化あるいはその進行がもたらす世界市場の不安定性の増大。

さらにこのほかに社会主義諸国との経済関係が極めて重要な役割を演ずるだろう。朝鮮戦争ならびにベトナム戦争の真の原因がアメリカの巨大な産軍共同体の利益に有したことは見易い道理であるが、マンモス化した日本独占の利益が新しい戦争体制を要求しないという保障はどこにもない。むしろ狭隘化した世界資本主義市場を前にして貧欲な日本の巨大資本が経済の軍事化にその活路を見出すであろうことは論理的必然である。しかも経済の軍事化はトータルな意味において国民大衆の収奪により成り立つから、七〇年代における日本の帝国主義的發展は六〇年代の理想とされた大衆福祉国家のイメージと鋭く矛盾するに至る。独占資本はこの矛盾を政治的危機化しないために周到かつ断乎たる方策を要求される。その一つが過半数の国民大衆の体制内統合化であり、そのために必要最少限度

しなければならぬのに、ほかならぬ権力機関の内部に帝国主義的再編成にブレーキをかけたりこれを公然と批判するとき分子が存在することが許されていることは自己矛盾も甚だしいと、かれらは考える。口先だけでなくその実践において国民主権の理念に立脚した民主主義擁護に努めるものは、七〇年代の帝国主義権力にとってはその發展を押しとどめる不逞の輩であり、権力機関の内部に存在するときは意識的な破壊分子であり、国際共産主義運動の手先である。

このような帝国主義時代における支配権力の論理から、反体制運動に対する弾圧はいま二つの側面から急速に強められようとしている。その一つは、官公庁、民間を問わず実力的な反体制行動に参加するものに対する徹底的弾圧、すなわち企業排除(レッドページ)であり、もう一つは、国家権力機関(自衛隊を含む)からの反体制組織員の制度的一掃である。前者はもちろん反戦派労働者がその対象であるが、後者はそれにとどまらず、既成党派、主要には共産党員もその対象となる。したがって、反戦ページは反戦派労働者に特有のものではなく、もっと基礎の深い階級運動全体にかかわるものであることを指摘しておくことが重要であろう。

二 レッドページの歴史的特質と法的手段

レッドページ(以下レバという)は古くして新しい問題である。

それは個別には人道問題でもあるが、本質的には社会問題である以上に政治問題であり、体制権力の反体制派に対するもっとも徹底した政治攻撃の一部である。

における社会福祉や公害防止対策の実施、基幹産業労働者の一部の買収(相対的高賃金と社内的優遇措置)と民労懇結成にみられるイデオロギー対策(労働組合の反共化)、管理的、技術的労働者を主軸とする中産階級の意識的育成等が図られる。

別の一つは、いふまでもなく反体制運動の物理的圧殺であり、その根絶である。ここでは独占資本と国家権力は鉛と鞭の政策をとり、非妥協的な反戦派に対しては徹底的な弾圧を加え、根本的対決の姿勢を放棄した政治党派に対しては恫喝と懐柔によってさらに右翼化と無害化を図ろうとする。

秦野警視總監の都議会における日共攻撃は後者の一例であり、日共幹部が意識的にだしてきた弁明(暴力革命を目的としているという)のはデマであり中傷である()によって完全な成果を取めた。また青年法律家協会に加入している裁判官が公正な裁判をする適格性に欠けているとする最高裁ならびに法務省当局の攻撃は進歩的法曹に対する意識的な政治攻撃であり、七〇年代の治安政策を貫徹するために、護憲的、反官僚主義的勢力を司法機関から一掃する必要性をかれらが痛烈に意識し目的化しはじめたことを意味する。京都府知事選における狂気じみた蜷川攻撃もその軌を一にする。かれらは大衆的な反体制組織に対しては秦野発言にみられるように一切の革命的傾向との絶縁を執拗に要求し、反体制の仮面をかぶった無害な改良主義政党に転換することを強要する(そして、現実はこの試みに相当程度成功している)。しかし、いやしくも権力機関自身の内部に反体制派が存在することは単なる恫喝や懐柔だけではすませることができない現実の危険である。権力機関は権力たるにふさわしいイデオロギーによって一部の暴力分子を除く圧倒的多数の国民を正しく領導

レバは、支配権力が反体制運動に危険な要素を発見し、これを抑圧する切実な階級の利益にもとづいて、これを強行することによって自身自身に致命的な危険がはね返ってこないか、一定の方策によりこれを防止または抑止できるといふ自信のもとに、実施する反体制派の企業排除措置である。

全面的なレバは周知のとおり朝鮮戦争開始直後の一九五〇年七月以降、新聞・放送機関を皮切りに、官公庁、民間を問わず文字通り全国のすべての重要産業部門より、共産党員ならびにその同調者を問答無用で排除しつづけた。被解雇者は新聞・通信・放送関係七四五名、電気産業二一三七名、石炭工業二〇二〇名、化学工業一三四六名、第一次金属製造業一〇四八名をはじめ合計一〇八六九名に達し、その後の労働運動に決定的な打撃を与えた。

占領体制下のレバをここで解説することは本稿の目的ではないが、当時と現在とは政治的・経済的条件が著しく変化しているとはいえず、レバのもつ階級の意義はいささかも変化したわけではなく、当時の経験から学びとるべき教訓は余りにも大きい。

レバは朝鮮戦争開始の前後にわたる連合国最高司令官マッカーサーの声明ならびに吉田首相宛書簡を大義名分として強行された。すなわち五月三日付声明の中でマッカーサーは、日本共産党が「公然と国際的略奪勢力の手先となり外国の権力政策、帝国主義的目的および破壊的宣伝を遂行する役割を引受けた」とし、これ以上これが合法政党としての権利を有するかどうか疑わしいと述べ、六月六日付で日本共産党中央委員の、六月七日付でアカハタ編集者の公職追放を、六月二十六日付でアカハタの三〇日間の、七月一日日付でアカハタおよびその後継紙ならびに同類紙の無期限にわたる発行停止を

それぞれ指令した。占領軍当局、日本政府、独占資本幹部の三者は、六月二五日朝鮮戦争が開始されたという非常事態を利用して、このさい米帝の侵略戦争遂行とこれに全面的に依存する中で帝国主義的復活を図ろうとする日本独占の戦争協力の最大の敵対者である共産党に対しこれを企業から追放することによって徹底的に弾圧を加えることを計画し、マ声明とマ書簡の趣旨を拡大してあたかも全基幹産業からの共産党員の追放が占領軍当局により命令されたかのごとき仮装の下にこれを強行したのである。したがって実質上占領軍の命令であることを絶対的な大義名分とし、労働協約や就業規則の制約を無視し、まず経営者から労働組合に整理基準と対象者氏名を示して承認を求め、該当者に対しては期限を示して退職しない場合には解雇する旨の通知をなし、即日該当者に職場、建物からの退去を求め、応じない場合は不退去罪や住居侵入罪を理由に逮捕した。整理基準は大体官公庁の場合には、

共産主義者またはその同調者で、公社（または官庁）の機密を漏洩し、あるいは業務の正常な運営を阻害する等秩序をみだしたはみだす虞のある者

民間企業では、

破壊的言動をなしあるいは他の従業員を煽動し若しくは徒らに事端を繁くする等法の權威を減視し業務秩序を紊り業務の円滑な運営を阻害するがごとき非協力者または事業の公益性に自覚を欠く者

のように極めて抽象的な表現が用いられ、排除対象は、

イ日本共産党員(登録党員、偽装脱党者、偽装被除名者、秘密党員)

ロ同調者

と確信していても大衆的支持のないところで自分一人で闘争を起こすことはできないからである。このことはたとえどれほど革命情勢を待望してもこれを主観的に作り出すことはできないことと同一であり、一切の階級闘争は事物一般の法則性にしたがい、一定の客体的条件と長期にわたり準備された主体的条件の結合によってしか勝利を獲得することはできないからである。したがってこの徹底したレパ攻撃に対して、極めて僅かの例外を除いて反対闘争が組織されなかったという事実は、被解雇者の主体的受けとめ方もさることながら、当時の複雑かつ困難な闘争の条件下で共産党員が堅固な大衆的支持を獲得することに成功していなかった事実を物語っている。

前述したように七〇年代の当初にあたる現在、支配権力によるレパ攻撃が再び全面的に加えられようとしている。この数年間の階級的激動とその権力による一応の收拾という現在の段階ほど権力にとってレパ攻撃の追い討ちをかけるのに適した時期はない。権力は七〇年代という危険な坂を登りつめるためにはあらかじめ反体制運動に対する致命的なとどめをさしておく階級的使命を感じている。そのもっとも顕著なあらわれが階級的実力行動に対する法の基準を無視した大量無差別逮捕、長期拘禁、実刑判決であり、もう一つが同じく法の基準をまったく無視した企業排除措置、すなわちレパである。

最近の反戦派ページはいわば本格的なネオ・レッドページの前衛というべきものであり、これと有効に闘うか否かが全面的レパを許すか否かに直結している。

最近における反戦派ページはおおむね二つの類型に大別できる。一つは職場における闘争そのものを排除理由とするものであり、大

に類別されていた。ちなみに右の登録党員というのは、団体等規正令七条にもつき登録していた党員のことであり、解放軍規定や誤った公然化方針により共産党員の大多数はあらかじめ権力の前でい

わば裸にされていたのである。占領軍の強権を楯にしたレパ攻撃は完全な勝利を収めた。前の年の四九年に国鉄一〇万人首切りをはじめ、ドッジ・プランによる思い切った合理化攻撃に対し有効な闘いを組むことができなかった労働者階級は、いままた激しい資本攻撃の結果としての組合分裂と、何よりも当の共産党自身の闘争放棄によってレパ攻撃の貫徹を許してしまった。故斎藤一郎氏は『戦後日本労働運動史』の中で次のように指摘しているが恐らく正当であろう。

「レッドページで攻撃の矢おもてにたたされたのは共産党であるから、とうぜん闘争の先頭に立って闘うべきであったが、それをしなかった。闘争はぜんぶ大衆にうけおわしてしまった。共産党所感派はレッドページは労働者階級にたいする占領軍のいどんだ大思想戦であり、もっともするどい政治的攻撃であることをつかまなかった。それはまた朝鮮戦争をやりぬくための必要かくべからざる準備の手段であった。所感派はレッドページにたいする闘争を単に組合活動家をまもれという闘争にひきさげてしまった。首をきられた共産党員は『おれは党員だからまあいい』として党員でないものの首切りをとりけせ』というのが会社に要求するただひとつの理由であった。かれらはいたるところでただそれだけの闘争しか組織しようとしなかった。自分の首のために自分が闘わないでどうして大衆をたちあがらせることができよう。」

しかし問題はもっと深刻だったであろう。たとえページを不当だ

阪でいえば、マッセントを提起し休憩時間等を利用して食堂等大衆的宣伝を継続した中央電報局ストライキ実行委員会の労働者五名の懲戒免職、二四時間のバリケードストライキを行ったことを理由とする図書月販労組大阪分会員七名の懲戒解雇、二四時間のスト実施を理由とする枚方市立学校警備員四〇名に対する委託契約解除を理由とする解雇等がそれである。もう一つは政治的街頭行動において逮捕されたことを理由とするものであって、最近勝訴決定が出た三菱電機伊丹工場の前原英文君の例がその典型であるが、電電公社への採用内定が地区反戦によるデモで逮捕された事実が判明したとの理由で取消されたような例もある。

そして右の二つの類型はいずれも本質的に共通の理由、すなわち、反戦派排除の必要にもとづいている。

本年三月一日神戸地方裁判所尼崎支部（山田義康裁判長）は三菱電機株式会社に対し地位保全仮処分を申請していた前原英文君に勝訴決定を下したが、その事実関係は大体次のとおりである。

前原君は反戦派労働者の一人として四二八闘争に参加したさい、新橋、有楽町間の東海道新幹線線路上で一八〇名におよぶ学生らとともに現行犯逮捕され、浅草署で勾留されたうえ、新幹線特例法違反、凶器準備集合、公務執行妨害の罪名で起訴され、同年二月八日漸く保釈が認められるまで小菅刑務所に収監されていた。同君は上京に先立ち会社に対し四月末日までの有給休暇を届出し、また不測の事態を慮って友人に、もし会社の休暇あけの五月六日出勤しなかつたら有給があつて一〇日残っているのだから休暇届をしてくれるよう頼んでいたが、五月一日接見にきた岡邦俊弁護士に欠勤届の提出を改めて依頼した結果、同弁護士を通じて同月一六日提出されるに至

った。なおそれまでに友人より電話による欠勤届出がすでになされ
ていた。会社はその間に警察署より、「従業員らしい人物が勾留され
ている」旨の連絡を受け、総務課長を上京させて同君を確認する
とともに、二回にわたって接見禁止中の同君に接見を許されて自主
退職を強く勧告して拒否された結果、五月二十六日同君を「昭和四
四年四月二八日暴力行為をなし、かつ東京地方裁判所に起訴され
たこと、ならびに無届欠勤が引き続き七日以上に及んだこと、社員
としての体面を著しく汚し、また社員としての本分にもとる」と
の理由で懲戒解雇した。

同君が所属していた尼崎反戦青年委員会のメンバーや職場の反戦
活動家を中心に「前原君を守る会」が結成され、熱心に解雇撤回闘
争に取組んだ。労働組合と三菱労働者にこの不当解雇問題を自分の
問題として取上げさせるための職場討議や委員会での討論、継続的
かつ不屈に闘い抜かれた門前でのビラまきやよびかけ、制、私服警
官の包囲の中での数度にわたる門前集會等である。他方、根拠のな
い長期拘禁を強制された前原君自身も仲間との闘いに励まされてよく
頑張った。同君の常日頃からの真面目さ、向学心、階級的自覚は長
期拘禁の間にさらに鍛えられた。同君は保釈後決定に至るまで、さ
らにそれ以後も文字通り、連日捨身の就労闘争を繰り返してその都
度、暴力的に構内より排除された。

前原君と反戦派労働者のこの不屈の闘いは権力機関である裁判官
の人間の良心を揺り動かしたに違いない。単に表面的な力関係だけ
からみればあまりにも隔絶したこの困難な闘争に前原君は勝利（極
めて部分的であろうとも）を勝ちとったのである。

決定理由の骨子は、第一に、「風紀を乱し、または秩序を破ったと

るために闘ってきたもつとも主要な勢力は階級意識をもった労働者
階級だという事実であり、戦後民主主義の化身のようにみえる進歩
派教授や文化人ではないということだ。性急な気分とせっかちな態
度で階級闘争を闘い抜くことはできない。これまで労働者階級が主
として依拠していた武器をそのなかに改良主義に墮しやすき要因が
あるとか、新しい情勢は新しい質を要求するといった理屈だけで否
定してしまう態度（年令的にか経験的にか若い党派や人物が極めて
陥り易い傾向）はすぐれて小ブルジョア的であって、多少とも階級
的に練磨された部隊は、たとえ、どれほど僅かであろうとも闘いに
よって獲得した成果を確実な代償もなく手放すような愚挙に組しな
いだらう。ということ、たとえ権力機関によって与えられたよう
にみえる権利も、実際には言語につくしがたい苦闘を乗りこえてか
ちとられたものである以上、それは人民の財産であり、人民の財産
として活用し擁護し発展させるべきだからである。いま、われわれ
がおかれている冷峻な階級情勢の中でわれわれが切り捨ててしまっ
ていよいよ民主主義的、改良主義的な権利が一つでもあるだろう
か。非合法活動は階級の権利だといって合法的な言論活動の諸権利
を軽視することが許されるだろうか。敵階級と非妥協的に闘うこと
が階級戦士の任務だからという理由で、敵権力の施物を拒否するた
めに、釈放を要求し拘禁に抗議することをやるべきだろうか。当
然のことながら決してそうではない。われわれはすでに獲得してい
る諸権利の一つでも自ら手放すべきではなく、より大きな権利を獲
得するためにより小さな権利が犠牲になることを堪え忍ばねばなら
ないだけだ。なぜなら、われわれが権利を手放すことによって権力
は疑いもなくその自由の領域を拡大するに違いないから。

き」「不当に他人の自由を拘束し、または名誉を毀損したとき」「他人
に暴行または脅迫を加えたとき」はいずれも職場の行為を対象とし
たもので業務を全く離れた行為に適用する余地がない、第二に、「刑
罰にふれる行為があつて、社員としての体面を著しく汚したとき」
の認定はいやしくも懲戒解雇という従業員の生活権をおびやかす処
分の基礎となるのだから、行為が客観的かつ明白な場合でなければ
ならず、有罪裁判の確定によらない場合は通常人をして十分納得
させるに足る証拠資料を必要とし、単に起訴されたというだけの事
実では足りない、なお、五万四千人の従業員のなかのひとり起訴
されたことよって会社の体面が傷ついたとは考えられない、第三
に、「正当な理由なしに無届欠勤引き続き七日以上に及んだとき」に
形式的に該当するとしてもやむをえない若干の遅滞にすぎず、しか
も本人の予測しない逮捕、勾留と接見禁止処分によるもので懲戒の
理由に当たらないとするものである。

尼崎支部のこの決定は、反戦派に対する支配階級の敵意と一般大
衆の根拠のない偏見の中でかちとられた貴重な成果であり、今後の
反レバ闘争の中で活用されるべき論理を含んでいる。この決定の論
理は前述したとおり、今、まさに支配権力がほかならぬ国家機関か
らの排除を意図している国民民主権の理念に立脚した民主主義擁護の
思想なのである。

われわれはこの短かい期間「戦後民主主義を否定せよ」という新
左翼党派の絶叫を耳にしてきた。しかしこれらの絶叫の多くはあま
りにも非科学的な勝手極まる似非論理であつたり、単に莫然とした
既成組織に反発するためのスローガンであつたりした。ここで確認
しておかねばならないことは、人民の民主主義原則を真に擁護す

三 反戦ページに対する今後の課題

七〇年代階級闘争の中で反レバ闘争は弾圧反対闘争の一部として
極めて重要な位置を占めている。そして反レバ闘争の主要な領域が
反弾圧闘争と全く同様に大衆闘争の中にあることは改めていうまで
もない。裁判闘争は全体から切り捨てることのできない不可欠の一
部ではあるが決して階級闘争の主要な領域ではない。ただし裁判闘
争自体が全体的な階級闘争の現状の正確な反映であるにすぎず、裁
判闘争の勝敗も基本的には全体的な階級闘争の力量によって決定さ
れるからである。これ故に裁判闘争によって階級闘争を切り拓こう
としたり、階級闘争の勝敗を裁判闘争の成否に賭ける試みは、その
目標が無罪判決や勝訴判決であつたり、あるいは法廷秩序の破壊や
司法機能の麻痺であろうとも、いずれにせよ本末顛倒であり破産を
免れない。なぜなら全体的な階級闘争によって権力を孤立化させ追
いつめることができないうちに、いわば権力の舞台である法廷にお
いて逆に権力を追いつめようと考えることは権力のブルジョア民主
主義的公正と寛大に対する過度の信頼以外の何ものでもなく、その
本質において非階級の思考方法にはかならないからである。

ここで裁判闘争の任務について一言するならば、いかなる条件の
下においてであらうと、またいかなる理念の実現を目標としようと
も、具体的かつ現実の反弾圧の効果をあげることが義務づけられて
いることである。階級闘争の厳しき、権力と反体制側の力量の格差
のために、反弾圧の効果をあげることがほとんど不可能にみえ、効
果を期待することが日和見のたとみなされかねない場合において

も、この任務は変らない。たとえば東大闘争の被告人らの釈放をかちとることは未経験な人からみればほとんど絶望的に思えたかも知れないが、救援活動の技術者がレトリックや空文句ではなく、真に有効な実務の対応をしていた場合には、比較的早期に（六九年七月までに）獲得しえたと言信をもつていえる。耳目を聳動させるような、前人未踏の新しい質を含んだ、原則をこえた、魅力的な、言葉や論議や決意表明に夢中になっている間に、すなわち実際の役に立つ仕事（釈放のための勾留取消請求等々）ではなく、革命的な空文句と英雄的気分が酔いしれている間に、とり返しのつかない貴重な時間が空費されてしまった。権力が動揺し、自信を失いかけ、階級的にどちらを選択すべきかに少しも迷っている瞬間を決定的に利用しつくないで、いかにして権力から極めて僅かの譲歩さえかちとることができようか。権力に時を与えることは反体制運動にとって犯罪的事である。裁判闘争にとっての基本的任務である反弾圧の目的を忘れることは、裁判闘争そのものの自殺行為である。

このことは反レバ闘争にとっても全く同様である。レバ攻撃はすぐれて階級的攻撃であるから、これに対してはすべての階級的力をふりしぼり、全力をあげて反撃せねばならない。そしてこの場合依然としてもっとも主要なことは大衆を反撃に組織せねばならないという真理であり、また大衆を組織しうらためにはその階級的利益に依拠しかつこれに奉仕する理論と実践が不可欠である。

前原英文君は次に述べている。

「われわれはこの不当解雇撤回闘争を単に個別三菱あるいは尼崎における闘いに終らせないためにこの闘争の基軸を不当解雇撤回と軍需生産阻止の闘いとして設定して進めてきたわけです。そして、こ

の不当解雇撤回のための闘いとして実践的には資本に処分を撤回させるための実力闘争と、闘争を大衆化していくものとして裁判闘争を二つの柱としてきました。われわれは刑事裁判において司法権力の反動化が急速に進んでいる現在の状況の中で、民事訴訟に依拠することはできないわけですが、闘争を進めるに際し大衆に問題提起しわれわれの運動の中に包摂していく契機を与えていくものとしてこのような法廷闘争すらも最大限利用していかなければならないと思います。したがって、問題はこのような裁判闘争の展開によって問題意識をもちはじめた労働者の意識をいかなる運動によって全面開花させ階級形成をはかっていくのか、としてあるということがいえると思います。」（『前進』四七五号）。ここに裁判闘争の正しい理念が語られていると思う。階級闘争はそれが非妥協的な強固な質を保有しているかぎりその発現形態が一見穏やかであろうとも、最終的に敵権力による苛酷な弾圧を避けることはできないであろうが、たとえその弾圧がどれほど熾烈であっても、階級闘争が広汎な大衆的基盤を有し、大衆の利益に奉仕し、大衆を組織することに成功しているならば、必ずこの弾圧を打ち砕き権力を打倒することができるというのであり、逆に階級闘争が広汎な大衆の基盤を欠いているところでは、個々のどれほどすぐれた英雄主義が発揮されようとも勝利の可能性はないということである。

現在のきびしい階級情勢、すなわち実質的には破防法体制が予防検束、長期拘禁として確立されつつあり、近い将来において反体制組織の非合法化が強行されようとしている情勢下において、反レバ闘争の階級の意義を顧みることが反体制運動全体とりわけ反戦派労働者にとって必要なことである。

裁判闘争の獲得目標について

倉石 庸

治安弾圧の現段階と問題の所在

一九六七年一〇月八日の羽田闘争から昨年の十一月決戦にいたるわずか二年余のあいだに、闘いを担った学生・労働者・人民の逮捕者数は、実に一五、七〇〇名、起訴者数二、六〇九名、家裁送致者数二、三六四名（以上昨年一月二日現在、その後）におよんでいる。

憎むべき虐殺によって、六〇年安保闘争での樺美智子さん、六五年日韓闘争での日本大学生和井田史朗君にひきつづき、この間、六七年一〇・八羽田弁天橋の闘いで山崎博昭君、六八年王子闘争での市民榎本重之氏、六九年一月決戦を前後して、埼玉大学生滝沢紀昭君、関西大学生津本忠雄君、岡山大学生糟谷孝幸君、さらに本年に入って、日本大学生中村克巳君の生命が、あるいは機動隊の手によって、あるいは権力の手先によって奪われた。

六九年一〇・二一、高田馬場から新宿での闘いで、第八機動隊員和田健作の襲撃により、長い間生死をさまよった「北沢四郎」氏、

さらには、佐世保、東大闘争における、毒ガス・毒液たる催涙弾・催涙液による火傷など、重軽傷者の数にいたっては確定的な数字を示すことはできないが、逮捕直後あるいは勾留中のリンチ、取調べにおける拷問によるものも含めると逮捕者数の数倍におよぶことは確かである。

すでに一年五カ月におよぶ超長期勾留を不当にもうけている秋山勝行前全学連委員長、谷輪一マル学同委員長をはじめ、現在七〇〇名をこえる労働者・学生が東京拘置所、府中刑務所、中野刑務所などに長期勾留されている。六八年四・一五王子闘争にたいする六カ月の実刑判決の確定した藤木正弘君を先頭に実刑服役者の下獄が続々と予定されている。

さらに、昨四・二八沖繩デーの前夜、その決起に恐怖した権力者は、ついに破防法第四〇条を適用して、革共同書記長本多延嘉、東京地区反戦世話人藤原慶久氏を事前逮捕し、共産同議長さらざ徳二氏、前全学連書記長青木忠氏ら三名にも同法を適用するにいたった。本多、藤原両氏の起訴状によれば、「被告人兩名は他の者と共謀

のうへ、反帝國主義・反スターリン主義プロレタリア世界革命」をめざして闘い、もって共產主義社会の実現を推進し、日米安全保障条約に反対し、『沖繩の本土復帰、基地撤去』を推進する目的をもって、多数の学生、労働者らをして警備などの職務の執行に従事する警察官に対し、兇器を携え多衆共同して暴行脅迫を加えてこれを粉碎し、首都を制圧し、首相官邸を占拠するなどして公務執行妨害の罪および騒擾の罪を実行させる目的をもって「集会において参集した学生・労働者にたいし訴え、演説した故をもって、破防法が適用されたのである。

くわえて、昨一月決戦を前後する数カ月にわたる七〇年治安体制たる戒嚴令の警察社会のもとにあつて、誰しも日本国憲法下の現行法規などは、遠いよその国の話と感じたであらう。

六〇年安保闘争以来、運動の後退——それはこの闘いを先進的に担った勢力が安保闘争の敗北を主体的根拠において問いつめ、その限界をこえて本格的前進を開始するまでの苦闘と、既成左翼II社会党、共産党の闘争放棄に起因しているのであるが——この六一年から六七年一〇・八羽田闘争にいたるまでの弾圧は、日韓条約粉砕闘争、原子力潜水艦入港阻止闘争における弾圧の陰湿さはあるにしても、今日のように大量逮捕、長期勾留、転向強要、実刑判決、組織破壊攻撃に比するならば、格段の差異がある。

弾圧に適用される法条も、かつては主として公安条例違反、そしてその規制にあつた公務執行妨害罪などであつた。今日ではかかる法令はもとより、兇器準備集合罪、同結集罪、建造物侵入罪、刑事特別法違反、威力業務妨害罪、鉄道営業法違反、新幹線特別法違反、爆発物取締罰則違反、放火罪、脅迫罪、窃盗罪、強盗罪、傷害罪、殺人罪など、はては破防法違反にいたるまで、残っているのは内乱罪のみであらうといわれるまでになっていた。

かかる刑法その他の法令による罪は、敗戦による天皇制治安体制法規の改廃時にかろうじて残った刑法上のものか、あるいは公安事件には絶対に適用しないという政府側の確約により国会を通過したものであるか、さもなければ公安条例や刑特法、破防法のようなむきだしの治安立法そのものである。

五月二日、憲法記念日を前にして石田和外最高裁判所長官は記者会見し「連憲立法審査権の用途は慎重でなければならぬ」と、その事実上の放棄を宣言し、なおかつ「憲法の精神は国民の日常生活に定着してきた」と述べている。その席上「裁判官は政治的に中立でなければならぬ」と、長沼訴訟における政府側の札幌地裁福島裁判長忌避を援護し、さらに、裁判官の思想、信条による不適格者問題にまで言及した。

今日、裁判所、裁判官が政治的に中立であるなどと強弁しているのは裁判所関係者のみであつて、国民の誰一人それを信じているだろうか。論より証拠、かかる最高裁長官のみならず、現在の東京地方裁判所が行爲をもつてその正体を明らかにした。刑罰法上、保釈は原則として権利であつて、行なわなければならないものであるにもかかわらず、今日の東京地裁は原則として権利保釈を認めない。

一〇・二一新宿騒乱以来、共同被告による罪証隠滅のおそれによるとして、一〇・二一を期して罪証隠滅を疑わしめる事態が発生したのではない。まさしく政治的判断による実刑の事前実施であり、予防拘禁である。法令の適用にあつても、立法主旨に反しよが憲法に乖離しよがかかる問題には一顧だにせず、例外規定

の拡大適用には蛮勇を發揮し、法令に厳密にしたがう勇氣は持ち合わせない。さらに「裁判官は弁明せず」のはずが、みずからの作りだした国民的不信感にあつて「裁判官にも言わせてほしい」と雑誌に寄稿し、テレビに出演するなど、弁解にこれつとめていた。

かくて、東大闘争裁判に典型的に示される、被告をして出廷を不可能たらしめておいて欠席裁判を強行し、出廷してもをいえば退廷拘束、はては監置して「被告人、弁護人が弁論をつくさない」などといつて実刑判決を乱発し、機動隊となら変わるどころなき弾圧機関たることを満天下に明らかにしたのである。もはや、警察、検察庁、裁判所の役者柄をわきまえた区別立てをなしえなくなつてしまつてゐる。

この間、必死になつて闘つてきた被告、弁護団、各組織にとつて、こうした事態はわずか二カ年余の間に生じたとはとても思えない、はるかに長く、はげしい攻防であつた。そして、これは眞の勝利までつづくますます激しい闘争である。数年前を常態と考へてゐる人々にとっては一見異常な事態と思へようが、かかる事態こそ、実は本性の発現なのである。東京地裁のなりふりかまわぬ姿に代表されるこの事態こそ、危機に瀕した体制が、その体制打倒をめざす闘いの發展のまへに、体制の重みをかけてその死守のために攻撃をかける姿なのである。体制の支配が安定しているのであれば、あるいは体制打倒をめざす闘いが無力であるならば、裁判官もかつてなみの裁判官らしさを保つてたことであらう。しかし、今やそういう仮面の時代は過ぎ去つたのである。

支配者は、闘いの火の手が拡大し、もはや手がつけられない段階に入つては弾圧の実効性を十分に發揮できぬこと、そればかりか、

かえつて闘いの炎を燃え上らせることを知つてゐる。したがつて、少々無理であらうが、先手、先手と恫喝的、あるいは根だやしの弾圧をかけてくるのである。

事実、わが支配階級は第一次大戦から第二次大戦の危機の時代にあつて、反体制運動のいっさいをつみとつて、治安弾圧下の城内平和を築き、侵略遂行にその命運をかけたのである。

彼らは、いっさいの反体制運動、その思想の持ち主にいたるまで粉砕しつくした経験を有しているのである。しかし、そのとき、明治憲法のもと、統治権、統帥権から言論、出版、報道、集会、大衆運動にいたる制限、統制、あるいは内務省、治安警察から教育、家族制度にいたるまでの支配体制を有しつつも、なおかつ巨大な弾圧なしにはその体制を築きえなかつたのである。体制打倒をめざす運動がまだ揺籃にあつたにもかかわらず、一九二八年三月一五日、一、六〇〇余名の全国一斉検挙、さらに、翌一九二九年四月一六日の一斉検挙で日本共産党に壊滅的打撃を与えても、なおかつ、城内平和を容易に形成しえなかつた。

治安弾圧の根幹、治安維持法は一九二五年に成立し、翌二六年一月一五日、野呂栄太郎が学生運動にまず適用され、ついで二八年三月一五日、二九年四月一六日の共産主義者一斉検挙、さらには社会民主主義者、自由主義者に拡大し、三二年一月一一日には東京地裁尾崎陸判事の検挙など、いわゆる赤化判事事件として裁判所の内部にまで拡がり、三三年二月三日、長野にはじまる赤化教員検挙（その日だけで六五校二〇八人）、ついに宗教団体にいたるまで、いささかなりとも体制の国体思想に反するもの、あるいはそうなりうると当局が判断したものにおよびつたのである。一九二八年

——三七年までの一〇年間における治安維持法による検挙者数は六万二千余、同起訴者数四千五百余、虐殺、拷問死、獄死、刑死などの大弾圧をもって域内平和を築き、侵略戦争の遂行を可能としたのであった。

今、現代世界の根底的動揺はますます深化し、アメリカ帝国主義のアジア支配の危機は、ベトナム侵略戦争における敗退の危機から全インドシナ侵略戦争へと拡大した。この危機のなかに、日本帝国主義は日米共同声明をもってアジア侵略に自己の命運をかけるほかになく、その決定的な道に踏み込むことを公然と宣言したのである。侵略戦争か、かかる事態の根底的止揚か、歴史の岐路にあって、体制の暴力とその打倒をめざす勢力との激突の時代がはじまったのである。しかも、体制の暴力は「法」という自己正統化で武装し、その打倒をめざす勢力は「暴力集団」「暴徒」と呼ばれるのだ。ここ二年余の、たしかにそれ以前と比すれば驚くほどの、警察、検察、裁判所三位一体の弾圧のエスカレートは、まさしくかかる事態に根柢を有しているといわなければならないのである。

権力の体制の重みをかけた治安弾圧は、一方では恫喝による思想転向の強要、屈服をねらい、もう一方では屈服しないものを司法制裁と報復、虐殺、そして組織殲滅と両刀づかいで打ち現われる。われわれは屈服しない。機動隊の壁にはその突破を、騒乱罪の適用にはより一層の騒乱を、破防法適用にはより強力な破壊活動を、獄につなぐなら獄をも革命家への成長の場へ、と。

だが、弾圧は耐えるだけではだめである。現実の弾圧を粉砕して進路を切り拓いて進まなければならないのである。

もしもかかる弾圧に漫然と対処しているならば、今日の弾圧の大敵で行なわれた。五二年メーデー裁判こそ、吹田事件、大須事件とならび三大騒乱事件の中心であり、朝鮮戦争下における巨大な大衆的実力闘争の典型ともいべき闘争の裁判であった。

五二年メーデーは、たしかに、日本共産党スターリン主義者の手による歪曲された指導のもとではあったが、日本を最前線基地とする帝国主義の朝鮮戦争にたいし、また、三日前に発効した講和条約と、日米安保条約にたいし、さらに国会審議中の破防法にたいし、労働者・人民の怒りの最大の表現であった。五〇年朝鮮戦争の直前、「六・三産業危機突破人民大会」以来、占領軍命令によって使用禁止にされていた人民広場は、講和条約発効による占領軍命令の形式的撤廃にもかかわらず、依然としてその使用を禁止され、政府の措置の取消訴訟でも政府が敗訴したにもかかわらず、人民広場の使用は拒否されたのであった。やむなく神宮外苑での中央メーデー集会ののち、労働者・人民は「人民広場奪還」のスローガンのもと、南部コースの解散地点である日比谷公園から警備の警官隊を突破し、さらに二度にわたる激突をおして人民広場を制圧した。

この闘いにたいする弾圧は、ピストル乱射による二名の労働者・学生の虐殺、騒乱罪の発動、逮捕は、現場から国電各駅頭にはじまって数年間におよび、逮捕者数一、二、三三名、起訴者数二六一名という当時最大の公安事件となった。二六一名の被告のうち分離裁判を希望したものはわずか二二名にすぎず、二〇〇名をこえる被告は大被告団を結成し、東京地裁の分離裁判という分断攻撃には出延拒否などの徹底した闘いをもって統一公判を獲得し、一八年にわたって騒乱罪の成否を最大の焦点とする裁判闘争が闘われたのである。

講和条約と日米安保条約を発効させ、朝鮮戦争の最前線基地とな

量さのまに關係者はどこから手をつけてよいかわからないという状態となるであろう。そして、支配者がそこに弱点を見出すなら、彼らは決定的にそこから踏み込んでくるだろう。

もはや弾圧粉砕の闘いは第二義的なものどころか、闘いの成否を決する決定的な闘いとなっている。かつて、ともすれば救済活動が闘いの事後処理的活動とみなされてきた状態があった。逮捕されて起訴されても、今日ほど大量でなく、長期拘留でもなかったのである。また、どうせ実刑にならないと思っていられる時には、裁判に出廷するより活動に時間を使おうという傾向にあり、公判は弁護団まかせ、救済は出廷の確保に遠慮がちにかまわると、いう状態もめずらしくはなかったのである。

今日の弾圧に对应すべく、たしかに關係組織の救済組織は拡大され、その活動の脱皮をめざし、名称も弾圧対策委員会と変更されるようになってきた。救済連絡センターの創設、各地区救済会の結成など、戦列も拡大されつつある。これは闘いの戦列と一体化し、獄内、学園、職場、街頭一体の闘いとならなければならないのである。体制の死重をかけた攻撃に有効かつ決定的な反撃を開始されなければならない。接見活動も、獄からの戦士の奪還の闘いも、裁判闘争も、かかる目的意識をもち、獲得目標をもって、それを実現していかなければならないのである。裁判闘争の獲得目標を問題とするのも、かかる所以である。

伝統方式では

闘争も被告も守れない

本年一月二八日、一九五二年のメーデー事件の一審判決が東京地

ることによって、敗戦による潰滅的打撃から帝国主義的封建に踏み込もうとしていた日本帝国主義は、戦後革命の敗北によって手痛い敗北をうけていた日本労働者・人民にたいし、占領法規の国内法化、さらに破防法成立をめざして攻撃をかけてきていた。かかる攻撃にたいする労働者・人民の怒りの爆発が五二年メーデー人民広場への闘争であり、大須、吹田事件であった。しかるに闘争を指導した日本共産党は、騒乱罪、破防法攻撃に屈し、闘いの永続的發展のなかに帝国主義打倒の戦略的展望を見出すどころか、闘争を打ち切り、清算し、帝国主義に屈服して体制内化し、闘う労働者・人民の背後からの「敵」への道を歩みはじめたのである。

日本共産党は、アジア侵略への決定的宣言である昨秋の日米共同声明に際しても「憲法が改正されていない」故をもって、アジアの「友党」の「軍国主義復活」の非難を否定し、帝国主義者と唱和して内政不干渉を叫び、秦野警視總監からレーニンの暴力革命をもって攻撃されれば、「訳語の問題である」と、またまた屈服し、もって合法主義の完成へと転落していったのである。

二〇〇名をこえるメーデー統一被告団が東京地裁の攻撃をうち破って統一公判を獲得し、渡辺警視が部下のピストル発射証人に「拳銃発射報告書」を偽造させ、それにもついで公判廷で偽証した事実などをあばきつつも、しかし、日本共産党の権力への屈服と、その裁判の獲得目標を、警官隊の挑発にもとづく偶発的事件であるから無罪の獲得とすることによって、一八年にわたるこの裁判闘争は日本労働者・人民の闘いにとっても、被告にとっても、実にみじめなものとなった。かかる裁判闘争はメーデー闘争にひきつづき、より一層の帝国主義にたいする労働者・人民の決起に資するどころ

か、この闘いの巨大な人民的遺産すらも投げ捨ててしまひ、被告を以て「悲劇」の「被害者」たらしめた。石島弁護人は「被告達は裁判の長期化による犠牲にたいする同情などは決して求めていなかっただけで、書いてあるが、『赤旗』紙上には「主人はなにも悪いことをしていないんですから」「いまの暴力学生とはまったくちがうのに」「この十八年はおそらく何をしても埋めることのできない十八年だった」という被告、家族の声が収録されているのである。

たしかに、一八年の闘いといえど並大抵のことではない。しかし、かつて帝国主義の侵略戦争に大衆の実力闘争を担った誇りも、この闘いが帝国主義者を恐怖せしめたことへの確信もそこにはない。唯一残ったのは「十八年間、いちばん問題にしてきた基本的な事実——警察側がこの事件をひきおこした」という「真実に対する確信」であつて、騒乱罪成立という七〇年代闘争への恫喝、労働者・人民の決起にたいする攻撃である、ということへの怒りもないのである。

石島弁護人によれば、判決日も一七年前の勾留理由開示公判のときと同様に地裁判事部が他の全法廷を休廷させており、物ものしく一種の戒厳状況的な雰囲気を感じ、浜口裁判長に面会したという。同判事が「東大の事件であれだけやっているのですから」といったので同弁護人は次のように理解する。「ここには絵に書いたような『彼等』の役割の本質の姿がある。これは『彼等』があの一連の挑発的暴発行動によって警察の警備の飛躍的強化と職権乱用を合理化させ、大学構内への警官立入りに対する世論の批判をそらせ、ひいては大学管理法を引き出した、あの役割の裁判所版である。」

(石島泰「メーデー事件一八年のたまたかの意味」日本民主法律家協会「法と民主主義」四六号)
かつて勾留理由開示公判のときは「マスコミを総動員してデモ隊

イコール「暴徒」の宣伝に躍起となつていたことに裁判所が完全に同調していたことを意味し」(同、今日では「彼等」の手をかりた反動化にまぎぞえをくつたというのである。「なにもしていない」「今日の暴力学生とはちがう」という被告、家族の言、「自民党政府はメーデー事件を現在のトロッキストと同様にえがきたい」のどという紺野共産党都委員長の言。たしかに今日、闘いを放棄したものはみずからの無害さを知つて、「まぎぞえ」と思うだろう。これが歴史的な闘いを担った被告の今日の姿である。権力への屈服によつては闘いとその闘いを担った被告を守ることはできないのである。

「自分達の苦しめた闘いが明らかにして来た真実と、究明された権力の不正の事実の前に、よもや裁判所までがこれにくみすることはない、ま、い、という確信」(石島泰「前掲書」傍点筆者)とは裁判所をいかなるものと位置づけているのだろうか。同じく日本民主法律家協会代表理事である佐伯静治弁護士は、中野事件、都教組事件の最高裁判例にふれて「違憲判断が今日すでに裁判所の現実の問題となつたことを示すものである」(「今日の重要訴訟によつて」法と民主主義」四六号)と述べている。

裁判闘争の勝利は裁判所にたいする信頼を高めるためにとりくまれるのであろうか。いいかえれば、司法制裁をさせぬ闘いとは裁判所の幻想性を高めることとなるのか。

われわれが伝統方式と呼ぶ旧来の裁判闘争では、闘争も、闘いの戦士たる被告も守れず、またそれは裁判の幻想拡大方式ともいえるものであつた。われわれの裁判闘争はかかるものとは無縁である。

東大裁判闘争はかかる伝統的裁判闘争をいかに突破するのかがという課題にたいし、きわだつて対象的な回答を与えた。東京地裁は、

メーデー事件をはるかにうまわる六〇〇名近い大被告団の徹底した闘争のまに高い壇上に謹厳そうな顔をして座っていることができなくなつた。彼らは当事者そのものとなり、裁判の権威は地におちようとも裁判を守らなければならなくなつたのである。

東大闘争に確信をもち、石を投げたこと、退去命令にしたがわなかつたこと、などと闘いの驚くべき歪少化をもつて司法制裁を加えようとした企みは、きつぱりとした被告、弁護団の姿勢のまに、かえてこれまで幻想のベールにまもられていた裁判そのものの正体を露呈させるにいたつたのである。「裁くのなら、あるいは裁けるものなら、闘いの正当性、その根拠、思想を、行為と一体のものとして裁け」この主張は統一公判の要求となつて現われた。この統一公判要求のまに東京地裁は狼狽し、司法行政権なるものをふりかざし、四・三分離案を問答無用で強行することによつて被告人を出廷できない条件におき、屈服を強要したのである。

東大被告団は屈服を拒否し出廷せず、弁護団はかかる裁判の形式を整える後見人となることを拒否して闘いぬいたのである。東京地裁が統一公判を拒否するのは、世上彼らが弁解したように、彼らにとつて神聖なる法廷の広さの問題、あるいは裁判の迅速による被告人の利益、実は報復の迅速化のための裁判の粗悪化、裁判官の認識能力などということもないわけではないが、官僚的裁判の便法の大衆生産者たる東京地裁が技術的困難におちいつたためではない。より本質的には、かかる闘いへの恐怖からくる法の守護神としての責任感と、闘争に確信をもっている被告は裁けないし、裁くことによつて、より闘いが拡大・強化するのではないか、という政治的配慮からであつたのだ。

出廷拒否、長期勾留、懲罰、監置、欠席裁判、実刑判決、弁護士の懲戒請求と、狂気のごとき攻撃にもかかわらず、被告団、弁護団は闘いぬいた。メーデー裁判闘争がその獲得目標を追求すればするほど、闘いと被告を守りえなくなつたのはまったく対象的に、東大裁判闘争は日を追つて東大闘争の偉大さを確定し、被告のより一層の戦士としての成長と、人民大衆の被告団への信頼を獲得していったのである。この闘いは、東大闘争が大学の帝国主義的腐敗を根底からつぎだしたことにとどまらず、同時に、かかる帝国主義の打倒の思想と、その拒手を削出していったことをいささかもそこなうことなく、否むしろますます強め、さらには公正さを装おう裁判の幻想性をも完膚なきまでに粉砕したのである。東大裁判闘争は明確に伝統方式にたいする突破口を切り拓いたのである。

しかし、もしもその地点に安住し問題が解決されたという錯覚におちいって、形態的継承に墮するならば、あるいは、もはや裁判の幻想をあばききつた、などと思ふならば、われわれは東大裁判闘争のなした地平に立つこともできないであろう。われわれは今、東大裁判闘争の地平に立つて、七〇年代死闘における弾圧に打ち勝つ指針を構築しなければならぬのである。

メーデー裁判に代表される公安裁判にたいする伝統方式の否定という問題の出発は、六〇年安保裁判にはじまっている。

六〇年安保裁判は、ハガチー事件をのぞくと、三つの公判廷で行なわれた。その第一は、一一・二七国会突入、一・一六岸渡米阻止羽田闘争、四・二六国会チャペルセンター前闘争の三件併合、その第二は、五・二〇から六・四までのデモの併合、第三は、六・一五国会突入闘争裁判であつた。その第一の三件は、事件発生の日、

場所、訴因などまったく異なるにもかかわらず、当時、地裁判事八部の裁判長であった横川敏雄が併合審理した。理由は「年余にわたって行なわれた安保改定阻止運動の過程で発生した一連の事件のうち最初の段階のもの」であり、「これらの事件に共通していること」を検討のうえ併合し、六一年二月二日、被告人三三名に実刑二名を含む全員有罪の判決を言渡したのである。この論法にしたがえば、四・二八沖繩闘争、一〇、一月決戦もまた七〇年安保の一環であり、その決戦段階のものとして併合してしかるべきものといわねばならない。しかも統一公判は長期裁判となるといながら、横川自身も人から五年はかかるといわれたが、「関係者の協力により二年ほどで終わらすことができた」と述懐しているのである。

その横川敏雄が東京地裁判事所長代行となるや、四・二八から一〇、一月の併合どころか、東大闘争、四・二八闘争にみられるように、日時、場所、訴因も関連する一つの闘争の裁判さえも分断分離し、それを強行したのである。この官僚的豹変こそ、今日の彼らという「裁判の危機」の直接的原因である。

この六〇年安保裁判において、自由法曹団の中心となっていた共産党弁護士が捜査段階から弁護を担当しながら、公判段階に入るや弁護を拒否した。この弁護拒否問題についてはふれる余裕はない。

(注)この問題については、田口康雅「刑弁弁護にみる黒い死の思想」(『朝日ジャーナル』昭和四四年四月六日号)、同「弁護拒否の思想批判」(『ジュリスト』六九年六月一日号)、同「弁護拒否」論批判」(『法律時報』六九年七月号)などをみられたい。

この弁護拒否により、六〇年安保裁判の裁判闘争方針を定めるに際し、弁護団による伝統方式の直接的継続は絶たれ、また、六〇年

安保被告もすでに既成左翼と訣別していたのであるから、新たな裁判闘争方針の出発点を築く条件は成立していた。

さらに、一一・二七国会突入闘争は六〇年安保闘争の大众的実力闘争の出発点を築いた闘争であるが、この闘いに参加した総評に結集する労働者にとっても、全学連に結集する学生にとっても、実に感激的な偉大な闘争であった。「われわれが国会構内に入って抗議集会をもつことがなぜ悪いのだろうか」、事態のダイナミックな発展におどろいた共産党議員や社会党、総評の幹部をのぞけば、皆自分たちの闘いに、闘いをおして確信をもっていたのである。ましてや誰一人として「警察の挑発だ」などとは考えていなかった。

この一一・二七国会突入闘争を期に生じた、権力と既成指導部からの弾圧と妨害と敵しく対決をしつつ、一・一六羽田闘争から六・一五闘争、六・二三闘争にいたるまで闘いぬかれたのである。七〇名をこえる被告にとつて、安保闘争の敗北の苦しい総括の過程にあって歩む道程が様々に異なっていくことはあったにしても、真正面から先頭きって安保闘争を闘ったこと、このことは誰一人否定しようとは思わなかった。ましてや権力の挑発によって事件が作られて、そこにまきこまれたとは思ってまいなかったし、そうした形で公判をすりぬけようとも思わなかったのである。しかし、こうした姿勢をもつて公判を完全に貫きえたとはいえない。裁判闘争であった。被告はもちろんみずから志願して被告になったわけではない。安保改訂という大攻勢を機動隊の力をもって押し通すのにたいし、闘いの力をもって粉砕しようとしたのであって、裁かれるのは権力であると主張しても、裁判は検事側の立証によって次々と建造物侵入、威力業務妨害、公務執行妨害などという罪名にむけ

て立証されていく。

たとえば、一・一六羽田闘争裁判をふりかえってみよう。羽田空港ロビーに結集して岸渡米をまわうけていたデモ隊が機動隊に建物をかこまれて実力排除がひしひしと感じられたとき、デモ隊はその排除と闘うべくロビー横の食堂にたてこもった。それ故に建造物侵入、威力業務妨害、不退去罪に問われたのである。これにいかに対処すべきか。そこでは残念ながら伝統方式にすぎない以外にすべてを見つげえなかった。建造物侵入にたいしては、デモ隊の先頭部分には「あとからあとから押されて気がついて入っていたのであって、入る意思はなかった」といい、後方部分は「先頭がほとんどん行くので、ばらばらにならぬために必死になって行くうちに入っていたので、入る意思はなかった」と。不退去については「騒然としていて退去命令に気づかなかつたし、たとえようと思っても物理的にでられない状況であった」と。これでは、被告自身いくら闘いの意義を確認しても、どうにもならぬ自己矛盾におちいってしまふ。こうして、共産党による弁護拒否のなかで、敢然として弁護をひきうけて闘いぬいた新進の熱意ある弁護団に、被告は終戦処理として裁判をまかせて、あるものは活動に、あるものは昼寝にという状態におちいって、かの横川敏雄をして「気持ちのよい、さっぱりした被告である」といわしめるにいたつたのである。

もちろん、以上が六〇年安保裁判闘争の総括のすべてではない。六・一五裁判闘争が六〇年以降の闘いの後退局面のなかでも、六・一五記念集会とともに、つねに安保闘争へのそれなりの結集軸となつたことはすくなくとも確認しておかなければならないであろう。しかし、この六・一五裁判闘争をのぞけば、六〇年安保裁判はほぼ

完全といつてよいほど事後処理に終わってしまったといわざるをえないのである。公安事件が、体制死守の権力と体制打倒をめざす闘いの両勢力の力の激突にあり、しかもいまだ体制を打倒しえぬ段階での報復攻撃の法制的手續である以上、そのなかで闘いの正当性を真正面からすえぬくためには、それをなすうる思想性にささえられた闘いとともにはじめて問題の突破口へ近づきうるのである。日韓闘争の苦闘を経て、そして六七年一〇月八日の闘いによって文字通り生死をかけた非和解的な闘いへの発展とともに問題がするどく再提起されたことは当然といわなければならない。

裁判において権力の庇護を求めず、権力にたいしでも虚偽を主張せず、「やっとなぜ悪い、われわれこそ闘ったのである」という姿勢を貫くためには、あるいは「運動を歪曲することはできない、合法主義に傾斜するわけにはいかない」という自己規制的格率にとどめることなく、その闘いに真の生命力を与えるためには、かかる闘いの地平があつてはじめて貫徹されるのである。さもなければ、伝統的便法にたいする同じく別の技術を一対一的に対応させるとか、技術主義の否定が技術否定となつたり、あるいは問題の本質を闘いの形態にすりかえることとなつて、問題の解決にすまないのである。

権力によって強制された被告という現実も、法技術体系という土俵の公判も、われわれの闘いの場にとらえかえされなければならないのである。さもなければ、被告団にとつても、救対活動者にとつても、さらに弁護団にとつても、そこでの闘いはつねに空虚な後仕末に終わり、第二戦線的位置づけを現実突破しえないであろう。

一九一四年一月四日、ペテルブルグ近郊で党の会議中に逮捕されたロシア社会民主党労働者議員団のメンバー五名とその他六名の

ボルシェヴィキにたいするツァーリの裁判について、レーニンには『ロシア社会民主党労働者議員団の裁判はなにを証明したか?』(レーニン『全集』第二巻)のなかでつぎのように総括している。

第一に、「被告たちは、ロシアにいる中央委員はだれであったか、労働者団体と党との連絡にあたっている党代表はだれであったかを摘発しようとした検事を手こずらせることをねらった。そして、この目的は達せられた。この目的を達するためには、今後とも、法廷では、党が以前から公式にすすめている態度——証言拒否をとらなければならぬ。そして、カーメネフがやった「社会愛国主義者ヨルダンスキー氏と自分との意見の一致、あるいは中央委員会と自分との意見の不一致を証明しよう」とつとめるのは、正しくない態度であり、革命的社會民主主義者の見地からは、ゆるしがたい態度である」、「同志たちは非合法組織の問題については、証言を拒否すべきであり、世界的な情勢を理解し、ツァーリズム一般にたいしてはもとより、ありとあらゆる色合いの社会排外主義にたいしても敵意をもつ、社会民主主義の見解を率直に述べるために、公開の法廷を利用すべきであった」

第二に、「法廷は、革命的社會民主主義派による議會政治の利用という、國際社会主義運動のなかでかつてみられなかった光景をくりひろげた。このような利用の実例は、どんな演説にもましてプロレタリア大衆の頭と胸に訴え、どんな論拠にもまして説得的に、合法主義的日和見主義者と無政府主義的空論家とを論駁するであろう」

第三に、「これがもっとも主要なことであるが——ロシア社会民主党労働者議員団の裁判は、戦争にたいするロシア社会のいらい、るな階級の態度という、きわめて重要な、基本的な、きわめて本質

的な問題について、ロシア全土に百万部も流布された、公然の客観的な資料をはじめ提供した」と。

帝國主義戦争の最中、排外主義の嵐に抗して、//帝國主義戦争を内乱へ//という闘いの組織化の過程で生じたこの裁判は、国家叛逆罪の名においてこれら被告を流刑に処した。この被告たる戦士たちが国家叛逆罪や流刑に屈することなく、確固たる姿勢を貫きとおしたことは、ロシア革命の勝利へと結びついていったのである。ツァーリの体制のもと、もちろん法的に黙秘権などが認められていないときにも、闘いと組織を守るべく証言拒否を貫き、非合法下においてプロレタリアートの帝國主義戦争にたいする立場と闘いを法廷におかれたことを逆手にとりて明らかにしていたのである。もしも、すべてがカーメネフのたった態度で終始したり、あるいは弾圧をうけてツァーリの軍門に下ったならば、ロシア・プロレタリアートはどうしてその党に闘いの指針を求めたであろうか。また下イツにおいて、社会民主党が排外主義そのものと化したとき、その流れに抗して「何百人という真のドイツの社会主義者が反戦闘争をやったために監獄につながれている」ことが対称的にドイツ・プロレタリアートの指針となったことをレーニンは再三指摘しているのである。

東大闘争において「帝國主義大学の解体」を叫び、みずからの特権的地位への可能性を「内なる帝國主義」と呼んで、それとの闘いをいどんだ被告団が、たとえ少数とはいえ実刑や長期勾留によって卒業試験をうけられなくなることを恐れ、小ブルジョアの特権の確保のためにものごとを考えはじめたとき、東大闘争に期待をよせ、そこから考えようとした労働者・人民はなにをうけとるのであるか。その闘いを担った被告の、いまだ、失うことのできるものにしてがみ

つく姿に、どうして失うべきなものでもないプロレタリアートは指針を求めることができようか。東大裁判闘争における被告団の一部の諸君が長期勾留と実刑判決のまえに、裁判闘争の方針を転換していったことは、いかなる美辞麗句をつらねようとも、もはや階級闘争にまきこまれた被害者然とした姿しかなく、したがってまた、これは救済の対象にしかならないのである。

裁判所も違例の方式をとってこれまでの審理のいっさいを水に流してまで迎入れ、「せつかくきざした良い傾向」(熊谷弘東京地裁判事『法学セミナー』七〇年三月号)と欠席裁判に打撃をうけた裁判所によるこぼせることとなるのである。もちろん、こうした脱落派の諸君もはじめは闘いぬくつもりであったであろう。しかし、長期勾留、実刑攻撃におびえてしまい、みずからをも裏切ってしまったのである。しかも、この屈服をめぐる犯罪性は、これまでの闘い方は六〇年型として捨て去って、七〇年治安弾圧粉碎闘争方式として積極的に位置づけられたところにあるといわなければならない。そしてこれは、いかに革命的言辭を弄しようとも、伝統方式への屈服による回帰であると断ぜざるをえないのである。

レーニンのいう、法廷をも宣伝の場とするということは、宣伝すべき戦士としての立場が確立してはじめていいうるのであって、法廷での演説に自己陶醉しても、これでは活字と法廷演説での「革命家」であって、「プロレタリア大衆の頭と胸に訴え、どんな論拠にもまして説得的に……論駁する」ことはできない。実際には、今年五月一二日の東大公判のように、なんとか欠席判決をききたいとする裁判官に、闘う被告団を屈服させるための道具として使われるだけであって、屈服への泥沼の道に転落するしかないのである。

伝統方式とその対称的突破としての東大裁判闘争と、その一部脱落による伝統方式への回帰という事態のなかで、われわれはなによりもまず、階級闘争における原則的立場にふまえて出発点を見直さなければならぬのである。

裁判闘争の獲得目標とはなににか

裁判闘争の獲得目標となる事項はきわめて多様である。なぜならば、公安事件と呼ばれる裁判闘争の獲得目標を定めるにあたって、まず論ぜられるべき問題は、階級闘争の現段階とそれをたいにする弾圧の今日的な性格、それによって規定される当該事案の弾圧の性格、さらに検事側ならびに裁判所の当該裁判における彼ら側の「獲得目標」とそれによって規定される彼らの審理方針(その形態、争点の歪曲、矮小化、訴訟指揮)などであって、その裁判闘争をとおしてきわめて具体的な階級闘争の利益をいかにして守り、被告の利益を守り、敵の攻撃をたらえかえして階級闘争の前進を切り拓くかという問題が基本であるからである。われわれはそうした視座から、六七年一〇・八闘争以来の弾圧——それはすでに明らかにしたように、戦前の一九二八年から三七年にいたる一〇年間の治安維持法による起訴者数をわずかに二年半で陵駕する起訴者数に示される熾烈な弾圧——とその裁判闘争を教訓化しなければならないのであり、またさらに戦前・戦後の、あるいは國際的な階級闘争史上の弾圧との闘いを教訓化しなければならないのである。

それ故われわれが、東大闘争裁判、破防法・四・二八沖繩闘争裁判、一月決戦裁判、あるいは赤軍派にたいする弾圧の現実から認

識されなければならぬことは、まずもって、体制の攻撃が、彼らの危機とその打倒をめざす労働者・人民の決起の開始に規定されて、体制の死守のため、総力あげての弾圧に入らなければならぬ時代となった、ということである。今日の弾圧の性格がかかるものであるという事は、同時に労働者・人民の勝利の道がその打破をとおして展望されているのであって、この階級闘争の非和解的發展のなかに歴史が躍動しているのである。

したがってまた、少々非難があびせられようとも、大量逮捕、長期拘留、検問、非常警戒体制、リンチ、虐殺など、彼らは手段を選ばずにやらざるをえないし、小市民的安定感や秩序意識で国民的合意を形成すべく、世論操作に全力をつくすのである。東大闘争こそ、裁判所をあらゆる意味で検察側の下僕とすることの完成への分岐となった。大学闘争が文字通りの非和解的頂点に達したことを、日大、東大闘争が示したのであり、安田講堂死守はその象徴である。

徹底抗戦部隊と神田地区、さらにはテレビの実況中継に釘付けになった人びとにいたるまで、現行体制秩序の非和解的打破か、あるいはその崩壊しゆく体制秩序の反動的確立かの分岐点に立たされている。催涙弾の水平発射、空からの催涙液、そして逮捕時のリンチ、全員重軽傷のまま検挙という弾圧に、裁判所は全員拘留で唱和した。当時、東京地裁判事所長代行であった横川敏雄のいう「ハイ・ガバメント」、すなわち、彼らの政治的使命観にもとづいて、地裁は分割強行、欠席裁判、実刑判決へとひたすらに突っ走ったのである。

六七年一〇・八羽田闘争の際、「現行法規にしたがって逮捕しても全員が拘留されず、起訴後もすぐ保釈されるようでは治安対策上困る」と検察側をなげかせ、六〇年安保で長期拘留をやって非難をあ

び、赤尾敏に同情する談話を発表したため飯守判事を東京地裁においておけなくなつた裁判所も、これまでのように反体制側の言い分は一応聞くというポーズや、現行法規上の規定を厳密に適用するという意識の二かけらすら示す余裕を失したのである。

東大闘争、あるいは破防法・四・二八沖繩闘争、そして一月決戦に代表される大量逮捕、長期拘留、実刑判決、破防法発動の攻撃はかかる階級闘争の発展段階に照応した体制の先制を含む、むぎだしの統治手段を示すものである。かつて、その意味では革命勢力から体制批判派までの根だやしに成功し、帝国主義的侵略戦争体制を築いた経験をもっているわが体制は、当然にもその勝利の経験にふまえた方針をもっている。破防法・四・二八沖繩闘争に際しても、一月決戦に際しても、あるいはどんな小さな弾圧事件に際しても、逮捕者にたいする彼らの対応は、まずもって屈辱的な屈服強要である。恫喝と懐柔、たとえばそれは「君の気持はわかすが、君がその信念を貫くには戦車にならねばならない。その決心はあるのか。もし戦車になつても君は高卒だから幹部になれず、ピラはりに使われるだけだ。利用されている。君のことを本心に心配しているのは私だけだ。今の職場はダメになるだろうからよい職場をさがしてやる。夜間大学も紹介する。家族の人も心配して来ているから会わせる。親は心労で病気になる」とそれでも屈しないとわかると「統一公判だけは君のためにはならない。東大の例がそうだ。実刑になる。統一弁護団に利用されるだけだ」と恫喝する。これこそ、一月決戦に立ちあがった反戦派労働者に、はじめから筋金入りと判断されてろくに取り調べもされない人をのぞけば、ほぼ全員にあらわれた画一的対応として報告されている事実である。もちろん、彼らは要綱を

持たされていることはいうをまたない。東京拘留所管理部長吉田稔が「労働者は勉強する必要はない」といって筆記を認めず、それに抗議すれば懲罰房に入れ、抗議してハンストをやれば長期重懲罰にし、一般商業新聞すら黒々と消し、ひどいときにはスポーツ欄と広告しか読めない新聞をわたし、東大などの実刑判決だけは録音しておいてニュースとして流すのも、しかりである。

だが、東大統一被告団、破防法・四・二八沖繩統一被告団、一月決戦統一被告団に代表されるように、すでにかかる攻撃ははねかえされている。そこで彼らは公判を分断し、至少化した官僚的事務的裁判を行なつて侮辱をかさね、次々と報復判決をだし、社会から隔離して闘いの弱体化をはかる。東大裁判の実刑は、みずから被告の出廷を不可能におきながら、その事実を棚にあげ、「被告が反対立証しないから勝手に実刑になったのだ」と弁解しているが、これはまったくの虚言である。事実、すでに六八年王子闘争裁判にみられるように、秋山前全学連委員長はじめ、次々と実刑判決をくだし、さらに一一・七沖繩闘争、一〇・二二新宿騒乱、八・四文部省、一〇・八羽田などあらゆる裁判がその虚言を証明しており、証明していくであろう。

東大裁判において、統一被告団が犯罪行為なる至少化にたいし、「裁けるものなら行為と思想を一体のものとして裁け」と主張した。この主張にたいし、彼らは、「戦前ではないから思想は裁かない」といった。ところで、ここに東大のあるグループの判決文がある。「被告人らは、本件で起訴されるや、早くから統一公判の要求をかけた裁判所からの説得にも応ぜず、自己の信念だけを楯にいつさいの正当な公権的判断、措置に反抗し」、「しかも被告人D、同Hを除

いては、各自将来の反省を期待できる生活環境にはない。ところで被告人D、同Hは、ともに当公判廷において反省を明白にはしていない。その点では他の被告人らと異なるところがない。しかしながら被告人Dについては、その実父の証言によれば、その家庭環境が同被告人のため十分期待できると認められ、一方同被告人には前科前歴がなく、両親の熱心な指導下におくときは、必ずや同被告人は自覚するものと考えられる。また、被告人Hは、本件に加担したとはいえ、女性であつて直接警察官に対し投石などの暴行を敢行したものはおもしろい、今回の裁判が終了したおりにはやがて自己の行為のおろかさへ気づき、早晩その反省をするものと期待される。以上の諸点に徴し、被告人に対し主文のとおり量刑することとした」(刑事三部向井哲次郎裁判官ら、いわゆる安田第一グループ『判例時報』五八三号)。反省の期待されると彼らの判断した二名をのぞき、全員実刑である。反省、屈服を求め、さもないければ報復と組織破壊をめざすのである。

東大裁判闘争の総括はまず、かかる攻撃の質と、恫喝に屈せず、それへの敢然たる闘いの貫徹という問題として出発するのである。したがって東大裁判闘争から、地裁のいう被告人の権利放棄、弁護権放棄であるとか、出廷か不出廷かを「論理」至上主義的に論じたり、裁判闘争を抗議闘争とみているのであれば、もはや今日の事態においてつかないものである。われわれはまず、かかる攻撃の質をとらえかえし、その打破にむかつて一つ一つ闘いぬかなければならないのである。しかも、それは一般的に確認したり論じていることではなく、破防法・四・二八沖繩闘争統一被告団が、そして今、一月決戦裁判闘争が示そうとしているように、つねに東大裁判闘争の地

平をのりこえ、その具体性において闘いを貫徹し、もって勝利の道を切り拓き、闘いの水路としていかなければならないのである。

それ故、破防法・四・二八沖繩裁判闘争は東大裁判闘争の展開を背景としながら、東大公判追復型でよいのか、という問いから闘いは開始されたのである。まずもって、権力の伝家の宝刀たる破防法の本格的適用の開始は、階級闘争にとつていかなる意味があるのか、それをいかにして打破するのか。不当きわまる長期拘留をいかにして打破するのか。かくて約一年にわたる公判前の裁判闘争によつて、東京地裁は分割公判強行の大義名分を完全に失い、ついに弁護士選任権を破壊してまで分割公判を強行する暴挙にでた。弁護士、被告団はすでに一年近くにおよぶ討論のなかで、この裁判闘争の獲得目標を破防法粉砕・統一公判獲得・裁判の事務処理方式粉砕であると明確にしてあったから、かかる攻撃をとらえかえし、弁護士選任権の破壊を承認することなく、弁護士辞任、国選弁護士請求という新たな反撃を開始した。かくて被告団による前人未踏の闘いが、今、その獲得目標めざして組織されているのである。

(注)破防法・四・二八沖繩闘争裁判については本誌四号、五号、六号『破防法公判記録』をみられたい。

さらに、一月決戦裁判闘争は、全国反戦の労働者被告団を先頭に六〇〇名の統一被告団をもって、東京地裁を震撼させるだろう。

地裁はこの被告団、弁護団の闘いに恐れをなして、保釈を認めず、人質として利用し、これまでの方針、慣行を完全にかえてまで、審理方式に関する弁護団の折衝を行わず、面会すら拒否し、地検案の少々の手直しでもって分割強行配点をこなした。そして受訴裁判

所との連合折衝が開始されようとする、それをぶち壊すべく柏井判事は期日の指定を強行するにいたっている。被告団、弁護士は六〇年安保闘争敗北の総括にふまえ、一〇年におよぶ全闘争の総成果をもつて、日米共同声明にたいし唯一決戦を闘いぬいたあの力こそ革命運動を主導する力であることを内外に明らかにすべく、東大裁判、四・二八裁判の地平をのりこえて分割強行を粉砕し、統一公判を獲得すべく全力で闘いぬこうとしている。東大裁判以来の、あるいは一〇・八裁判以来の分断攻撃との闘いとして、これは東京地裁との決戦となるであろう。そして、その尖兵となった柏井裁判長を打倒するであろう。一月決戦被告団がかかる獲得目標を定め、死力をつくすとき、六〇〇名の被告団は日本階級闘争を指導すべき巨大な指導者軍団へと成長するのである。東大裁判闘争をおして地裁は統一公判要求を被告の「わがまま」(熊谷弘東京地裁判事「前掲書」)とまでいうにいたっている。戦前の三・一五、四・一六裁判は実に二カ年の闘いをおして、布施辰治を幹事長とする解放運動犠牲者救援弁護士団は首脳部の統一公判を実現し、メーデー裁判も、近くは成田裁判も、被告団、弁護団の死に物狂いの闘いをもって統一公判を獲得したのである。一月決戦被告団、弁護士は東大裁判をもって統一公判を拒否する鉄壁を築いたかに官僚的に思い込んで

(注)布施辰治著『ある弁護士の生涯』による。

いる東京地裁に痛打をあたえるであろう。

要求し、それによって被告団が日本共産党の綱領、政策を大衆に訴える機会を確保するためであった。権力は傍聴人を検束し、事件を陪審制度から除外してなんとか三・一五事件の内容を陰蔽しようとしたが、傍聴禁止にこぎつけるまでそれでも新聞などをおして公判の状況は報道されていたのである。市川正一の『日本共産党小史』もこの公判廷での陳述であり、それは弾圧によって壊滅的打撃をうけた故に、公判廷を利用し、あるいは公判資料として獄外に著作を持ち出して出版するなど、日本共産党の公然たる宣伝の武器となしたのである。

このような歴史的教訓の一例でも明らかのように、そして今、本格的な内乱の死闘の時代が開始された時点にあつて、裁判闘争の獲得目標がきわめて重大な、かつ闘争の生死とかかわる問題であること、しかも、その内容はきわめて多岐にわたることが明確となつてくる。現時点でそれを固定的に理解することはできないが、いくつかの歴史的教訓から獲得目標となる事項を整理して提起としたい。

まず第一に、被告、運動にとつて直接的に有利な裁判の獲得である。裸連行事件として有名となった国労田町電車区における入浴闘争の無罪判決は当然とはいえ、労働慣行を破り既得権剥奪攻撃を粉砕する闘いに勝利した例である。これはエンタープライズ入港阻止闘争における博多駅事件一審無罪判決(現在検事控訴中)、あるいは、かつての砂川伊達判決、公安条例違憲判決、同運用における違憲判決など、権力の攻撃の不法性を露呈させ、権力の大義名分をつきくずし、もって闘いの橋頭堡を築くこととなる。これは、判決においてばかりでなく、法政大学から佐世保へむけ出発しようとした全学連の学生を兇器準備集合を理由に予防検束した飯田橋事件にあ

つては、即座に「予防検束の復活である」とエンタープライズ弁護団に大結集した弁護士の活動によって、ほぼ全員拘留をも認めさせず、エンタープライズ佐世保闘争の勝利の出発点を築いたように、また、今日の闘いの歴史的出発点ともいべき六七年一〇・八羽田闘争の直前、全学連の拠点法政大学の総長団交における全員検挙は一名の起訴もできなかったように、捜査段階におけるかかる闘争の勝利である。また、前進社強制捜査にたいする準抗告が、事件捜査の名をかりた資料集めをうち破つたのもしかりである。

四・二八労働者被告前原英文氏の解雇事件にたいする勝訴をはじめ、一月決戦の反戦被告、被疑者となっただけでのページにたいする解雇無効の民事訴訟もかかるものとして位置づけられる。また、王子闘争報告集会における北区公会堂の使用許可取り消しにたいする執行停止の請求、出入国管理令による強制送還に関する闘いなど請求、救援、さらに敵の弱点をついて司法制裁をさせぬ闘いも重要な獲得目標である。

第二に、電通第一千代田丸事件が、その裁判闘争のなかで電通民同の屈服をついて、全国的左翼の結集、形成をなしたとけたように(但し、これは日本共産党によって決定的にゆがめられ、かつ六四年四・一七ストに共産党が反対することによって、再び民同によって電通からたたきだされるという悲劇となつてしまった)、あるいは松川裁判闘争のように、大衆の結集軸、組織化の環となり情勢を切り拓く転機ともしうるのである。こうした闘いは、すでに述べた安保六・一五公判も、あるいは全通空港支部の処分反対闘争もそうである。裁判はその結果はもろんであるが、裁判闘争の過程において闘い、あるいは戦前の赤色救援会の果たした役割も含めて活用され

なければならぬのである。

第三に、一〇・八羽田闘争に驚愕した権力が、山崎博昭君虐殺を機に学生犯人説をもって宣伝して、一気に闘いを粉砕しようとプレス・キャンペーンをもっておそいかかったとき、その真相究明の闘い、さらに全学連の佐世保への出発の前日、日大生N君らの別件逮捕をもって、その機に学生犯人説を完成しようとしたが、それをうち破った闘い、これは今日、いわゆる犯人の公訴提起もないままに、一〇・八裁判にこじつけて執拗に持ち込まれている攻撃であるが、一〇・八裁判闘争の一つの大きな獲得目標として権力の陰謀の粉砕がかかげられている。これこそ一〇・八闘争の偉大な意義を守りぬく闘いであり、かかる闘いは決定的に必要なのである。

第四に、徹底した裁判闘争によって抑圧機能としての司法機能を事実上解体麻痺させて司法強圧をふせぎ、闘争を防衛しぬく闘いである。これは三里塚闘争において、その裁判闘争が統一公判を獲得したのみならず、現実に大量起訴を不可能たらしめたのである。

第五に、支配体制の差別と抑圧を徹底的にあばく闘いがある。かつて小松川事件の裁判をとおして、在日朝鮮人にたいする差別と抑圧が日本人につきつけられたのであり、今日、全国部落研連合の浦和地裁問題によってつきつけられた狭山事件もまたしかりである。

第六に、資料収集、記録の編纂も裁判闘争をもって獲得されなければならぬ。長沼訴訟における、政府による福島裁判官忌避問題は、自衛隊違憲判決への恐怖とともに、具体的審理による防衛庁の資料の公開にたいする恐れもその理由の一つであった。

第七に、かつて三・一五裁判のように、もはや日本共産党が宣伝、煽動の武器を裁判のみに追いつめられたときに公開裁判を求めて行

なったように、宣伝、煽動の武器にも転化しなければならない。

第八に、現実に治安弾圧をうけた被告団がその攻撃をうけとめて、ますますみずからの思想を強固、不動のもととしていく、すなわち、権力の攻撃をとらえかえしての思想形成は、すべての裁判のなかで勝ちとられなければならないのである。

第九に、転向強要と階級的報復にみられる階級的裁判の現実の赤裸裸な姿をあげだし、司法の幻想性をたたきやぶり、司法の仮面をはぎとって、その出鱈目さを白日のもとにさらし、虚偽のうえになり立つ信用を失墜させなければならない。神を法にかえ、白い衣装を黒い法衣に変えた現代の神官どもの虚偽性はまことに人類前史にふさわしいものである。それは滑稽さ故にはなく、今日の支配の構造をなしているが故に犯罪的なのである。

裁判闘争の獲得目標を定めるにあたり、なにを真の目標として選択し、設定するか、あるいは新たな課題を獲得目標としなければならないか、という決定的な問いにたいし、決して固定的な教式があるわけではない。それはむしろ、うけとめる主体の思想性とその革命にむけての綱領、政治的判断力、さらに主体の力量と結集力、組織力、貫徹力、さらに決断力などに大きく左右される。

獲得目標は、しかし獲得をめざすものであって、かくありたいという夢であってはならない以上、その設定は階級闘争の発展のなかで、つねに新しく、しかも一つ一つ瞬時において回答のせまられる課題なのである。

破防法体制との対決のために (1)

破防法適用後一年を経ましたが、各地で破防法研究会が自主的に組織され、その成果が結実しつつあります。ここに、『三重破防法研究ニュース』第二号の一部を紹介します。

〔編集部〕

一月以降、いまだかつてない権力の卑劣極まる弾圧の強化に激しい怒りを感じざるを得ません。そして今、この私たちの怒りをいかに闘いに転化するのか、これが一番問われています。このレジメによって国家権力の弾圧の実態をあげだし、その闘いへの指針となるべきものがこのなかでつかみえられたら、という願望をもってきわめて不十分ではありますが私のレジメと致します。

△治安体制の強化▽

一 弾圧内容の拡大 大量弾圧

ここでは、六九年一〇・二一以降、決定的に飛躍した弾圧内容と、六九年一〇・二一以前と比較しながら、その意図を看破していきたい。(下図参照)

二 公安調査庁、公安警備警察、検察庁、裁判所など各機関の体制強化

《弾圧内容の拡大》

'69 10・21 国際反戦デー以前

機動隊 → 大量逮捕 → 大量起訴 → 長期勾留 → 分離裁判
マスコミ

'69 10・21 国際反戦デー以降

機動隊 → 大量逮捕 → テロ・リンチ → 大量起訴 → 長期勾留
マスコミ 事後逮捕 懲罰 房室 分離裁判 実刑判決
自警団 拷問 再度の長期勾留

- 三 治安機構の体系化、一本化
- 四 ブルジョア法秩序の右からの再編(戦後民主主義支配秩序の空洞化、形骸化の推進と、それにとまらぬ反動的支配秩序の建設)
- A 完全装備による機動隊のリンチ、マスコミの暴徒キャンペーン、自警団の登場
- 一〇月非常体制……逮捕時のリンチ
- 糟谷君虐殺、北川四郎氏の内臓破裂、逮捕者全員が口びるや額を切った、頭を数針縫った等の例を弁護士に訴えている。
- マスコミの暴徒キャンペーン
- 闘いの状況を報道しない。
- 自警団の登場
- 機動隊の助手としてはたらく。街の商店主やヤクザ、チンピラ等、小ブル、ルンペン層を権力が組織したもの。なお見落してならないのは日共、公明党の政党がこれに加わっていること。(蒲田)
- B 大量逮捕(上図に示すとおり)
- C 事後逮捕
- 一日平均一人の割合で事後逮捕。
- 反戦派労働者を狙う。(松下電機、八幡製鉄、学校教員、経済企画庁など)
- 事後逮捕者の半数以上が不起訴 釈放

家宅捜査、事後逮捕そのものを目的とする。

○ 法の拡大解釈……現場にいない、単に一月決戦を闘いぬこうと呼びかけた人物を

〃公務執行妨害〃で事後逮捕。

D 房内におけるテロ、リンチ

● スネをケリとばされ、そこがバックリ割れ、うんでしまった。

● 黙否を行使するものに携帯マイクを耳におしつけ高音にしてどなり、つんぼ同然にしてしまった。

● ながる、髪をつかんでひきつりまわす。口にテープをはる。雑巾で顔をこする。腕をねじあげる。

△房内(看守、同房のヤクザ)▽

● 柔道の帯、手ぬぐい、ロープでエビ型にしばりあげ、そのまま放置した例。

● 飯をぬぐ、トイレに行かせない。

● 刑事―看守―ヤクザの連合。

● 完全黙否の者にたいしては差入れさえも認めない。

● 一一・一六闘争で起訴が確定しても三カ月以上も拘置所に移監しないで留置場をタライ廻しにする。

● 懲罰房⇨拷問室―まったく日のあたらない独房で、入浴、接見、読書、書簡の交流、運動などいっさい禁止させる。

● 機関紙、文書、手紙の消去。

● こうした刑事―看守―ヤクザ連合の弾圧の対象が、多くは女性、年少者、反戦派労働者であるのをみれば、弱い部分、そして、いまだ権力がほとんど調査しえていない部分を狙い、イモツルの一斉検挙⇨破防法全面適用へ向けて準備をととのえているのだということが明確になる。

E 長期勾留

六八年一〇・二一新宿騒乱……一年四カ月

六八年一一・七沖繩奪還闘争……秋山勝行

一年四カ月

六九年四・二八破防法適用……本多延嘉、藤原慶久、さらぎ徳二、約一年

六九年一〇、一一月闘争……四、五カ月の

〇 秋山勝行……一年四カ月上、カユしかのどを通らない状態であるにもかかわらず、三回の保釈請求を却下する。

〇 佐竹みよ……妊娠七カ月の身でありながら、四カ月という長期勾留。

〇 高額な保釈金請求

新宿騒乱被告二人……総額一〇〇〇万円

円。

東大闘争被告……一人当り一五、二〇万円。

秋山勝行……三〇万十一〇万十四〇万十α

すなわち、獄中にある一〇〇〇余名の被告を奪還するためには少なくとも二、三億円にものぼるであろう莫大な金を不当にも請求する。資金面からも革命運動を潰滅させようとする狙いなのである。

沖繩・現地

日本革命の最前線

歴史への証言 5

▲出席者▼

仲吉良新 (沖繩官公労委員長)

下地寛信 (新聞記者)

太田隆一 (全軍労牧港支部執行委員)

金城孝晴 (沖繩県反戦)

保栄茂広海 (琉大全共闘議長)

喜久里明 (沖繩県反戦高協)

▲司会▼

佐木隆三 (作家)

佐木 全軍労の闘争は七〇年代闘争をきり拓く、非常に大きな意味をもつと考えますけれども、第一波、第二波まで非常に熱っぽく闘われましたが、そのあと沈滞ぎみであるという印象はぬぐいたいわけです。とりわけ本土政府の特別見舞金なるものがでて、本土の全駐労との格差をうめるという、全軍労の三つの要求のうちの二つを勝ちとったという評価もできるわけですが、それで終ってしまいうんじゃないかという予感もします。そういう状況はどういうふう突破していくかなど伺いたいと思います。

今日の夕方、第二兵站部の屋富祖ゲートで牧港支部青年部がゲート前で集会をもちました。全軍労の青年部作りは、第二波のあと、急速にあちこちですすんでいるわけですがとりわけ大量の青年労働者がいる牧港支部青年部がゲート前で大衆集会を開くということをやるとなっています。これはやはり沈滞という印象がぬぐいたいだけに、戦闘的な青年労働者がなんとかしなければという意識があ



仲吉 良新氏



下地 寛信氏



太田 隆一氏



金城 孝晴氏

るからじゃないかというふうにもみえたわけです。米軍はスビーカーを三つくらいつけたニュース・カーを基地の内側におきまして、行進曲なんかならして、青年労働者が集会をやっているスビーカー音を防害しようとするなど、やや陳腐な妨害などもしているわけですが、それだけ米軍が第三波をどれだけ恐れているかという点によりもの証明であるという見方もできるわけで、今日は青年労働者のラジカルになっていく姿を具体的にみることでできたような気がしたんです。

それで第一波、第二波をつうじて牧港支部の執行委員として、先頭にたって活動され、明らかにそれについて報復として、今日、出席いただいている全軍労の太田さんは解雇処分されたわけですね。現在、本土においても反戦派の労働者が、教員とか、基幹産業の労働者が、昨年の一〇月、十一月闘争で起訴さ

れたというところで解雇されたり、逮捕されたというそれだけの理由で処分されたりした労働者が、強行就労というかたちで闘っているわけです。とりわけ太田さんの強行就労闘争の場合は、注目しなければならぬ大きな意味をもつ闘いだと思うんです。太田さんから第一波、第二波をどう闘ったかという報告を含めて、いま闘っておられる強行就労、そして、これからどういふふうになり拓いていくかということ話をすすめていただきたいと思っています。

全軍労闘争への解雇処分と強行就労闘争

太田 今度の第一波、第二波は、一月闘争の成果とでもいいますか、今までの闘争と大分かわった形態があらわれてきておりまして、各ゲート、とくにVFW、港川、中西、

屋富祖の四ゲートにおいては、今までにみられない激烈な闘いが展開されたわけです。第二波が終わった直後にはならぬ成果らしいものがないというふうにも多分に受けとめられ、みんなちぢかんでしまったような印象を与えていたわけです。

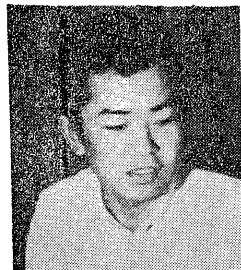
そういうするうちに、あちこちに停職処分がふりまかれ、それについて不満があちこちでおこりまして、一方的に軍権力からおじつけられた停職処分については断固として受けつけないんだというかたちで、一部の青年労働者が職場に乗り込んでいって強行就労やっているわけなんです。僕の場合は解雇されたもんで、最終日にあたる三月一日の一時半ごろからバスを取りあげにきたわけなんです。僕の二倍ほどある米兵が四人に沖繩人ガード二人が「言ってきたかなければ実力でやるんだ」と、僕の職場にきたんです。僕はど

うしても自分の解雇理由が腑におちないから解雇は絶対に承服できないからバスは絶対に渡さなかったわけです。そうすると保安課長が、あれはセカンドルーナーなんです、彼がきて指示するんですね。四名の部下にたいて連れてだせということで、MPカーに強制的に連れ込まれて、ゲートに連れいかれたわけなんです。それでどうするかと思ったら、今度はゲートのそばの箱型の屋根のなかに引き込んで、両腕と両足を一人ずつかかってぼくのポケットからパスをもぎとって、そうするやいなや基地外へ放りだしたんですね。それも労働者大衆がいるところではできないというわけなんです。ぼくは仕方なしに基地外にでていったわけなんです。

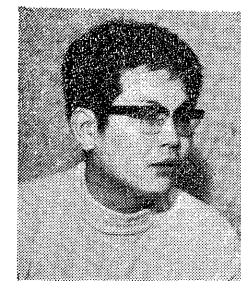
僕はそれまで基地内で反戦活動やってきました、多くの同志を知っておりましたから、その翌日からすぐに県反戦の諸君にそのことを話し、自分にかけられた弾圧にたいしてはどうしても承服できないから僕は強行就労するんだという連絡をとって、三月二日からすぐ行動を開始したわけです。そうすると、僕が予想していた以上にむこうもガードとか、MPを完全武装させて、わ



保栄茂広海氏



喜久里 明氏



佐木 隆三氏

れわれにたちむかってくる。それで僕は、「仕事するためにバスはいらないんだ。なくてもいいから職場に行かせろ」とゲート前まで行ったところ、衛守になぐられて、唇を指輪で切られたわけです。僕はそのときは頭にきて、すぐ周囲を見回して石を拾って投げたけれど、残念ながらあたらなかった。ツー・スター司令官なんかちゃんと見ているんですね。それで一般兵を抑制するような行動をとったんですが、とにかくむこうの有無をいわせないうち沖繩労働者を完全に無視したやり方なんです。ほんとうに憤満やるかたないわけなんです。この大量解雇、そして、さらに大量の解雇をするというのを聞いたときに、やはり今の段階でわれわれが力の限りを尽くして闘わないと大きな悔いを残すんじゃないかと考えるわけです。

僕がこの運動をしてからほんとうに運動の

質を変えなければいけないと痛切に感じたのは、二・四セネスト回避からなんです。あれ以来、一般の単産の方々に連帯した行動がとれないことにつくづく屈辱感を感じて、そのなかで今まで闘ってきたわけなんです。それだけにすぐ現場でも自立したんじゃないかと思うんです。僕の現場なんかでは、ふだん組合から発行したビラまきさせないんです。組合からのチラシ配布だろうが、「責任者から許可をえなさい」と責任者自身が僕にいうんです。テストケースとして三回ほど「これを配ります、許可してくれ。」といったんですけれども、三回とも断られた。それ以来、問答無用ということではほんほん配ったわけですね。

そういうビラ配りと二・四セネストと六・五ストのときにぼくは長期停職処分されているわけです。ビラ配布でもって。しかし、そ

ういうことを気にしていたんではしょうがない、首にさえならなければいいということでもんだんビラ配りをやった。それが今度の解雇ということに追いつめられてきたわけなんです。

仲吉 太田さんの解雇理由はなんですか？
太田 無届け欠勤となっています。



太田氏を先頭に就労闘争をする労働者

仲吉 欠勤届は普通どうなっていますか？

太田 普通は休暇申請の用紙でやる場合もあるし、また今までに電話で受けつけられたこともあったわけです、既成の事実として。二三日電話して受けつけられないということに

不満があって、二四日、電話しても受けつけないんだから電話しなければどうなるかというところで、なしくずしをはかって電話しなかつたわけです。そして三〇日に休んだときには電話したんですが、やっぱりそのことが僕の今度の命取りになった。

これは明らかに組合活動をやったことにはいる弾圧である。その裏付けとして考えられる事実として、第二波を終わってからすぐ翌日出勤すると、僕の部屋に職場の監督者がきて、一般兵やタイピストを外にだして、僕一人だけとじ込めて、彼が「ミスター太田、君がストライキを指示したんだらう。みんな休んでストに参加しているんじゃないか」と僕にいうんです。僕の職場に、以前に支部の中央委員をやった人が組合活動から離反して完全に軍側についている人がいるんです。その人は職場は二〇年近くになるし、地位も沖繩人ではいちばん上だし、採用するときの面接も全部彼がやっていたんです。ですからそこに入ってくる人はほとんど一つ借りを背負って入っているようなもんですよ。これはほんとに労働者意識に目覚めればそういうことはいくらでも、意識の弱い人を採用するとこの人に借りをもっているような格好

になってしまつて、彼の言い分を全部聞くわけなんです。僕たちのいうことはなかなか聞かないが。それに加えて、現場の兵隊がすぐ組合活動に目を光らせているんです。ごくありふれたパンフレット配りもビシビシとつかまえて人事記録にボンボン書いていくんです。僕はまだ今の職場は三カ年近くなんです。どっさり僕のファイルを作っているんですよ。それで追いつめられた格好なんです。

「反戦狩り」を許すな—— 闘いこそ組織強化の道

佐木 組合の支部段階であなたの処分が不当であるというところで取りあげることにしたのはいつですか？

太田 一昨日の三月二八日です。

佐木 それまでにどういう経過があったのか、ちょっと……。

太田 支部の三役クラスの人が、「勤務成績が悪くて交渉しにくいなあ」なんて言葉を聞いたに僕はびっくりしたんです。失点のファイルは二、三カ年のものですから、僕の二分の遅刻も全部書いてあるんですよ。ですからすっーと二、三年もまえから書いてくるんです、失点を。それをみてもうびっくりし

ているんですね。「交渉やりにくいなあ」としぶっている。で、どういうふうにするのかということでは僕は静かに目を追っていったわけですが、どうしてもやる気配がなくて、今度の県反戦の諸君の支援で強行就労闘争をや

り、その間にすくく一般労働者からの支援、声援があるわけなんです。金額で評価しにくいんですけど、一日の退勤時間のゲート前で集めたカンパが百五十ドルあったし、

一般労働者からの「ガンバレ！ ガンバレ！」の声援もありますし、やはりこれはわれわれの運動の方向性を支持しているんだというふうには僕は受けとめているんです。今後、全軍労の組織で解雇された人をつつみこんでゲート前においてそういう行動をやるべきだというふうには僕は考えているんです。そのことが全軍労の組織のレベルアップにもなるし、自分たちの問題をさらに自己のなかで検討しなおす。こういうふうには激烈にやっていると、後でもなげかというふうには自分に問いかけてもつと思つて、労働者各自が。だから僕はただ自分個人の処分撤回だけの要求じゃなく、この問題をみんな真剣に受けとめてもらいたいということでもつづけていますし、今後

組織の強化であるし、また大きな教宣だと思つています。実際の闘いをたたきつけてみせるということですね。

佐木 すでに解雇されて職場復帰できない軍の労働者は具体的に個々のケースとしてどうしているのか、一連の処分を受けた人たちと残っている人たちとのですね……。

太田 それはまだ組織のほうでどう取り組まれているかはっきりわからないわけです。ただ手続きして人事課をとおして失業保険の給付金のところにもまわっていると思います。それも必要だけでも、われわれ全軍労としては闘争を強化する意味において、解雇された方々を戦列にひきとめておいて闘いを構築していく必要が絶対にあると思うんです。解雇された人は一部を除いて再就職はやってないと思うんです。だからそういう方々をもう一度組織にひき入れて、不当な解雇にたいしてあくまでも闘うんだという教宣をやるのが必要だと思つて、組合の責任というのにはそこにあると思つて、これから体制側のペースで返還がなされた場合に、やはり独占企業のなかに入っていくんだからそういうなかでもわれわれは闘争しなければいけないわけですから、こういう闘いの場をもちながら、

収奪される立場の人間を教育しないで、ほつたらかして、そのまま独占企業のなかに投げ込むというのは、とても無責任だと思つて、七〇年代という長い、激烈な闘いが予想されるんだから、それを激烈なものにするためには、やはり現在の組織、官公労、全通、全軍労という大きな組合だけでもいいから、被支配階級としての立場というものをしっかり植え込んでやらないと、七〇年代の闘争は期待できないと思つて、官公労にもやがてそういう嵐がくると思つたが、今の段階で階級的視点からの労働者の教育が組合に課せられた大きな任務だと思つて、だから僕らが組織内でもやりながら県反戦としての闘いで、組織内でもやりながら県反戦としての闘い、また学習を積むということについては、みだした、はみだした」といって叱るのはほんとうの組織の指導者としては疑問をもちますね。

下地 それはある意味では、米軍職場における一種の「魔女狩り」じゃないですか。魔女狩りというのは、魔女をみつめて狩る。やっぱりそこに一部の大衆の賛成があるわけですからね。だから魔女狩りに賛成する一部の大衆の役割を今の組合執行部ははたしている

いえるんじゃないですか。
佐木 それは「ハネ上り」だとか「はみだし」だとかいうことだね。

下地 そうなんです。それはみんな狙いうちするわけですよ。それにたいして執行部が適切な闘争を組みえないということですね。

仲吉 支部の執行委員会ですか、今の討議決定したのは。

太田 はい。

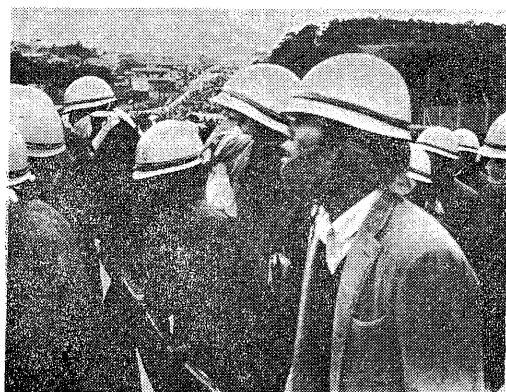
仲吉 支部の執行委員会、闘争委員会では不当処分だ、不当解雇だということを確認したわけですか？

太田 これは今後、全軍労大会の場にもちこまれてくると思うんです。そうしたら本部につきあげがいくんだけれども、しかし、本部は「支部で取り組まないのになんでわれわれが答弁する必要があるんだ」ということで答弁しませんね。たとえば去年の空軍支部の問題で「支部の段階で取り組みを充分なされないで全部その責任を本部にもってくるのは何事だ」といわれたんですが、やはりもっともだと思っんです。まず支部が徹底的に取り組む必要がある。だから僕は別に本部を弁護したくないけれども、本部で実際の闘争はなんでもできないんですよ。やはり闘うのは支

部であって、各支部が強くなれば全軍労も自然に強くなっていくと思うんです。

職場に浸透する全軍労反戦

太田 われわれの強行就労闘争が下部に支持され、青年部もたちあがって抗議行動をどんどん起こしていくなかで、支部として解雇処分撤回闘争に取り組みざるをえないというふうになってきたわけです。ですから僕は県反戦の諸君と共に活動をやっていくわけですよ。



全軍労闘争の最先頭をになう全軍労反戦

が、だからといって組合の存在価値を否定するわけじゃないし、現場でもとことん闘っている。

しかし、それだけではたりない。われわれのこれからの四月、六月の闘争がすこく早まるようにやっていくわけですから、やはり僕としてはじっとしておられないわけです。だから組合の枠からとびだしてやることはたして組合を破壊するかどうかという点についてたいへん不満をもっているんです。組合の意識の低い執行委員、幹部なんかは「県反戦活動は組合を破壊するものだ」ときめつけて、一般組合員のまえでもそういうふうにいってみんなを反戦運動から遠ざけるといふことは、階級闘争をなう人間として破廉恥な行為だと思っんです。

佐木 昨年一月中旬に全軍労の大会がありましたね。そのときに議案をみたんですけども、「全軍労反戦」と名のっているのはわが組織とはなんの関係もないということをはっきりいっていましたね。それから今年の三月の大会の運動方針案のなかでは「全軍労反戦」については非難するにせよ、肯定するにせよ一つもでてこない。というのは、一月の第一波、第二波のストライキですね、それに

なにか関係があったんではないかと考えるんですけど、どうでしょうか……。

太田 やはりこれは幹部がほんとうに反戦派労働者を理解していないからそういうふうになっっていくと思っんです。

佐木 最初は否定的に扱っていたのが、さらに否定しないというの……。今後は黙っているということでしょうか？

太田 黙らざるをえないんじゃないかと思っんです。実際、われわれが現場で弾圧を受けながらも、それに屈するものかというふうに、どんだんわれわれが闘争を主体的になっってきたがゆえに一般労働者、下部からの支持をえているわけなんだから、それをあえて否定するのはおかしいと思っんです。

佐木 まずいと、彼らにとって、指導者にとっは。

太田 そういうふうには今後はみて欲しい。

生きる権利としての武装

佐木 日米共同声明がでて、結局は沖縄の基地の維持と強化を図るために、全軍労の大量首切りというかたちで、基地支配のガンとしてある沖縄の闘いをつぶす攻撃がきたと思っます。全軍労は苦しい条件にもかかわらず直

ちに闘争宣言を発して、独走をも辞さずに第一波、第二波の闘いを組んだ。

この闘いのなかでは、ピケ隊にたいするAサイン業者の襲撃、武装米兵との対峙とか、今までにみられない緊張関係がでてきたし、それに対抗するための労働者の自衛といつか、武装というか、そうしたものがあらわれきていますが、そのへんについていかがですか。

下地 私は第二波で第二ゲートに行っていました。そうしたらAサイン業者が押しかけてスト破りをしていくわけですね。結局このピケ隊は散り散りにけちらかされてしまった。そこに何派か知りませんが、学生が数十人きて氣勢をあげて労働者にたいして連帯を呼びかけても、労働者は彼らと連帯するのはこわいということで、労働者自身も孤立している。また学生も数十人機動隊にブロック壁におしやられて孤立している。そこで大騒ぎしているときに、機動隊がきてなにはいって一つの交通整理みたいなことをやっています。私はそばで聞いていたら、ピケ隊の一人が機動隊にたいして「一体どうしたらいいんですかね」と聞いている。そうしたら機動隊は「そうだな、君たちはピケやるならピケや

ってもいいよ。しかしそれは民用車だけチェックしてくれ」といっているわけですね。云々やっているうちに、解散ということになっってしまった。そうした運動のなかでAサイン業者のピケ破りで階級闘争という意識が、いくらか加わってきた。しかしそれがはたして、これは徹底的に階級闘争であるという自覚がピケ隊にあったかどうかについて、大いに疑問がありますね。ということは、彼らは階級闘争だという観念から、たとえば、そこに一つのピケ隊にたいして力強く対峙する一つの気力とか、創意といったものが生れてくると思っますけれども、そういうものは全然生まれません。結局は、学生がAサイン業者に石つぶてをくわせられて、機動隊に撲られながらだが守られてバスに乗って帰った。そういうった、いわゆるなんといいますが、運動内部における一つの意識の脆弱さですね。それは今度の全軍労の問題では、これは十分に指摘されるべきだと思っます。それは階級闘争でありますよ。その階級的な意識が、今後どういうふうに芽ばえるかという問題は、今後の課題だと思っます。

佐木 それは闘いの局面では、下地さんがおっしゃったようなことは、私は第二波のとき

ずっと沖縄にいて、そういう場面にであいました。それをどうするか、あるいはすでにどうされつつあるかというふうな今日の討論はいかないと意味がないわけで、そういう方向でもって下地さんが提起されたことについてどうですか。

太田 ぼくたちも第二波の三日めあたりからずっとコザのほうに応援にいったわけですが、やはり機動隊に守られて帰ったのは、みんな「屈辱だ」「こんな恥ずかしいことはない」といっているんです。そんなにたくさん労働者がいて、あれだけの一部の右翼暴力団に暴虐されて帰ったというのは、もうこれは労働運動史上、ほんとうに汚点を残してしまったということで、みんなブービーいっているんです。機動隊は「守る」といっているんだけれども、やはり彼らは商家の手先であるし、階級的視点からみるならば、絶対、そういうことは今後は許してはならないというふうに、みんな確信しているわけなんです。で、場所は牧港支部に移るわけなんです。WFあたり、あるいは中西ゲートあたりにおいて右翼に對抗できるような道具をそろえていた。そこへまた機動隊がきて、今度は、「君たちを兇器準備集合罪で逮捕するぞ」

というふうに脅迫してきて、労働者側が準備した棒きれなんか全部取りあげてもやしてしまおうという目があったわけですね。

今後そういうふうな右翼の手先にたいしての対処策というのは、十分われわれ労働者自身が考えていかなければいけないんじゃないかと思えます。第二波の右翼の登場がわれわれの闘争の足をひっぱったということは明白なことですから。

そういう点から牧港支部あたりでは、みんな頭にきているわけですね。機動隊および暴力団の襲撃にたいしてですね。で、ぼくたちのゲートにおいては、暴力団を全然寄せつけなかったわけですね。もう鉄棒をまっ赤にやいて、待ちかまえているわけですね。あやしい車がかると、みんなでわっとうと寄るでしょう。まっ赤な鉄棒を持って、ふりかざして、走っていくんです。それはすごかったですね。それくらい鋭い対決というのをみせないかぎり、われわれの闘いの前進はありえないわけですね。

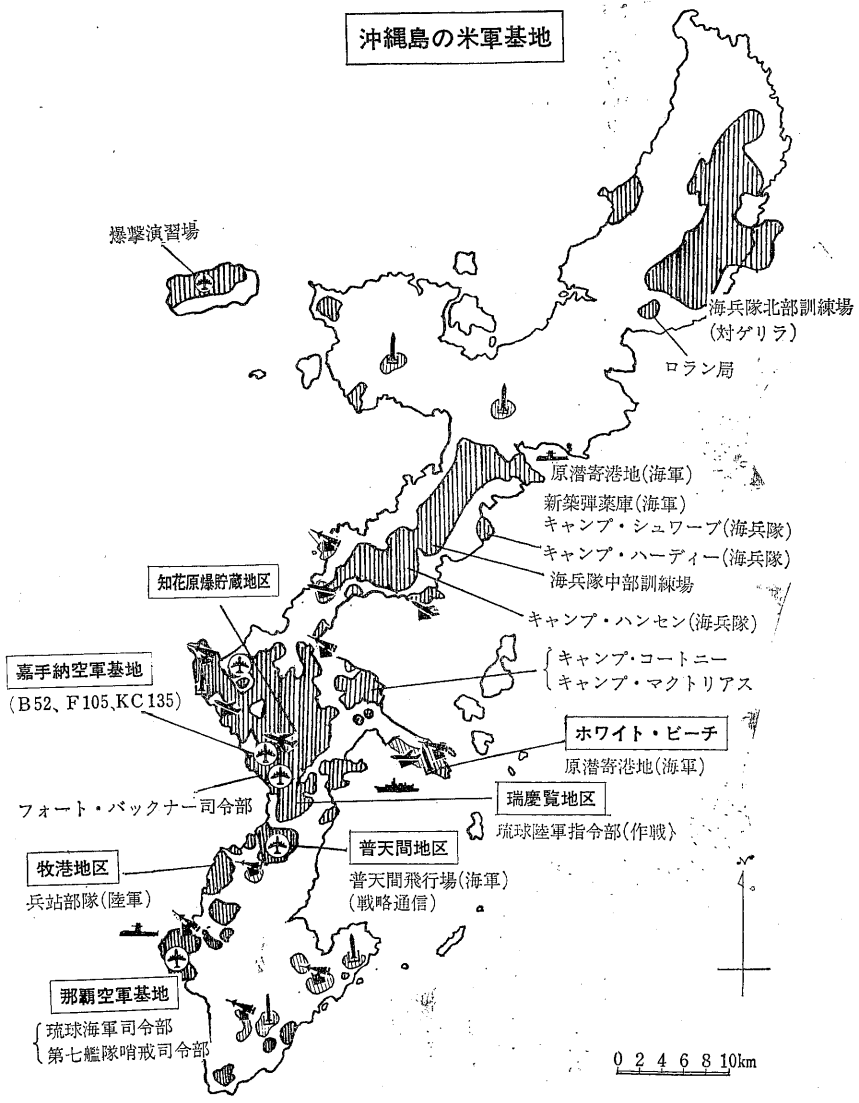
下地 それは、ぼくは同感ですな。

仲吉 第二ゲートの場合は、若干条件がちがったと思うんですね。ぼくは三日めに現場に行っただけですがね。「やっぱり自分の頭は自

分で守れ」ということで、みんなヘルメットをかぶっておったんですが、相手は暴力団だし、こっちは労働組合の組合員だと。暴力団と労働組合の組合員とけんかさせるのかわどろ、ずいぶんぼくら自身が悩んだわけですね。相手は暴力団だし、暴力団は人間一人殺すのをなんとも思っていない。ぼくらにはそれを許して階級的な立場では受けとめなかったんです。暴力団としかみななかった。もちろんAサインという一つの集団があるわけですが、実際にでてきたのは、みんなチンピラなんです。石をもったりして投げつけてくる。そういうなかで、たとえば今の牧港ゲートですか、そういうところでの闘い、町の状況は、まわりは全部高い建物でしょう。窓から投げられたらどうするかという問題があるわけですね。そういうなかで、ああいう形で解散をせざるをえなかった。それはもちろん圧倒的に、あそこは何万という人間をぶち込んで大動員を結集しても闘いをやれば、それほど問題にならないかたんですが、せいぜい四百ないし五百という程度の動員でした。

もう一つは、やっぱり労働組合が闘う場合に決定的な瞬間をどこで求めるかはみんな

沖縄島の米軍基地



	軍用地		飛行場		メースB基地		B 52
	ナイキ基地		ホーク基地		原子力潜水艦		軍艦

考えなければならぬことなすね。そういう意味で第二ゲートの問題では、くいちがった意見がでてきたと思うんですね。むこうとこっちの力関係や場所の判断のなからしか第二ゲートの闘いもできなかったらなにかと思っっていますよ。

下地 仲吉さん、僕らはなぐり込めといっているわけではないですが……。対決する一つの気概というものが、あのときなかったようですね。



自衛武装し待機する軍労働者

仲吉 いやいや、二二日か、三日めあたりにはずいぶんみんなおこっていましたよ。「なんで守るんだ」と、「機動隊どけ」と、「みんな入れる」と、「おっべしちやい」といってましたけれどもね(笑)。それだけの気概は集まった労働者、とくにあの日はゴザ近郊は動員かんな頭にきていますから、ゴザ近郊は動員かでない連中もでていましたよ。うちの組織なんかはどうなんだといって、みんなでてきて、それでみんなにか持ってきていましたね。

太田 うちの支部の状況を申し上げますと、組織決定でもってヘル百個を準備してあるんですよ。やはり第二ゲートにおいて暴力団に襲撃されたのは、いわゆるわれわれの弱さを見ていたわけなんです。ですから、最低限度ヘルを準備し、襲撃するならば、それに対抗する、自己防衛するくらいの、三百くらいの棒ぐらいは、持っておかないことには、われわれの生きる権利も勝ちとれないというふうなものですから、それくらいのことはいいわけなんです。ぼくたちが暴力団を探して殺すというわけではなくして、われわれの闘争に介入してくるものにはたいして、排除策を十分考えなければいけない。

仲吉 それは当然ですね。

高校生運動の試練と社会的登場

佐木 それで全軍労働争と高校生のかわりについてはどうでしたか、喜久里君から。

僕らは全軍労働争のとき、最大動員ということかちでやったんですが、そこにおいて一〇月には反戦高連という、沖繩において高校生の独立した闘争組織を結成してから一月決戦を総力をつくして闘った。そしてそのなかから生まれてきた日米共同声明という帝国主義からの挑戦状というか、その挑戦状の第一歩として全軍労働の大量解雇があったとみて、はつきり一月決戦の地平をぶまえて闘ってきたんです。高校生ということで、深夜から朝早くまでピケットにきて、それから高校にいき、情宣活動をするというものすごく条件としてはきびしいんです。

そういったなかで、全軍労働争をわれわれが闘いとおしたということが一つのぼくら自身の組織的な試練にもつながるし、さらに、一人一人の活動家に政治闘争とは、そして階級闘争とはなにかという、ものすごい深刻な試練を課したと思うんです。そのなかにおいて、個々の活動家、そして組織的には

きりと階級闘争を闘っていくという意識をもった部分に指導された大衆組織としての反戦高協という構図ができて、いわば全軍労働争がわれわれの一つの跳躍台というか、そういうことになったわけですね。そして、この全軍労働争をやり返すなかで、階級闘争を闘う高校生の組織だという意識ですね、それを社会的に認めてもらうというか、いわば沖繩にも本土と同じように高校生自体が沖繩闘争を最先頭にたって闘う部隊が組織的に存在するんだということをはつきりと社会的にも大衆的にもうちたてたと思うんです。

全軍労働争の先頭にたつ県反戦

佐木 全軍労働争と県反戦との共闘というか、連帯というか、ゲート前のピケットイングでは、学生、高校生、それから県反戦の労働者というふうな、あるいは個々のいろんなかたちの支援団体というか、共闘団体の労働者もよく闘ったと思いますが、その側から全軍労働争へのアピールもあるでしょうし、今の全軍労働のありようですね。第二波を終えて第三波までの時間がだいたいぶたっている、沈滞しているという、そのへんにむけての発言を県反戦の金城さんからお聞きしたい。

金城 全軍労働第二波の、とくに初日のスト突入前に、すでに、港川ゲートで人が一人はねられるということがあったわけですが、それを聞いて、急拠屋宣祖ゲートから港川ゲートに急行して、そこで労働者とピケを共にしたわけですね。そこで、戦闘的なピケットイングを敢行して、ゲートにたいする体当たりとか、ゲートがちよっとでもあくど突入するという構えをみさせるといような「挑発」といってもいいようなことを展開して、ついには米軍みずからゲートを閉鎖せざるをえない状況を生みだしたわけですね。そこにおいて、一月、われわれは「一月決戦」というんですが、「一月決戦」のなかで闘って、いわゆる「はね上がり」、学生に「ひっぱられた」、「引き回された」労働者という、そういう印象が、あの港川ゲートの闘いにおいては、若干つくられてきた。とくに労働者みずからが軍側にむかって、「ゲートを開けてみろ！」とメット部隊じゃなしに、「われわれ労働者自身も基地に突入するぞ！」というわけですね。それで、そのあと五日間にわたってピケを敢行したわけですが、県反戦内部に全軍労働争があるんです。そこにおいても、若干まだ「はね上がり」というような見方もあるわ

けですけれども、太田さんの闘争を支援するなかで、やはりもっとも戦闘的な労働者であるという認識を労働者みずからがもちはじめている。

基地撤去か基地の強化か

—日米共同声明後の最初の激突—

佐木 全軍労働争とのかかわりで、保榮茂君いかがですか。

保榮茂 二・四セネストについては、学生としてはたんなる実存的な意味での命を守るという意味での二・四セネストとして終わらせるんではなくて、二・四セネストのもつ意味と意義は、やはり二・四の時点において、今までの沖繩のあらゆる問題にたいするところえ方の視点をかえる点になりうる問題としてあったんじゃないかと思うんです。

すなわち、沖繩のあらゆる問題が、基地に依存している、基地の存在そのものに規定されているということがあるんじゃないかと思えます。それはもちろん、この間の権利獲得闘争とか、自治権獲得闘争とか、とくにエミコちゃん事件とか、国場君事件の問題とか、そして燃える井戸とか、これらは基本的には基地の存在に起因するということがあるんじ

やないかと思えます。そういう基地の撤去そのものを問う問題として、二・四ゼネストがあったと思うんです。

全軍労の大量首切りについては、まさに世界的な意味合いから沖繩の位置をとらえる必要があると思えます。帝国主義の戦後世界体制が、いわゆるアメリカ体制として戦後処理されてきたわけですが、そういうなかにおいてアメリカ帝国主義のベトナムにおける敗勢と同時に、国内的なドル危機に起因された問題として、他方では、日本帝国主義がアジアへ進出しなければならぬという状況のなかにあつて、動搖を深める米軍の沖繩の軍事分離支配をくいとめ基地の維持、強化をはかっていくことを狙って、今回の全軍労の大量首切りがかけられたんじゃないかと思えます。というのは、全軍労は、昨年の六月の闘いによって、一つの戦闘性をおびてきた組合として、しかも基地内の組合として今後ますます基地撤去闘争そのものを主体的にならざるを得ないこと、周知の事実だし、そして、沖繩における階級闘争の大きな柱となるべき組合だということは、すべての人々の知ることだ。まさにその全軍労を切りくずすものとして、沖繩階級闘争総体にかげられてき

た攻撃として、われわれはとらえる必要があると思ふ。そして、そのことについてわれわれ自身は、学生として、自己にかげられた問題としてとらえた。というのは、自己を規定する場において、琉球大学にいる自己、私というふうな規定するよりも、むしろ基地沖繩にいる自己、私というもののほうが、やはり大きな意義をもつだろうと思うからです。

今回の全軍労闘争においては、そのような



全軍労に決起する合理化粉砕

意味からも、それぞれ自己にかげられてきた問題としてとらえると同時に、しかしながらそれを止揚するものはないかという視点を積極的に解明しなければならぬ。二・四の挫折そのものをのりこえるものとしては、あの二・四ではゼネストの回避のあとに県民統一行動をもったんですけれども、そこにおいて学生は戦闘的なデモンストレーションをおこなった。しかしながら、あの事態においては基地突入は敢行できなかったにもかかわらず、それをすることができなかった。もしあの時点において、基地内での集会を勝ちとる、基地そのものが神聖不可侵なものとしてあること自体を、それぞれの全人格をもって基地内にはいることによって存在を否定するという立場をそれぞれが提起することによって、基地の撤去そのものをすべての人々がかちとる。そのことによってしか安保体制のカナメとしてある沖繩の基地を撤去することができないし、そういう思想性をもつ闘いを組まなければならぬというふうに考える。そして、今回の全軍労の大量首切りが日米共同声明にもられた内容の、その第一段としてなされてきた大量首切りである以上、われわれはそういう基地撤去という視点をつねに堅持しつつ、

たんなる反合同闘争というかたちではなくして、これももちろん合理化ではありませんけれども、しかしながらたんなる合理化という視点ではなくして、つねに基地撤去という、そういう視点を全面に押しだし闘い抜くことが、必要じゃないかと思う。

大きな問題としては、学生、とくに第一波、第二波においては、休み中ということがあつて、大量に動員できなかったけれども、しかしながら全共同としては、第二波のときには、途中、授業を粉砕して授業中につっこんでいって、全学生すべてが基地へのピケッティングに参加した。それを通じて基地撤去そのものを問うということが必要じゃないかということ提起してきたんです。

下地 ちょっと余談になるかもしれませんが、結局二・四ゼネストを、要するにB52が落ちてくるんで、危いから命を守ろうという実存主義的云々とおっしゃいますけれども、私はB52ゼネストは、B52が落ちてくるから、危いから命を守ろうという、そういう運動ではなかったと思えますよ。二・四ゼネストのもつ意味は、すぐれて反戦平和あるいは基地撤去であつたと私は思う。それを字づらだけにとらわれて命を守る共闘だから、

県民共闘だから命を守るにすぎないと規定するのは、誤りがあるんじゃないかと思ふ。ね。保榮茂 いや、そういう規定の仕方ではなくて……。

全軍労への攻撃は

オレ達への攻撃だ

佐木 全軍労の第三波ストライキなんですけれども、本土政府が特別見舞金と称して二億円だしてきたのも、これは第三波をうたれることがすぐれて安保を闘うという政治テーマであるから、だしたくなかったものをだしてきたということ、むしろの危機感がみえていると思うんです。

仲吉さんにお伺いしたいんですが、春闘、賃金闘争ですね。それと全軍労の支援というか、共闘というか、統一行動というか、そのかわりませ方のなかに仲吉さんがおっしゃっている「すべての闘いが安保だ」ということは十分理解できますけれども、正しいがゆえにある陥穽があつて、春闘ものとり主義みたいな感じのものと、全軍労闘争の解雇全面撤回という部分がぬけ落ちていく大きななかがあるんじゃないかと思ふんですが、いかがですか。

仲吉 ありますね。闘いの弱い一面だと思ふんです。たとえば県労協の取り組みにしても、昨年末に全軍労の解雇が発表されて、県労協がおっとり刀で評議委員会をやったのは一二月三〇日、年末闘争が終わって、みんな休みに入ってから一二月三〇日に評議委員会を開いて、当面とにかく全軍労第一波ストを支援しようということなんです。全軍労は待っちゃおれんから第二波をかけた。第二波だ、とにかく支援しようということでしょ。動員だつてみんな一生懸命取り組んでくれました。どの組合だつて系列を問わず力の強さ弱さはありませんが、全体が一生懸命雨にぬれながらやってくれた。しかし、全軍労闘争を自分のものとして受けとめることはすごく弱かったんです。今でも決して強いとはいへません。なぜかという、全軍労にかけられている攻撃が自分らにかけられている攻撃だということを受けとめきれない弱さをもっていた。じゃ全軍労支援(＝共闘)だけでストライキができるのか。全軍労のことだけでストライキをやるといふと、「いや俺んとこらだつてたいへんだ」という声が必要職場からはね返ってくる。「全軍労のためにストライキやるくらいなら自分のことでストライキ

やりたい」というんですよ。

実際にタバコの組合の皆さんは今までそれぞれ企業別組合だったのが協議会をつくって、初めて一緒に二時間の時限ストをやったわけです。その問題だけで二時間のストライキをやった。そういう要求もっていることを僕らが掌握できない弱さがあったわけです。これはたいへんだということでも今一つと調査を入れていくわけです。その要求の積上げ消化がまったくおろそかにされながら全軍労働争いでストライキやるのは、これは間違いだというんです。そうすると春闘のなかで、じゃ経済要求をまったくぬきにして、経済要求なんてそんなものはほっておいて、政治要求を高めていけば経済要求はでくるんだという理屈はできませんね。当然ね。しかしその経済要求をまったくぬきにした政治要求だけの行動は、戦線の統一ができない弱さがある。だから労働組合である以上、どうしても経済要求を中心にした全体の行動を高める、それを政治的に高めていくということがでてくるわけです。そういうことをずいぶん長い間論議をして、ほんとにあつちについてこつちについてたりして討議を繰り返してきて、そして春闘のなかで闘いを組む。今

まで県労協が春闘で皆さんと一緒にストライキをうった経験はない。春闘でも。その意味でも全体が一緒にストライキを打つということまでできたのは、全軍労働争い支援という意味でみんなが無理をして、それは八〇以上の組合があるわけですが、そして、それぞれの組織の条件をかかえていながら、「よし、それなら俺のところ無理してそこまでお願いしよう」、「俺んとこ無理してそこまで引き延ばそう」という格好で足並をそろえてきたのは、「全軍労働第三波闘争を一緒にやらなきゃいけない、しかしやらなきゃいかんけれども全軍労働争いだけではストライキを打てない、その弱さをどう克服するか」というみんなの非常な努力の結果だと思えます。それじゃその場合に、経済闘争を闘っていくことが全軍労働争いという影響を与えたかということだと思えますが、今の沖繩の体制のなかで、全体にくわえられてきた合理化攻撃は、たとえば官公労をとってみても、欠員の補充をしない。なぜしないかという、七二年に返還をされる。返還をされるときには今の人員が確保できるかどうかわかん。だから場合によっては首にするかもしれないが、首にするのを少くするために、今無理して欠員補充し

ない。こういういい方をするわけです。それで、すでに復帰準備の作業をやらされてい。今の人員で平常業務と復帰準備作業がほんとうに消化できるのか」といえば、当局ははっきり解答できない。それは当然なんです。職場では年間予算を全部使っちゃって、「超勤予算がないぞ」といわれながら毎日遅くまで残業させられているわけです。こつちは超勤予算のない超勤は全部拒否する。これは当然拒否していい。そうすると「復帰作業がぶつとまるか、あるいは平常事務がぶつとまるか」ということなんです。この要求は春闘要求にそのままあがってくるわけです。それと同時に、「超勤をよこせ」という要求や「超勤を拒否する」闘い、これはまったくの経済要求であり、権利闘争でもありますが、それと賃金闘争の大幅賃上げをやる琉球政府は最初の離職者対策の話じゃないけれども、初任給はもう本土をこえている。これ以上初任給をふやしたら復帰するときに困る。あるいは人事院勧告が「三ドルでているからもうこれくらいでいいんじゃないかと人事院勧告をのむことさえも、なかなか「うん」といわなかった。そういうことがすでにできているわけです。これは各企業に第一回解答

が非常に遅れている状況と同じように、復帰していくなかに、自分の企業はどうなるかわからんという資本の側の動揺がそのまま春闘にでてくるわけです。今労働組合がもっている反台闘争、あるいは経済要求を全部並べてみたところで、全部それがぶつかるところは復帰準備なんです、企業側の。だからそういったことを、全体が戦線をととのえて一緒にものごとをぶつかっていくことをやらないと、それは全軍労働争いとの連帯もでてこないだろうし、全軍労働争いをほんとうに自分たちがうけているのとまったく同じもの、あるいはそれ以上の攻撃が全軍労働争いにくわえられているんだという受けとめ方がでてこないんじゃないか。

二・四スト挫折と

新しい闘いの息吹

佐木 二・四ゼネストの挫折が逆に太田さんをして闘わせしめる力になったと考えられるわけですね。太田さんは、全軍労働一労働者として、組合活動家として闘っておられるわけですが、仲吉さん、太田さんが起訴された問題について、いかがでしょう。

仲吉 二・四ゼネストを作り上げていった力は、二・四ゼネストそのものは不成功に終わったけれども、太田さんの例も一つあるでしょうが、組織的にみても、沖繩労働運動に与えた影響は大きかったと思えます。とくに二・四ゼネストがなぜ回避せざるをえなかったかということについて、その後の討論のなかで問題点を鋭敏にだしてきたと思う。

一つは、二・四ゼネストは、「命を守る」というかたちで構築された。その過程での労働運動は、一体、それでよかったのかという問題を提起しました。太田さんがいったのはそのことですね。

もう一つは、革新政権といわれている屋良政権と大衆運動との関係は一体どうでなければいけないかという問題を提起しました。

ほかにあると思いますが、この二つをみても、今までの沖繩の労働運動、大衆運動がどうしても乗り越えなければならぬ問題をえぐりだしていると思う。このことは、必ずしも全部が克服されたわけではないが、少なくとも職場のなかに、とくに活動家のなかに問題の焦点をつきつけた。太田さんがおっしゃるように、二・四ゼネストのときに全軍労働争いがやらなかったから挫折したんだという受け

とめ方をしている部分もありますが、必ずしもそうじゃない。二・四ゼネストそのものなかに、体質的な弱さがあった。それは全体の弱さとして受けとめなければなりません、そのことで発奮されたということ、

「一人の労働者としての主体的な立場」として当然だと思います。

それと現在の全軍労働争いなのですが、これからの闘いの見通し、全体としての七〇年代からすれば、今年一年間の沖繩の闘いは、いずれにしても沖繩の将来にかかわる非常に重大な闘いだと思えます。だから今年、一日ストライキをする力があるなら、来年一〇日ストライキをやるよりも、今年ストライキをやらなければならぬと思えます。

今年の沖繩の闘いがどれだけ本土にはねかえって、本土の全体の革新のなかになにかを投げ込むかということを考えると、どれだけやれるかわかりませんが、少なくとも、労働組合のなかに決定的な力も、達まればよとして合理的な攻撃、いかなれば体制的合理化をはね返していくだけの闘いを構築できるのか、その闘いの一環としての全軍労働争いをどこまで闘っていくのか、労働争いですからどうしても闘いを前進させるの

は、力関係を判断していかなければならぬわけですが、それが今年の闘いの大きな柱になっていくと思うんです。

沖縄における階級闘争の底流

佐木 仲吉さんが三月にある新聞で発言されているなかで、沖縄の場合、政治的な要素と経済闘争が不断に結びついているので、賃金要求にしても、その他経済要求でも、それ自体闘うだけでいろいろなかたちでの政治的な状況につき当たらざるをえない。だから賃金闘争の本質に過ぎず資本とはなにか、労働者をおさええているものはなにか、その実体といつても体ごとつきあたってきたとおっしゃっているわけで、まさにそのとおりだと思っただすけれども、沖縄の今までのいろいろな抵抗、戦後の沖縄の抵抗運動の歴史をジャーナリストとして、下地さんのほうから、沖縄闘争の歴史と、七〇年代闘争にむけて、沖縄の抵抗運動の歴史から学ぶ、その教訓を生かしていくものを、それは仲吉さんが規定されたような条件のなかからもでてくると思うんですが、そのあたりを話していただければと思います。

下地 そうですね、沖縄における抵抗運動の

歴史は、たとえば、植民地におけるインテリゲンチヤの歩みに似ておったのではないかと思えますね。あるときには、いわゆる闘いですね。あるときには妥協し、またあるときには反撥する。そういった歴史の、いわゆるないまぜた運動のなかでだんだんに一つの思想性がもたれ、また運動が強力に展開されるといえるでしょう。したがって、沖縄の抵抗運動は、最初から徹底的にアメリカにたいして抵抗するというかたちでその一本道をまっしぐらにつき進んできたのではないと思えます。それはなぜかという運動における一つの思想性といえますが、そういった抵抗の原理というものがわかっていなかったんだと思えます。結局、沖縄における労働運動も含めたすべての抵抗運動は、反米運動だという認識が足りなかったと思います。

したがって、過去における大きな一つの闘いであった土地問題にしても、それを反米運動の観点からとらえるということには、中間政党、中道左派である社会大衆党にしても、それに反対だった。だから土地問題そのものが、ちょうど民族闘争としてのかたちではなくて、あるいはまた、反戦平和の闘いというかたちではなくて、条件闘争というかたちで

したね。新規接収反対とか、あるいは賃賃料引き上げという条件闘争で終わって、現在の基地が作られたという一つの問題点ですね。まあ、主にそうだと思うんですが。

佐木 それが全軍労の闘いに……。
下地 全軍労の闘いにどう影響したかというところ、やっぱり問題は、さっきも仲吉さんがおっしゃったように、二・四ゼネストにさかのぼらなければならぬと思えますね。二・四ゼネストは、沖縄の運動の原点的意義をもっていると思えます。ぼくはどうしても今後つねに一度は、機会あるたびに二・四ゼネストの挫折という原点にたちもどらなければいけないといえると思えます。その挫折は、あるいはさっき太田さんのおっしゃったように、労働者個人個人のなかに内発する一つの発言とか、あるいはまたもつとマイナスの面における嘆きとか、慨嘆とか、そういったものを生んだでしょうけれど二・四ゼネストのプラスの面がまた太田さんのいうことであらわれているわけですね。徹底して闘うという意識込みとか、気概、ある面ではマイナスの負の面が、結局労働者個人個人に生まれている。その方面をどういうふうに克服するかという点になると、まだ十分克服されていないんじ

やないかと考えます。したがって、その労働者個人個人の内側における発奮とか、嘆き、慨嘆とか、「何くそ、やるぞ」という気概が組織の次元まで高められていないんじゃないか。そうしたなかで全軍労は第一波を闘い、第二波を闘った。したがって、第二波が成功だったかどうかは論議のわかれるところでしょうけれどもね。

そういった二・四ゼネスト挫折とか、土地闘争とか、私はずっとこれを運動の原理として、あるいは闘争のいわゆる思想として、思想性を私らはもっと真剣に追求してみる必要があるんじゃないか。そのへんの追求がたりないと思えます。

B52撤去闘争と

沖縄学生運動の転換

佐木 沖縄の場合、特徴的だと思うのは、全軍労のストライキのとき、上原委員長が総括集会で、学生諸君の共闘というか、支援というか、感謝すると発言している。大組合の指導者で、今、学生に感謝するという労働組合の幹部は、本土ではまずいない。どうやって学生を排除するかに腐心している傾向のなかで、沖縄の学生戦線の現状は……。

保栄茂 周知のように、二・四ゼネストは回避されました。「県民統一行動」という名称で五万人集会が嘉手納総合グラウンドで開催されたわけですが、たしかに学生戦線においても流動化の直接的要因にはなったと思えます。ゼネスト回避でつきだされた深刻な問題点は、「基地突入によって基地内で大衆的集会をかちとるなり、基地機能のマヒ、武装米兵との対決を通じて、全人格で基地の存在を否定し、米軍との実力闘争の構図を描きだすこと」をなぜしなかったか、という点にあるわけですね。二・四ゼネストは基地の神聖不可侵性をうち破り、これまで、一応基地の存在を認めながら基地外から基地撤去を叫んでいた合法主義的枠内での運動をのりこえ、基地の存在そのものを否定していく立場を構築する絶好のチャンスだったと思えます。しかし、琉大での革マルは、階級闘争の進展を志向するのでもなく、ただひたすら組織温存主義で、「大衆的に突入しても指導者が逮捕される。そうすると運動が停滞する」という論理によって、基地突入を回避していったわけですね。学生大衆はそういう革マルの組織論——運動論に疑問をもちました。このことにより、これまでの反民青革マル支持という

構図が崩れかかっていったわけですね。そして、批判の目が組織——運動論から、さらに、綱領的な面でも検討されざるをえなくなつたのは、まさに昨年の全学連の英雄的三戦士による八・一四革命的基地突入闘争に直接的に起因するわけです。彼等のいう沖縄奪還（本土復帰、基地撤去・永久核基地化反対）の思想で「二・四」の総括をするならば、明らかに組織——運動論ばかりでなく、権力規定の誤りは、徹底的基地撤去闘争を回避させ、



70年の幕をきった琉大全共闘・首里城攻防戦

誤った沖繩人民解放論を生み、「琉球政府打倒」——一果革命論へ陥り、「日帝美化論」は帝國主義の崩壊の危機にたいする人民の側のたち遅れをよぎなくさせているのだと思います。過去一〇年間、このような理論で社共を批判することによってのみ存在し、沖繩人民の闘う方向とそのエネルギーを封殺しつづけてきた革マルの歴史的犯罪性は、いかなることをなそうともその罪を免れることはできない。琉大全共闘の発生もこの辺にあるわけです。

革マルは、「革命運動と大衆運動の区別と連関」という理論で革命を自らの組織の拡大の同心円上に夢想しているわけですが、一月決戦を「決戦」として位置づけることができず、階級闘争総体の昂揚のためにみずからその先頭になつて闘いを展開するのではなく、カンパ金強奪と武装襲撃を自己目的化し、自己の組織の拡大に狂奔している。まさにその姿は、「反帝反スタ」の仮面をかぶった革マルの末期であると思います。

今回の全軍労労働者の大衆解雇に関して、大衆首切り＝合理化攻撃であるとして、全軍労の闘いを単純に反合闘争として歪曲し、組合主義的に春闘のなかで改良闘争として清算

しようとしている、革マルもそのなかにはいるべき既成左翼を弾劾し、沖繩奪還の立場でこれを闘い抜き、全軍労のこの闘いの質で春闘を闘い、これを四月——六月安保沖繩決戦へ高めていき、沖繩における闘いの爆発をもつて、佐藤の沖繩返還のペテン性を、そして、沖繩問題解決の未然性を全人民に暴露し、帝國主義の安保と沖繩の分断攻撃にたいし結合をがちりと固めていかなければならないと思います。全軍労の闘争を清算してはならない、この闘いこそ七〇年代のもっとも基本的な闘争だと思えます。

復帰協路線の破綻と階級性の回復

仲吉 今、いくつかの問題が提起されていると思います。一つは二・四ストの問題ですが、私は二・四ストが県民闘争という形で組み立てられた、その組み立て方そのものには間違いはなかったと思います。ただ、今おっしゃるように、反戦の闘いだっただけで、基地撤去の一環だっただけです。ただ問題は、私は労働組合ですから、労働組合が一般県民と一緒にまったく同じレベルで、二・四ストを把握してよかつたのかということを考えるわけですね。だからさっきから思想性の

問題が提起されている。それもありませんし、さきほど下地さんが指摘されたように、沖繩の運動そのものも弱さというものはあった。そういう歴史のなかでの二・四ストをみるときは、そのことはいっばん浮きぼりにされたものじゃなかったかと思う。一体、労働者階級といわれる階級がほんとうにそのほかの方々、もちろんそれはB52を撤去する要求をみんなもってはいないが、それとまったく同じとらえ方で、B52撤去の二・四ストをとらえてよかつたのかという点については今疑問をもっていますね。だから、さっきから思想性といわれるものは、そういうふうなものじゃないかと思うんです。

それからもう一つは、さき思想性の問題として提起されたんですが、沖繩の今までの大衆運動、労働運動もそうなんですが、労働運動にしても、一〇年の歴史しかないわけです。大衆運動は、労働運動を支えるかたちで、どっちかといえば大衆運動のほうが先行してきた。これは土地闘争の話ができました。それから復帰運動もそのとおりです。もちろんずっと昔に単発に終わった労働運動があったわけですが、とにかく労働運動が労働組合を作つてとびだしたのは、一〇年ち

よつとです。そういう歴史をみていると沖繩の大衆運動は、下地さんは反米運動、反米闘争になりきれなかったという表現をなさつたんですが、私はここ数年反米運動、反米闘争、いわゆる民族闘争といわれるかたちのものに道を歩んできたと思うんです。

「なんだこんなことで、アメリカの軍隊は銃剣で全軍労の闘争をピケ破りしているじゃないか、弾圧しているじゃないか」という話を集会でやったわけです。そうしたら、年をとつたおばあさんが立ちあがって、「ミスター仲吉、それは当然だ、軍隊じゃないか、アメリカでは機関銃をもつてきて撃ち殺すぞ」という話をしましたね。それは本土でもよくいわれます。わわれれが「差別だ」といいますね。「差別とはなにか」「本土のなかに差別はないか」という問われ方をよくされるんですね。そういうもののなからでてくる思想性というものを、あるいは連帯というものを、階級というものを、沖繩の労働運動や大衆運動はいつごろからはたしてみつけたし、あるいはさぐりあててきたかというところ、やはり二・四ストだと思えます。

仲吉 今問われているのが、では、民族闘争を否定はいたしませんか、民族闘争はだめだとはいいませんか、民族闘争だけで終わっていいのかというのが二・四セネストが一つの転機となつて問題提起をしたんじゃないか。そのまえから問題がでていたかもしれないが、非常に広く、それを労働者のなかにアピールをしていって、いわゆる反米闘争あるいは民族闘争、アメリカ人はけしからんとするかたちの闘いだけでよかつたのか。そういうなかからほんとうの連帯はなにかというものがおこってくると思うんです。

私は去年アメリカのメーデーに行ったときに、よくこの話をしておられたんですけど、私も、ちょうど全軍労の六・五のストライキのときに、ニューヨークかワシントンにおつたんですが、沖繩の労働者が銃剣つきつづけている、朝日新聞が送られてきたんです。

「なんだこんなことで、アメリカの軍隊は銃剣で全軍労の闘争をピケ破りしているじゃないか、弾圧しているじゃないか」という話を集会でやったわけです。そうしたら、年をとつたおばあさんが立ちあがって、「ミスター仲吉、それは当然だ、軍隊じゃないか、アメリカでは機関銃をもつてきて撃ち殺すぞ」という話をしましたね。それは本土でもよくいわれます。わわれれが「差別だ」といいますね。「差別とはなにか」「本土のなかに差別はないか」という問われ方をよくされるんですね。そういうもののなからでてくる思想性というものを、あるいは連帯というものを、階級というものを、沖繩の労働運動や大衆運動はいつごろからはたしてみつけたし、あるいはさぐりあててきたかというところ、やはり二・四ストだと思えます。

だからそういう意味では、今、佐木さんが問題提起した学生と労働組合の問題ですね。第二波のなかでどう闘ったかという、それも学生のほうにも全軍労のほうにもそれぞれい分があつて、しっかり闘ったわけですね。全軍労の労働者にしても、あるいは学生の皆さんにしても、全軍労の闘いを勝利させなければいけないことだけは、完全に一致し

たと思うんです。それで、行動でも、全軍労の今のストライキのなかでやった行動は、ほんとうにびしょぬれになりながら、掘立小屋のなかで、テントのなかで寝て、ほんとうにみんなが命がけになって闘ったわけでしょう。そういう行動のなかでは、一緒に闘っていく仲間が誰かはいえないわけですよ。ほんとうに一緒に闘っていく仲間は、学生であろうと労働者であろうと農民であろうと一緒に闘っている仲間がやっぱり仲間なんです。それを作りあげたんじゃないかと思うんです。だから、その意味では、学生も全軍労闘争を勝利させるためにほんとうに心血をそそいで奮闘されたでしょうし、また全軍労のほうでも、ほんとうの仲間としてそれを迎え入れるだけの闘いをやりとげたと思うんです。だから、余裕のない闘いなんです、そういう意味では、そういう意味でもさっきも上原委員長の言葉がでたわけですけども、ほんとうに一緒に闘って闘ったというものがつくられたという気がしましたね、あのとき。

下地 ちょっと話が関連しますが、二・四セネストとか、あるいは祖国復帰運動とか、あるいは全軍労第一波、第二波、僕は第二波は成功したとは思っていませんけれども、それ

らについてみるかぎり、沖縄の運動のもろさとか、思想のもろさは、一つの運動が燃焼しきれないあいだに、また次の新たな問題の提起がおこる。だから、そこに思想的にがっちりしたものがないという欠陥があると思ふんです。

たとえば復帰運動にしても、それがすぐれて本源的なのは、ナショナリズムの問題ですからね。たとえば教職員が日の丸の掲揚運動をやる。やって着実に成果を勝ちとってきたんですが、じゃあ、その成果を勝ちとったときに日の丸が一斉に掲げられたか。あるいは日の丸運動を闘うなかで布令でそれを禁じているのを無視して非合法的に運動が推進されたかというところもない。それで結局その民族ナショナリズムを完全に克服しないあいだに、反戦平和とか、あるいはインターナショナルな視点とかいうふうなものももちこまれて、そこにいくらかの混乱がみられて、運動が弱められる。全軍労の運動にしても経済闘争なんかあるでしょう。誤弊があるかもしれないんですが、ものとり主義なんですね。そのものとり主義がだんだん闘っているうちに、全軍労の内部からというよりも、外部からいると全軍労の闘いの意味づけがおこなわれ

てくる。だから闘っている全軍労自身としては、闘っているあいだにいろいろな問題が自分たちに課せられてきて、どうも運動という考え方が弱められる。そういうことで、結構だったと思えますよ。だからほんとうに全軍労の運動が階級闘争であったかどうかというところは、第二波です。第二波のストにおけるいわゆるAサイン業者のスト破りという現象的な事象があらわれて、これは一つの階級的な側面も含んでいるんだという自覚が生まれてきたと思う。だから、全軍労の運動が今でもしっかりと思想的に反戦平和の問題であり、あるいは階級闘争であると全軍労内部において十全に規定づける自信はないと思います。一部にはありましようが。

佐木 第二波が失敗だったといわれる理由も伺いたいわけですが、それと、労働者の闘いは頭からくるものじゃなくて、とにかく闘うことで理論的にもきたえられていくことだと思ふんです。だから下地さんのような批判的なざり方は、ちょっと理解しがたいという感じですがね。第二波が失敗だったということと、今の部分ですね。労働者が意識しようがしまいが闘っていることが、すぐれて政治的な、すぐれて階級闘争であることが普通だと

思ふんですよ。
下地 私がいうのは、そういう意味じゃないんです。いわゆる運動のなかで、いろいろな思想とか、運動の論理は組み立てられるわけですけれども、それががっちりいかない、その点を問題にしたわけですよ。そこには、いろんな運動が、燃焼しきらないうちに、次々に問題がおこって、それが交通整理できずに、本人の自覚にまで意識にまで消化されていないということがいえるんじゃないですか。

闘いにつく闘い

—米軍政下での階級闘争の特質—
仲吉 それはいえませぬ。いえませぬけれども、沖縄の労働運動あるいは沖縄の大衆運動のある面では、それがまたよさになっていると思うんですよ。たとえば、ものごとのけじめをつけないうちに次の闘いをやらなければいけないわけですよ。しよっちゅうね。たとえば二・四あった。挫折しちゃう。だめだった。二・四総括をびしゃっとまとめて、なぜ二・四がこうなったのかということ、組織的にちゃんとやった組織はいくらあったか。それは、たとえば私は官公労に所属しておりますが、官公労の場合は、ずいぶん時間をか

けて、執行部案をつくっておろしたわけですよ。それを繰り返して繰り返して議論をしていくなかでまとめたわけですから、そのなかから去年の四・二八東京行動まで問題提起して、そして東京行動へ人を送った。そういう経過いろいろありますが、そういう一つのけじめをつけた、そのけじめをつけるなかで、一体なにが問題だったのかということ整理しながら、次の闘争にはいらざるをえない。どっちかというところから年次計画をたてて、このへんでこれをやるうというところ、春闘ははいりますね。四・二八がある。そういう設定はするわけですが、それよりもむこうからかけられてくる攻撃のほうが多いわけだから、そういう意味では、全軍労の首切りなんかまさにその通りですね。それを闘っていつて、かけられた攻撃をはねかえして、こちらの攻撃にかえていくというところに今のところ一杯です。それは、それだけに、その意味での強さもまた生まれてくる。

佐木 沖縄の弱さというよりも日本の労働者階級の歴史そのものでもあるんじゃないですか。もし沖縄と本土といういい方をしますと、日本の階級運動の歴史のなかで沖縄のおかれているものが、沖縄の場合がどうして弱

いと下地さんおっしゃるんでしょか。それをもう少し聞きたいですね。

下地 さっき申し上げたように、それは、要するに体験的運動論といっておかしいけれども、その他の方面からいうと、また問題がおこるんじゃないかと思えますね。仲吉 沖縄の労働運動は、さっきも若干ふれましたように、理屈がさきにあるわけじゃないんですよ。まったく行動がさきにあるわけです。ただその面では、その意味での弱さをもっている。しかし、その意味での弱さをもっているけれども、その弱さを補ってあまりあるほどの闘いの連続と、それを耐え抜いてきた、蓄積された大衆の力があるということはいえるんじゃないかと思えます。それに、いわゆる思想性というものが下地さんのおっしゃったようなことだと思ふんですが、そのことがびしっとここ一〇年間はいった運動をやっていたならばという意味でしよう。沖縄の弱さというのは。

下地 しかし、運動そのものがつねに燃焼しきらないという欠点はあるんじゃないですか。
佐木 どうですか、ほかの方。
太田 下地さんがおっしゃっているように、

たしかに全軍労の場合、年がら年中闘争というかたちなんです。で、まさききに要求を提起しても、軍の方はずっと引きのばしてくるんです。六・五ストもそうだった。去年の春闘は六・五でやったわけなんです。去年の。その收拾がちょうど七月、八月段階までもっていく。ちょっと休んだかと思うと、また四種の問題がでてきて、年末でストをぶちぬく。たしかに本部のほうも、その点すごく忙しいと思うんです。ゆっくりあとかたづけもできず、考えないうちにまた別の問題がやってきているということで、年がら年中闘争に追われているような、こっちは追うんじゃないで追われているような格好もあるわけなんです。

それから、沖縄の労働運動の弱さ、本土と比較した場合には、やはり沖縄を米軍が思うままに維持するために、沖縄基地を維持するために、渡航制限もあるし、労働人口の流出をいくらかにぶらせ、そしてまた、思想的な面の沖縄への流入というか、そういうのを防ぐ役割をしているんじゃないかと思ふんです。そして簡単に本土に行ったり来たりできない、めんどくささがあるわけなんです。それで、その点と、それが決定的な要因

になつてゐるかどうかはわからないけれども、労働力の需要と供給という面から考へる場合、やはり労働力の過剰きみというものをここに作りだしている。いつも。

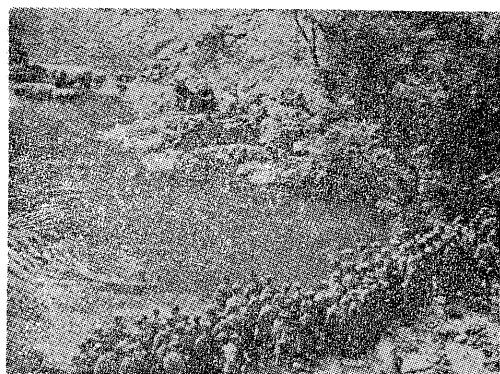
仲吉 それは基地を安く維持するためにね。太田 だから本土の先進的な部分みたいに強力にやれない弱さが、そこらへんにあるんじゃないかと思ひますが……。

基地こそ沖繩

——基地撤去闘争の全島の展開へ

佐木 僕は沖繩の直接民主主義という言葉で考へたいんですけども、教公二法阻止闘争（六六年）のような、本土でいうと、警職法のとときに大衆運動の盛り上りで岸内閣がひっ込めたというのが一つあるだけで、あとはなしくず的に権利を失っていくばかりが本土の今の実態だと思ふんです。沖繩の場合は軍布令というものがあつて、そのなかで、軍政下で逆に権利を拡大する方向でした。それはなんであつたかという点、「直接民主主義」というか、大衆運動のなかで、直接民主主義みたいなものが全軍労働者のピケのなかにもひきつがれてゐるんじゃないかという気がするわけです。それからこのあいだ那覇地裁

のゴザ支部で昨年八月一四日に基地に突入した三人の学生の第六回目の公判を傍聴したんです。三人の被告のうち一人の冒頭陳述があつたんですが、それに対して検事が一つの証拠として目撃者の農婦の証言の文章を読み上げるんです。「私達は基地のなかに入るときは正式に手続きをふんで許可されて入る。それをああいふふうに乗越えて入ることは非常にいけないことだと思ひます。」という証言がある。なんかそれは、さっき、保栄茂



米軍の訓練をするゲリラ対

君だつたと思ふけれども、全軍労働のある労働者から「八月一四日の学生の基地突入で眼のうるこが落ちたような気がした」というのは、やはり自分は五年間も、パスをみせて入るのは当然だと思つていたらけれども、それで眼のうるこが落ちたような、やっぱり沖繩はわわれのものだ。なんでそういう屈辱的なことに甘んじなければいけないかという、パスをみせて入る日常ではあるけれども、そこに具体的な意識の転換が彼に訪れた。学生三人による最初の基地突入が彼がラジカルになつていった一つのきっかけだ。そういうことがその後もおこなわれているし、太田さんの強行就労もやっぱり首を切られたらもう入れないもんだと思つてゐるのを、今のところ入ることはできないけれども、しかし、当然のこととして入ることを執拗に試みている。そういう行動の意味ですね。僕は沖繩の闘争を考へるときに、ほんとうに学ぶべきものはそこだという気がするんです。

下地 僕は沖繩の大衆運動とか労働運動がラジカルになるのが遅かつたと思ひますね。ラジカルなテンポが。だから要するに、歴史に「もし」というようなことを仮定するのは愚かだというけど、まあ「もし」ということが

許されれば沖繩の大衆運動とか労働運動が今のようにラジカルだつたら、もっと以前にラジカルだつたら、僕は沖繩の運動はもっと局面を別にしたんじゃないかと思ひますね。

佐木 今、ラジカルになりつつありますね。その可能性はどういうふうにとらえますか、そうしますと。

下地 いやそのラジカルが燃焼しつくさないうちにひとつの、また祖国復帰などという問題がおこるわけでしょう、七二年でね。そこで沖繩の労働運動は組織そのものが分極化することによって一つの停滞期を迎えるんじゃないかと思ひますね。

佐木 その予見は、どうも景気が悪い予見だな(笑)。

金城 「七二年復帰」を前提にすることは、佐藤の土俵で相撲をとるといふことになりかねないと思ひますね。

喜久里 まあ、そういう意識こそが労働運動の弱体化をまねく一つの契機といえると思ふんですが……。

保栄茂 七二年の施政権返還によって運動が停滞するという視点は、日本帝国主義のイデオロギー攻勢にたいし十分闘えないと思ふ。とくに沖繩県民の問題は、施政権返還によつ

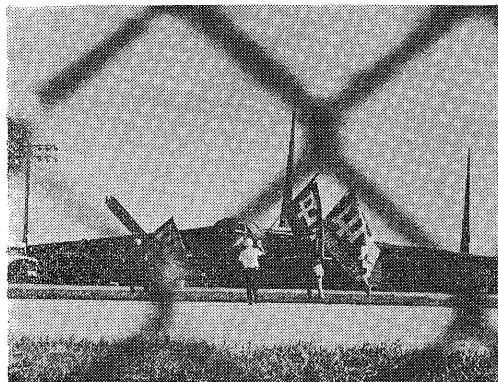
て解決するということはないと思ふ。仮りに返還をすんなりとしていった場合においてさえ、非常に大きな問題がでてくると思ふんです。これにたいしては、返還の意味するものと、本質的には沖繩問題というものをつねに問いつめなければならぬと思ふんです。そして返還時点において運動が停滞しないようにするにはどうすればいいかというところは考へる必要があります。そのためには、やはり沖繩の問題は施政権返還だけではない、本質的にはそうでないという点を把握しなければならぬと思ふんです。帝国主義者は一月に一応、七二年の返還の取り決めをしたといつてゐるが、しかし、それも七二年の返還時点においてベトナムの状況いかによつて考へるといふかたちで、完全には決めていない。その裏にはやはり沖繩の基地の機能をいかに有効に維持するかという視点がつねにはたらいいてゐると思はれるし、そういうことが沖繩の返還にまともわりついでにゐるんだということ考へるならば、沖繩の施政権返還もつねに基地の存在そのものに規定づけられてくると思ふ。まさに沖繩の本質的な問題はそこいらへんにあるんじゃないかという気がするんです。

現象的にみても、沖繩における被害者としての意識、そして、ベトナム戦争に弾薬を積んだB52を飛ばしているという加害者としての意識も基地の存在に規定されている。沖繩におこるいろんな加害者意識、被害者意識というものを止揚するためには、やはり基地の存在そのものを否定していく立場がつねに問われなければならないと思ふんです。

七二年までの返還過程における帝国主義の攻勢にたいするわれわれの一つ一つの闘い、たとえは、官公庁における大量の首切りがあるかもしれない。琉大においては、大学立法の適用がなされようとしており、モデル大学という構想なんかもありますが、あらゆる分野に現出してくる攻撃の一つ一つにわれわれが闘いを展開していくなかにおいて、帝国主義者の意図を破壊させていくという闘いこそ、一月の佐藤訪米による「沖繩返還」というペテン性そのものをあばきだしていく道であるという視点で、沖繩の闘争姿勢を強めていき、「沖繩問題II 復帰運動II 民族主義的闘争」といふ、今までの運動の図式そのものを転換させていく必要があると思ふんです。

「基地の神聖不可侵性」の 神話の崩壊

佐木 喜久里君、高校生のあなたをして、太田さんの強行就労とか、そのまえの第二波のときの、第一波につづいてのピケの参加とか、行動しているわけですね。そのあなたにとって、もの心ついてからの基地とあなたのたいし方、そして今、基地撤去、沖縄奪還ということで行動しているあなたとのかかわり、



本土学生による嘉手納基地突入闘争（'69.8・14）

それを話してくれませんか。
喜久里 まあ、僕なんか終戦直後の混乱なんかもあまり知らないんです。そして、生まれるときから基地はあった。しかし、社会的な風潮として基地が否定的にみられているなかにおいて——一部の人間が沖縄経済に基地が七割以上も占めているからとか、Aサイン業者なんかが困るからということを考えるまえに——まず基地なんてものは、はっきりいえば、沖縄のためにはなんにもなっていない、ということが比較的スムーズに入ってきたんです。

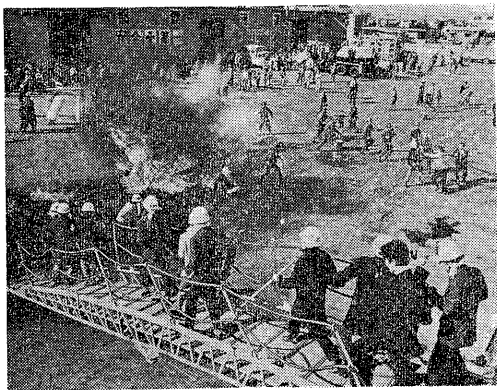
いわば「沖縄に米軍基地があることによって共産主義の侵略を防いでくれる」というような好意的な解釈なんかは、「共産主義にたいする脅威」のない僕らには全然関係のないものだったんです(笑)。だからそういった点で、僕なんかすごくスムーズに基地を否定する、いわば基地撤去の思想を受け入れてきたんです。

パスの問題にしても、手続きをきちんととって基地内に入るべきかもしれない。しかし現実には米軍がきわめて暴力的に乗り込んできて沖縄の土地を奪って基地をつくったのであり、力関係上ノンパスでは入れないのだと

いうことを、僕ははたで感じているというか、理屈よりもさきにそういうことがくるんです。そういう意味では、基地の金網なんかは、要するに今は力関係上自由には入れないが、入るときがくればいつでも入っているのだし、本来的にはパスなどあってはならないということは非常にわかるんです。で、そのなかにおいて、高校生自身が基地撤去の闘争にいかにかかわっていくかということを中心に追求してくるなかで現在の自分ができあがったと思っています。

佐木 八月一日の本土学生三、四の嘉手納基地への突入、それから一月九日の泊港強行上陸とか、神聖不可侵といわれた基地に入っていく。あるいは上陸手続きなんか当りまえだといわれているのに敢えて手続きを無視して強行上陸するというような闘争がおこなわれていきますが……。

喜久里 僕ら自身がそういうものだと知っていないながら行動しなかったという点はあると思います。だからそういった意味でこの八月の嘉手納基地突入闘争は、本土の反戦高協の諸君が、六七年の二〇・八に、「二〇・八シヨック」といわれる現象を起したのと同じように基地にたいする実力闘争が、わわれれ高校



泊港に強行上陸する学生（'69.11・9）

していったと思うんです。そういった意味では、僕らみたいに生まれたときから沖縄にいて、いわばその存在を否定しながらであれ、既成事実的に基地の存在を受け入れて育ってきた人間よりは、一定程度政治意識というか、階級意識をもって、そして階級闘争として闘うんだという自覚をもった人間によって、それは本土からきた学生だったんですが、そういった人間によっておこなわれたことは、それだけ沖縄の大衆運動の未発達をしめすとともに、……まあ歴史の必然ともいえると思うんですね。

佐木 まあ、歴史の必然ですよ。

金城 それは施政権の壁という大きな現実の問題もあったと思うんです、一つの要因として。別にその安保以来のいわゆる新左翼の底流みたいなものが沖縄にはいっさい流れてきたことがなかった。渡航制限の壁という現実の、さっきもちょっと話にたように、いわゆる思想的な交流も断絶するといったような、そういった機能が否定されたかたちで沖縄現地の人間がやらなかったということ、少くともその時点までは分離支配政策の効果だと思えますね。ある種の

下地 しかしそういう今の問題を聞いてい

て、もっと根本的な問題は、沖縄の運動が教育というところからいっても、教育されずに事件に触発されておこなわれるという一つの問題があるんじゃないですか。たとえば沖縄強行上陸にしても、基地突入にしても、支配・統制の側からみれば一つのハブニングでかたづけたい。しかし強行上陸とか基地突入をしている側についてはあくまで計画され、プランニングされた一つの意識的な行動であるわけでしょう。それをたんなる偶発的なハブニングとしてみようと、これは一つの矮小化されたものの見方であり、結局沖縄の運動のもつ一つの病理だと思えますよ。ハブニングならハブニングの根拠を律している一つの問題、根拠についてつきつめて考えようというわけでしょう。だからあれはハブニングだよ、あいつらは馬鹿だよ、あいつらは一揆主義だよ、プランキズムだとかかたづけようとする。

佐木 そういう意識が新左翼と称するなかにもいるらしいけれども……。

下地 だからそれをそうみる沖縄の人の側、沖縄の側におけるそういう見方を僕はもっと問いつめるべきじゃないかと思うんです。

生にとっても現実性を帯びたものになってきたんです。僕はそういうふうにとらえているんです。八月の基地突入闘争によって基地にたいする実力闘争が現実になって、その後のいわば十一月決戦をやって一月の全軍労の第一波、第二波のストライキのなかで現実となった対基地実力闘争が、現実の基地にたいする実力闘争となって、わわれれ自身もデモを組んだり、火焰ビンを使ったりして基地にたいして攻撃をかけていくという状況を生みだ

迫まられる階級闘争の質的転換

佐木 直接基地突入とか強行上陸とかを含めてですが、直接民主主義という問題ですね。これから直接米軍当局と対決し、また佐藤政府の沖縄政策と対決していくうえで、大衆行動がどういうふうになっていかなければならないでしょうね。

仲吉 そうですね。労働組合の立場からみると、まず一人一人の労働者の要求、あるいは権利を守る、あるいは新しい生活をつくりあげるにしても、すべてがこれから七二年までの間の日米両政府の、あるいは日本独占の沖縄の処理の仕方と全部対決してやることをはっきり自覚をさして闘いを構築することになると思います。労働組合の仕方は、そのことはさっきもちょっとこれからいいたいかなるんだということでは意見がでましたけれども、沖縄の労働運動、あるいは大衆運動は、ある意味では前衛政党といえますか、それを指導していく政党を欠いている。あるいは大衆運動にたいする指導性にしても、それは指導性といえるかどうか知りませんけれども、いわゆる理論武装した指導者があって、その計画にしたがって闘いをすべて構築した

ということではない。あくまでもかけられてきた攻撃やあるいは反撃にしても、それはそれから力を結束していくということをやってきたわけですね。たとえば官公労が一つの闘いを構築する、あるいはやりとげるには執行部だけ決めたって、これはどうにも動きがとれないわけですよ。それは全軍労だって同じですよ。やはり執行部で決定したことを活動者会議のなかで徹底的に討議してもらおう。そうして意思統一をして職場に帰ってもらおう。

職場ではそれぞれの支部で同じような活動者会議をすべきである。そして支部の執行委員会で討議をして活動者会議を開く。その活動者会議をどんどん拡げていくなかで組合員全体のものにしていく努力を一生懸命やるわけです。そのなかからさらに意見をすいあげてきて、場合によっては本部決定をひっくり返すことになる。それは全軍労の第二波のときに上原さんが執行部に提案をした。どういう提案の仕方をしたかわかりませんが、闘争委員会会のなかに第二波を五日間やりとげうるかとか問題提起をした。「やってやるぞ！」ということに決った。このことだって私は大衆討議だと思ふんです。新しい情勢のなかで

全体をどうするか、やっぱり責任者は問題提起をすべきだと思ふんです。沖縄の労働運動はそういう意味ではさっきから指摘されているように非常に弱い側面をもちながらその弱さを逆に強さに変えていく闘いをやってきたんじゃないか。その弱さを強さに変える闘いというのはなにかというところ、やはり直接民主主義というものじゃないか。いわゆる執行部を選びだし、代表者をつくらした。そして、その代表者をいつでも点検をし、その方針をいつでも批判をするという体制を維持しないかぎり運動全体は発展しない側面をもっている。その側面を克服するためにはどうしても直接民主主義といえますか、さういったもの方式を採用せざるをえない。だから必ずしもそのことが今全部の労働組合のなかにあるとはいえませんが、少くともさういったものは労働組合だけじゃなくて、沖縄の大衆運動のなかで完全とはいえないけれども、生き抜いてきたんじゃないか。だからこれからの七二年までの闘い、あるいはそれを通りこしたあとの闘いでも、さっき下地さんがおっしゃったようにいるんなかたちの系列化というものが入ってくるでしょう。だけど私は下地さ

んほど悲観はしていません。

下地 悲観はしていません(笑)。

仲吉 なんといったって一九五〇年代にこたまたまいじめられて、そのあとから六〇年代の闘いを創りあげてきた沖縄の労働者・農民の根性というやつはそう簡単にいくら弾圧しようとしてもなくなるものじゃない。そのことは全軍労のストライキが示しているでしょう。法的にはストライキの権利を奪われている全軍労がストをやった。そして、さっきのパスポートの問題でもパスをもたずに基地(職場)に入るといふ話がでていたけれども、本来なら、法的な論理からいえばできないわけですよ。しかしやったわけです。それはすでにストライキをやることが当たり前、当然になってきたわけで、すでにストライキやることになんかの抵抗も感じない。まあ処分はくるぞということは、それは考えますけれども、それは布令一六号を犯しているんだ、法律を犯しているんだということ、全軍労の仲間たちはもう乗り越えていると思ふんですよ。一人一人がストライキやることで、法律違反してやるのかという考えはしないと思ふんです。ストライキ権があるのかのごくみんな認識をしてストライキをやったと思ふ



米兵と対峙する軍労働者(第二波)

んです。今度の一波、二波は。そういうものはこれから七二年までの闘いのなかにはたくさんつくりあげなければならぬんじゃないか。やはり大衆運動をどれだけ、どういうかたちで発展させていくかということになる。労働組合なら労働組合の一人一人の組合員をいかに自覚的に立ち上がらしていくかということに常に意識しながら、一人でも多くの労働者を階級的に自覚させる闘いにつくられないと、指導部だけがいわゆる優れた、いくら優

れた指導者であっても、そして全体としてはたしかに階級闘争として闘っておっても、その一人一人の労働者を自覚させていくことを怠ると、復帰すると同時に全体が壊滅させられるといったことになりかねない。そのことは今からわれわれに残された非常に大きな任務になると思ふます。

佐木 全軍労の指導部の闘い方、首切り攻撃への取り組み方、そのなかで太田さんが現場の活動家としてそこにいるんな軌跡とかくい違いとかいろいろなものがあると思ふんですが、その後の経験をちょっと話していただいで、それをどうつきぬけようとしておられるか、あるいはどう一緒にやろうとしておられるか。そのへんを今の強行就労闘争を含めて、いかがですか。

太田 そうですね、今度の大量首切りに関して申し上げますと、やっぱり第一波、第二波を打ったけれどもわれわれの要求はあの直後なにもえたものはなかったわけですね。昨日あたりから新聞にでて、二億円の退職金のうわ積みというふうになってきているわけですが、それ以前に、牧港地域を中心とした四百何名かの解雇撤回があったわけです。けれどもわれわれの支部である知花の弾薬倉庫の近

辺で二〇名余りの解雇が撤回はされていないわけです。再雇用というふうなかたちになってしまっている。で、あれは明らかにわかれの労働者代表が基本線をゆがめたという引きをやってしまっているというふうにいいたいわけです。解雇されている人たちを、解雇を認めたらえでまた新しく採用すると、再雇用です。そういうふうな取捨の打ち方をやっているという事です。ごく不満があり、現に、今日ここでも大衆集会がもたれた。これは執行部つき上げとしてもあるし、軍にたいする抗議でもあったわけです。今日は。それと僕の問題なんか、取り組みが弱かったと思うんです。なんら組合としてやってない、本土のほうに逆オランダするメンバーをたくさん送ってしまつて問題をかかえている足もとが取り組みをおろそかにしているということ。僕も不満があったわけです。それが一昨日の執行委員会でも支部決定や、時期としては遅いけれども、もう一度申し込んで交渉したいというふうな正式決定やったわけです。さほど期待はできないと思うんだけど、やっぱりそういう軍との団体交渉も下部の体制固めというか、実際わかれの要求に応じないどぶち込んでやるぞという、そういうちゃん

としたものを背景にして交渉をやらないういづも押しきられるというふうには僕が考えるわけです。

百万県民の巨大な怒りを霧散させた人民党

保栄茂 今、仲吉さんは、指導性の問題があり、沖繩にはいわゆる前衛党もないといきつておられる。しかし、このことは非常に重要な問題をはらんでいて、もう少し考えてみる必要があると思います。沖繩の戦後二五年間にわたる米軍支配への反抗の歴史は、たしかに異常な現実のなかで、民衆の自然発生的な決起が大きく闘争の性格を規定してきたといえると思います。しかしそのなかで、目的意識的な指導部として、良かれ悪しかれ闘いの方向を強力に決定づけてきた部分があることは、事実として、みなければならぬと思ふんです。

たとえば、サンフランシスコ条約第三条締結以前に、「人民自治政府の樹立——沖繩解放」という、ある種の琉球独立論的戦略、沖繩の苦悩はすべて本土による差別支配に根源があると認識から、単純に本土からの、いわば「主体的な沖繩分離」の方向に、沖繩

解放の戦略を求めるといふ議論が、結成されたばかりの沖繩人民党によって提起されたわけですね。もちろん、この路線は米軍占領支配に反抗する民衆の闘いのまに、観念的空語としてたちまちのうちに背景に退いてしまった。しかし問題は、これが単なる沖繩社会におけるインテリゲンチヤの小ブルの頭脳からひねりだされたものとしてかたづけられないところにあるわけですね。周知のように、日本共産党の「占領軍解放軍」という規定にもとづいた、第五回全国大会の「独立を祝うメッセージ」と期を一にしてこの戦略が提起されたところに問題はあるわけです。

二・一・一を裏切り、戦後革命の高揚を圧殺し、ヤルタ体制にもとづく戦後処理（その一環として沖繩の現実も確定されている）を支持していったスターリン主義の立場から、この沖繩解放論が提起されたわけでしょう。沖繩における民衆の闘いの指導理念を提起し、その方向に闘いを組織化し集約していく力を備えている実体的指導部——前衛党の問題を考へる場合には、この点をまず問題にしなければならぬ。日本の共産主義運動がそもそもスターリン主義の直接の影響下に出発したことに民衆の不幸があるように、戦後沖繩の民衆

の指導者が日本共産党——スターリン主義の影響下に「前衛」的政党を結成し、この下に民衆の最良の部分を集集し、その限りにおいては、米軍の圧制と戦闘的に闘い、指導部としての権威を打ち立てていったというところに、しかも、いま述べたような、自治政府樹立論から一転して、真剣に自分の誤まりを総括しようとするような人たちがあつたというところに、根本的に問題があるのではないかと思ひます。

今日、人民党の大衆闘争にたいする対応は、二・四・一がそうであつたし、一月佐藤訪米にたいする対応、さかのほれば、六五年の佐藤訪米にたいする闘争放棄のよう、裏切りの指導以外のなものでもないことが、意識的部分にはかなり明らかになってきている。人民党みずから自分たちはあくまで復帰政党であり、共産党とは違うといつても責任はのがれられない。社大党などは性格を異にした、それなりに一貫した理念（イデオロギー）と戦略を強力なバックボーンにして、民衆の闘いを積極的に限定し、決定的な局面では常に裏切る。

だから、今日おかれている沖繩の闘いの困難を突破していくためには、今後の方向性に

ついでに一般的な論説だけではなく、日本革命の一環としての沖繩の闘い、日本革命に勝利する前衛党の一環としての沖繩における強力な指導部を形成していくことが不可欠だと思ふんです。そして当然にも、これに敵対する人民党を徹底的な批判の対象——打倒の対象として把握することが必要なわけです。こうした闘いは、僕はずでに開始されていると思ひますが、まだまだ始まったばかりで、全軍労働争の過程、日米共同声明との対決の過程は、この点からいっても、非常に重大な試練を課していると思ひます。

金城 沖繩では、ある意味で、人民党の強力な支配下に、実体的には社大党的意識水準の民衆が、復帰協を統一の結集体としてそれなりのエネルギーをもって立ち上がる、という運動構造がガッチリと作りあげられているのですが、この構造が、現在、大きく揺らぎつつあると思ひます。

こういう運動構造の、いわば人格的表現であった瀬長亀二郎人民党委員長の大衆的権威が、日本帝国主義の沖繩軍事支配への補強的介入にあわせてくずれつつある。日本の独立の一環としての沖繩闘争ということでは、もはや闘っていけないということでしょうね。

さらに重要なことは、日本共産党の裏切りの歴史と比べれば、人民党は決定的に大衆闘争を裏切ってきた経験がないかのように思われていきます。

しかし、事実は決してそうではないでしょうね。

人民党は、二・四・一のときには、屋良、亀甲らの回避策動を擁護し、スト貫徹を要求する労働者・学生に暴力的に襲いかかることによつて、実は、スト回避劇の最大の立役者であつたということが、今では天下周知の事実になっていますね。それに、人民党の反動の本質を示しているのも、端的な例は、なんといつても、全軍労働大量解雇をめぐる論争のなかでの彼らの位置ですね。いわゆる、基地撤去と解雇反対の立場の自己矛盾という敵の攻撃をはねかえすということが闘いの爆発の第一の前提条件であつたのです。このなかで、御存知のように、屋良主席は、基地縮小にともなうやむをえない措置であるという立場から、再就職の保証を求めるといふ方針をだした。これにたいして、基地労働者は基地に踏みとどまり、これを撤去する最先頭の部隊としての自分たちの位置を認識し、基地撤去・沖繩奪還を根底にすえて、解

雇攻撃と非妥協的に対決することが迫られたわけですね。ところが、人民党は、これに敵対し、平和産業の誘致、これへの再就職を基本的に主張する。共産党が「米軍基地施設の返還公園に作りかえる」ということをいっているわけですが、まったくこれと同じですよ。圧倒的な基地のもとではなんの幻想も生みだせないから、平和産業への再就職を叫び若干の現実性をもたせたつもりでしょうが(笑)。

だから、第一波、第二波の闘争の高揚にたいしては、一枚加わるという余地すらなかったのは当然ともいえるでしょう。一一・一七の佐藤訪米抗議の嘉手納集会で、「トロッキスト排除」が人民党の強引な主張によって、沖繩で正式には初めて決定されたのですが、第二波ストの総括大会で、瀬長はトロッキスト非難を一言も発せないうまま、むしろ、全軍労上原委員長が、「学生諸君、ありがとう」というかたちで、反戦派の戦闘的革命的な闘いを認めざるをえなかったことになったんですよ。

日米共同声明との対決という問題でも、新基軸のかけ声ばかり騒々しくて、なかなかでこない。佐藤の「七二年返還」にたいして「真の返還」と称して、改良主義的に諸要求

として、その位置が確定されていったわけで、アジア人民の解放闘争を軍事的に制圧しきるための「キー・ストーン」であるわけですね。御存知のようにベトナムではアメリカの敗勢が進行しており、この敗勢をベトナム一國で収約してしまおうというさまざまな政策もすべて破産していますし、全アジア的に戦争を拡大しますし、帝国主義世界体制の総力をあげて暴力的、軍事的に、これをたたきつぶすという選択の余地のないところへきているのですね。日米同盟の侵略の本質をここにいたって全面的に発動させ、日本帝国主義の政治的・軍事的力を動員してこれにたよらなければ、本当に、アメリカ帝国主義がアジアから全面的にたたきだされかねない。つまり日本帝国主義存立の基盤が根底からくずされかねないというところまで事態はつきすんできています。こういうアジアの危機的状態にたいする、日米の共通の危機感のはっきりと一言一句にあらわれているのが、日米共同声明だと思えます。沖繩の提供を代償に、この問題を、いわば、正面からとりあげずにすんだ日本帝国主義が、今や、否応なくこれに真向から取り組む、日米アジア侵略体制としてこれに全力を傾けるのだという宣言ですね。こ

を請願することが、関の山ですね。七〇年一七二年の過程は、いわば、復帰準備と銘うってかけられてくる、永久的基地維持体制の確立のための最大級の攻撃との死闘を意味するわけで、これにうち勝つためには、日本帝国主義に祖国日本の支配階級の沖繩政策を徹底的に拒否する思想的足場を強固に確立することが絶対に必要じゃないかと思えますね。したがって、あれこれの改良的要求では、かえって、帝国主義者の「返還準備」過程と称する、反動的攻撃のタイコ持ち以外のなものでもないし、こういうことしか主張できない人たちに闘いの指導をまかせることは、あらかじめ敗北を予定しない限り、絶対に許すことはできませんね。指導部の座からけおとさねばならないということです。もちろん、革命的指導部の登場のための主体的努力を抜きにして語ることはできませんが、単なるケチつけや、批判のための批判であっては決してダメですね。この闘いは、現在、急ピッチで進行しているといっていると思います。たとえば、反戦派の成長は、これが一定の水準に到達していることを示しているし、琉大での沖繩学生運動の戦闘的再生のきざしも一つの表現です。こうした闘いを徹底的におしすす

のなかで、沖繩が、さらに露骨に侵略の拠点として強化されていく、基地的現実が固定化されていく。つまり、アジア侵略の拠点としての沖繩の永久化と強化を許すのか、それともアジア人民の解放の砦として、これを奪還する立場に立つのかということが、厳しく人民に問われているということですね。

つきに、以上のようなものとして、ますます強化されねばならない、基地沖繩が内部から動揺していますね。これをアメリカの軍政では制圧しきれないので、日米共同の努力で沖繩県民の本土復帰・基地撤去闘争の背骨をたたきおって公然とアジア侵略の拠点にしようということですね。これは、全軍労にたいする組織破壊を狙った大攻撃として、あまりにもはっきりしていると思えます。

それから、「祖国復帰」「返還」というベテンの大義名分を錦の御旗にして、全人民的な安保沖繩闘争のエネルギーの結集軸をぬきとり、逆に国民を、反動的に結集させ、侵略体制への移行を「返還準備」ということで成し遂げていくということですね。しかし、これは、敵にとっても大バクチなわけで、攻撃のテコの支点ともいうべき「返還」「復帰」のベテンの本質が暴露された瞬間には、逆

めることをおしてしか、沖繩の不屈の闘いの再生と前進はないだろうと思えますが…。

日米共同声明の狙い

佐木 日米共同声明をどうみるかということについてはいろいろな見方があると思えますが、とにかく声明がだされた直後に全軍労への大量首切りがありましたね。それに、「復帰恐慌」といわれているような県民の生活を破壊する攻撃が目白押しにせまっています。この日米共同声明とはなんなのか、そして、それは沖繩になにをもたらそうとしているのか、そのへんについていかがですか。

保栄茂 復帰協あたりでも、日米共同声明との対決、日米共同声明粉砕ということがいわれているということですが、この本質をキチンとおさえることは、今後の闘いの出発点、闘いの根底的立場をはっきりさせる意味で、非常に重要だと思えます。

共同声明は、アジア人民の民族解放闘争が、帝国主義のウルトラな軍事的アジア支配を解体的危機に追い詰めているということにたいする、必死の巻き返し宣言であるということですね。そもそも、沖繩は、帝国主義アジア植民地支配体制の軍事的基幹部の枢要に、アジア危機が日本帝国主義内部への流入という事態がせきをきったようにおこらざるをえないと思えます。一月佐藤訪米阻止闘争の爆発によって、こういう事態の端初がきり拓かれています。……。

要するに、日米共同声明の本質は、日本帝国主義のアジア侵略宣言であり、そのための水路を沖繩に求めざるをえなかったという危機の表現ですね。アジア人民の解放闘争の勝利を日本帝国主義の打倒によって達成させていくという視点から、沖繩の本土復帰闘争をとらえかえし、佐藤の沖繩政策にたいしては、基地的現実の沖繩の根底からの破壊、変革を真向からかけて、これを拒否し、本土沖繩の民衆の大合流を実現していくということにたいすると思えます。

日米共同声明は

沖繩になにをもたらすか

佐木 それでどうでしょうね、日米共同声明以後、七二年の施政権返還という一応のプログラムはあるわけですが、それにむけての労働者にたいする合理化、人員整理というかたちの攻撃があるわけですね……。仲吉 そうですね、一つ一つとりあげている

と枚挙のいとまがないと思うんですが、とにかく、日米共同声明のなかでされた沖繩返還というのは僕らが予想した沖繩返還ではない、ということははっきりといえると思うんです。それどころか、「返還」の前身というのはどう考えても県民の生活を豊かにするなんていう中身であるはずがない。

そうしますと、すでに復帰準備作業がすすめられているなかでの琉球政府の役割は、日本政府の意を受けたかたちの復帰準備をすすめていくことになりがちなんです。やはり予算がどうだということになると、金をもらいたければ日本政府のいうことを聞くことになりませんか。そういうなかですすめられる返還内容がわれわれ労働者を新しい支配体制のなかに組み込んでいくわけです。そのことが個々の労働者の生活のうえにどういうかたちでおそいかかってくるのかということをとらえると同時に、全体としてどういうかたちで支配体制が形成されていって、どこにむいているかということをはっきり浮き彫りにしていく必要がある。その二つの、個々の労働者に具体的にどうおそいかかってくるかというところを忘れて、全体的なものだけを取り上げてても十分じゃないし、かといってその逆の

場合でもだめだと思っんです。

すでに自衛隊幹部が数名きて、「自衛隊用基地はまず国・県有地から始めに」というようなかたちで具体的な作業に入っています。自衛隊にたいする県民の受けとめ方は本土より沖繩のほうがより鋭く敏感だと思いますが、まだまだおぼつかないものがあります。いずれにしても、自衛隊が入沖することにして全体として反応をださんといかんでしょう。

それと同時に、復帰協の運動も、今までの「返せ」という運動じゃだめで、やはり「安撫」が中心に据えて、それを支えていく県民一人ひとりの労働組合員一人ひとりの要求と結びつかないと運動は高揚しないと思います。そういう闘いを組織していく条件が十分あるわけですから、その意味では苦しいけれども闘っていかれると思います。労働者にたいする首切り・合理化については、具体的には、全軍労の問題とほとんど同質として受けとめていい合理化攻撃がはいつてくる。極端な例は、通関業者が仕事がなくなる。そこで働いている労働者が今六〇〇名くらいいますが、その一割も残らないでしょう。政治的な側面としては全軍労のもつて

いるほどはないにしても、労働者が職場を失っていくことではまったく同質のものをもっているわけですね。

また、今でている問題で、タバコ産業の労働者、これは工場ですべて専売制でないから、タバコを作って自由販売で売っていたわけです。復帰していきなかつたのは、これは当然専売公社に買いとられるかつぶされるかどっちかになってくるわけです。会社はこれを専売公社に「買いとれ」という要求をした。したけれども簡単に断られた。工場なんか作らなかつたってひき合わない。資本の論理からいえば当然そうなる。ここは組合員が六五〇名くらいですね。そういう問題が~~多々~~とおこっていきにくいと思っ。

そのほかに生命保険会社の問題にしても、これは今団体交渉にのせてはいるんですが、この重役は自分らの首があぶないから本土の大資本の系列下にはいらずに生き残っていくことを、できるはずはないと思っ、一生懸命たくらんでいるわけです。もしそれが可能な場合であっても三分の一に減らさなければならぬ合理的化をいっべんにやっちゃ。もし仮りにそれがうまく売って込んで本土のどっかい生命保険会社の系列下に買いとられる、

吸収されるということになった場合でも、八割くらい労働者が整理されるという方向がでてきているわけです。

だから全軍労の闘いは、七〇年、これから一年間、あるいは復帰直前までの間におこってくる沖繩の労働者の姿をそのままに現わしているということなんです。それをほんとうに自分たちのものとして受けとめて闘っていくだけの組織の仕方、力を結集することが、まだまだおこなわれているといわなければならぬと思います。そういう意味では、沖繩のそういう具体的な、今、日本政府が独占しようとしていくなつて沖繩を都合のいいように整理し、処分していこうとするいろいろな具体的なあらわれにたいして、われわれが闘いぬくことによつてしか、本土の労働者と連帯して闘えるものはおちえないんじゃないかという気がします。それをまた沖繩だけの闘いに終わらしてはいけないと思っ。あるいは、そうなるということはおおきなことではないけれども、そうしてはいけないということなんです。

その意味では、今年の春闘は、経済闘争であらうと、あるいはそういう日本政府、琉球政府にたいする要求をつきつけた闘いである

うと、七〇年闘争の火ぶたを切つて落とす春闘だ。そういう意味では、もうすでに資本のほうも去年にくらべると今年の春闘は早いわけですよ、準備は。労働組合のほうも早く、団体交渉も去年よりよければいいに思っ。けれども、第一次回答のするのが非常に遅い。去年の春闘は二・四の回避の影響があつてずいぶん足なみがみだれた。今年はそのじゃなくして大体足なみをそろえてやっているだけども、それでも回答がでないですね。というのは、復帰にむけて、「今、賃金を上げるな」ということが徹底して、一つ一つの企業の上で真剣に考えられている。さっき申し上げた保険会社の話でも、本土の大資本や大蔵省あたりの指導ではっきり「賃金すえおけ」という協約がでておる。だから、そういう状況のなかでの春闘は、やはりうちぬいていく力が四・二八あるいは今年の六月闘争につながっていくんじゃないかと思っ。

沖繩の解体・再編か

百万県民の巨大な反撃か

沖繩の闘いを本土へ

下地 話がちょっと比喩的になるけど、日本丸という捕鯨船が南極に行っているわけ

す。それで沖繩という鯨をみつめて、ひき上げたわけですよ。そして佐藤という処理班長が命令して、沖繩の解体作業をするわけです。「これは骨だ、これは使えない、これは油とれるぞ、こっちは石けんの材料だ。」とか解体するわけでしょう。佐藤の思うままに解体させないためにはどうすればいいかというところへんが沖繩の側が十分じゃないんじゃないですか。だから今、佐藤のいう一方的な沖繩解体作業が始まっているわけなんです。

佐木 どうそれと闘うかということに尽きるんです。沖繩のあるインテリと話していますと「六〇年代後半から七二年までの沖繩は、やがて古き良き時代として語るような、それをなつかしむ時代になるんじゃないか」というんですね。それは根拠が二つあって、一つは優秀な官僚が戦後の沖繩にはいなくなつた、だから人民にたいする抑圧がそれほどきめ細かく収奪し支配を強化する感じはなくなつたということ、もう一つは、やっぱり天皇制の問題。二五年間ずっと天皇制から断ち切られていた。だから現在を、やがて古き良き時代として語るんじゃないかという、これはまた悲観論になつちゃうんです。その悲観

材料を考えてみると、だからどう闘わなければならぬかということが、また同時にはつきりしてくることでもあると思うんですけれども。

仲吉 そういふ悲観論は必ずしも悲観論じゃないと思います。今の日本全体の方向と、国内の「革新」といわれる側の力、体制、労働組合を全部みてみますと、沖縄がそのまま返ってくれればそうなりますよ。僕はそう思う。だからそうさせないためにどうするかという、これは非常にたいへんな苦しい闘いだと思います。沖縄が日本全体を揺り動かすというところですからね。しかし、実際には全軍労はその闘いにならなっているわけで、その闘いを沖縄全体に拡げていくことではないかと思うんです。それぞれの労働組合が全軍労闘争を自分のものにしてながら、それぞれの要求、あるいは抵抗闘争を評価していくほかに方法はないと思うんです。下地さんのおっしゃるように、沖縄を料理しようとしているわけで、実際にもう庖丁はおろされているわけです。だから七二年にはとって喰うだけにしてしまわない、料理をされる段階からの闘いをやはり考えなければならぬ。鯨は一月に捕えられたわけですから、料理されるやつに今度は

徹底的に歯向かいをする。その場合に、沖縄だけの闘いに終らしちゃならない。沖縄だけの闘いだけでは、やっぱり孤立した闘いに終って、結局、負けちゃうんですね。だから、沖縄で闘っていくものの心そのものを本土にだけだけ逆にはね返していけるかにかかっている。その意味では、今までの沖縄闘争は本土の労働運動を学び、本土の労働運動の経験を受けながら闘ってきたわけですが、今本土の労働運動を、全軍労闘争を中心として闘うなかで一月闘争、そしてさらに今闘いつつあるなかで、さらに沖縄側から別のものを本土にもち込む闘いでなければいかんという気がします。

佐木 そうですね。下地さんの比喩でいえば、そのあととって喰われるだけなら、その毒がどれだけそれを喰った奴を倒す毒となりうるかということでしょうね。

下地 復帰後の沖縄をどうするかということについては、問題が整理されていると思うんですね。結局、経済政策からみるだけで国益重視が県益優先かということと争われているわけでしょう。だから今後は県益という言葉が大義名分、錦の旗になって、県益のためにはというわけで、労働運動が弾圧されるよ

うなことになるでしょうし、たとえば公害が発生しても「いや県益だよ君、県益のためにはちょっとぐらい公害を我慢してくれ」ということになって、すべては県益優先の名目で葬り去られてしまうということも考えられるんじゃないですか。

それから沖縄が特殊地域化するという危険性もありますよ。沖縄を富ますためにはもっと沖縄の既得権を守らなければならぬという声も沖縄県民の間からも強いわけですからね。すでに法曹問題をみるかぎり、これまでは布令弁護士と呼ばれていたのが、今度特別弁護士と呼ばれるわけなんです。すべてはそういうようなかたちで、すんなりとおさまってしまうという危険性もあるわけなんです。

仲吉 そこは非常に重要なところだと思っんです。一言でいえば、スムーズに復帰されるような体制を作っちゃいかんということなんです。全軍労のことでは、全軍労はいゆる離職者対策の措置法を四種に拡げるといふ要求もっていますね。中身をもっと豊かにしようという要求もっています。ところが日本政府にとっては全駐労が受けているやつよりも拡げちゃいかんわけだ。わわれ

の賃金にして初任給が本土より高いが、日本政府はそういうやつがたくさんできてきちゃ困る。だからそういうやつを全部ギクシヤクしたものにしなければならぬ。日本政府はこの移職者対策を全駐労が受けている以上ものにしてしまうと非常に困る。全部波及しますから、本土に。だから琉球政府も別の意味でそれは非常に決っているわけですよ。本土以上にしちゃっても金はないから、本土からもってくるのだが日本政府はくれるわけはない。そういう要求を徹底的にやって獲得することだと思っんです。たとえば今度の春闘だって徹底的に初任給を上げることです。だからそういう闘いをうんとやっって引き継ぐときに日本政府が、それはなんとかしてスムーズに思っったって、とでもきんぞ、これはとんでもないことになった」というかたちのものをうんとつくる、あらゆるところにつくるといふことなんですよ。とにかく引き継ぐときにこれはどうにもならんというかたちのものをつくりあげなければいけない。

たとえば土地問題が最近若干できてくる。これはおそらく拡がると手をうってくると思うんですが、土地の契約は今軍用地に契約されているのは布令二〇号ですね。布令二

〇号で土地を収用して契約をした。琉球政府が地主と契約をして米軍に再契約をやっているわけです。この布令二〇号に基づく契約は日本での契約じゃありませんからね。布令二〇号が失効すると契約がおかしくなるわけです。法律的根拠がなくなるわけですね。これをどうやって引き継ぐかということ、日本政府は、ものすごく頭がいたいんです。だからさっき申し上げたようにいちばん安心なのは国・県有地。これは、当然県用地は別としても国有地はすぐにも使えるわけで、このへんを中心にして日本政府は自衛隊基地をつくらうという話さえできてくるわけです。だからそのときにはたして、じゃあ引き継ぐときにこの布令二〇号が撤廃されたあと、日本政府がどういう法律か知りませんが、今本土でやっている土地を借りたりなんかしている契約をやる特別法なんかつくってやるのか。つくってきた場合に沖縄は復帰してないのに沖縄に適用する法律がつくれるのかどうなのかという関係が必ずでてくる。そういう問題を徹底的に組織で闘っていく。とにかくそのうまく料理したつもりだったけれども、これはとても喰えないやつだというふうにもちこむことを今わわれれば一生

懸命考えなきゃならぬ。でまあ、企業は生き残るために首にしようにしている。絶対首にさせんという闘いをつくるのは、一つの重要な闘いになってきますね。

下地 軍用地問題は一つの重大な芽ばえがあるわけなんです。黙認耕作地とか、施設が建っていない、あるいは必要ない施設が建っているところはもう解放せよという軍用地解放の運動が、ぼつぼつ軍用地をかかえた市町村でできてくるわけなんです。これは本土における基地の返還とはいろいろ違いますけれども、基地内の不要不休の土地とか、あるいは遊ばしている土地とか、ただ金網だけで、だだっ広くかこってなにも使っていない土地とか、その他の配分を地主に返せという運動があり、読谷村議会でも決議しましたね、それから宜野湾市議会でも決議しました。それはだんだん波及して、第二の土地闘争になるんですね。だが革新政党はそれについて、なにも地方自治体において政治的に編成するという作業はしていないわけでしょう。革新政党も非常に怠慢なんです。革新というのは反権力が革新でしょう。今は与党ですからね、結局革新じゃない。ほんとうの意味において革新じゃなくなっていま

すが、自由民主党を除く政党は、これまでの野党は市町村の政治的な動きをもっと自分で先取りして組織するということをやらなきゃいかんじゃないですか。だからそれは怠慢なんです。

仲吉 これからの基地撤去闘争もやはり住民のそういう軍用地解放の要求と結びつけた、いうなれば経済要求と結びつけたかたちの土地闘争が必要でしょう。具体的に一個の拠点を設定して組織すべきだということを通じて段から私はいくつ続いているんです。昨年の一ヶ月までは基地撤去ということだけで統一してきたわけです。一緒になって闘ったし、全体が一緒になって行動するわけですね。あるいは復帰だということをやらなくてよ。復帰の場合だとして中身の問題は個々にできてきた。それで得する人も損する人もでてくるわけですからね。今度は、土地の問題、基地撤去の問題にしましても、たとえば与儀のガソリンタンク問題がある。今ガソリンタンクを那覇市で使えばこういうやつができるんだという経済的な市民の声を結集していったかたちの撤去闘争が個々につくりあげられてくると、それは全体を構築していく闘いの足場としては、非常に強力なものになってくると思う。

それを全体としてどう結びつけて基地撤去というかたちの大きなものに変えていくかということを考えればね……。

基地の島における安保闘争

金城 沖縄における今年の六月闘争は、明らかに沖縄での「最初」の安保と対決する闘いになると思います。実際、沖縄では六〇年安保闘争はなかったけれども、日米共同声明によって日本帝国主義がアジア侵略への道により一層ふみこもうとしているなかで、七〇年安保にたいする闘争は重要な課題となってきたと思います。あと一カ月後の四・二八闘争もおそらく最後の四・二八闘争になるでしょう。安保闘争という場合、沖縄で基地に代表される安保の実態との関係では、沖縄闘争すべてが安保闘争だといえると思うんです。安保と真向から対決するという意味で六月安保を、仲吉さん、どのように考えておられますか。

仲吉 私は、沖縄の場合は、おこられるかもしれないが、安保闘争という特別な闘争はないといつもいっているんです。とくにこれから七〇年から七二年の三年間のなかでつくられていく闘いは、どの闘いをとらえても

安保と対決せざるをえない本質をもった闘いだと思うわけです。私は本土へ行っても、よくいったんですけれど、七〇年安保だとかたちでこの一〇年間闘ってきたわけですね。六〇年安保が終って、次は七〇年安保だ。しかし、七〇年安保じゃなくて、やはり日常的に安保というものと生活のなかで対決し、労働組合の闘いのなかで対決することなしに七〇年安保はなかったんじゃないかということをいったわけです。沖縄の場合はもつとそのことが煮つめられた、凝縮したかたちのものじゃないかと思うんです。とくに全軍労の場合は極端な例ですけれども、全軍労だけじゃなくて、沖縄を料理することによって安保を強化しようという攻撃がはつきりしているわけですね。その料理しようという攻撃にたいして一つ一つたちむかってくるということは、やはり安保を強化させない、安保を粉砕していく闘いにしかならない。一人ひとりの労働者が意識していても、いなくても、結果的にそうなると思うし、同時にそのことを一人ひとりの労働者に意識させていくという努力を忘れちゃいけないと思う。それは労働運動でもそうだし、大衆運動でもそうだと思うんです。

金城 要するに、安保の諸実態とボンボンぶつかるわけですね、基地闘争というかたちで、それが一大決算というかたちでそのようにな大きなうねりが四・二八、六月に集約されると思うんです。その闘いのイメージを聞きたいわけですが。

仲吉 僕は六月闘争は一つの大きなヤマだと思っただけです。ただ、やっぱり一つのヤマだと思っただけです。そのことは六月闘争を踏み台にした一〇月ないし十一月の闘いは必ずでっかくやらなきゃならないと思うんです。なぜかという、日本政府の沖縄処理作業が、六月段階で一応の準備作業を終わって予算編成にかかりますね。沖縄援助予算という作業が大方てくるのは一ヶ月頃です。そうすると一ヶ月頃までには日本政府の具体的な沖縄処理は、予算も含めて将来の展望がビシヤッとすえられると思うんです。それをふまえたうえで来年の通常国会にかけるわけでしょう。だから今年の六月闘争と、さらに一〇月、十一月を一つのヤマにした闘争、それから来年の通常国会というかたちのうねりですね。その間なかでできくりヤ(全軍労の首切りがまたでてくるかもしれないけれども)、もっと早くなる。三カ月おきくらいに展開されるかも

しれません。しかし、六月闘争はおこられるかもしれないけれども、その程度の位置づけにしかならないんじゃないかと思うのですが、間違っていますか？

たしかに六〇年のときには、本土ではあれだけ安保を闘いましたね。ところが、沖縄ではあの頃、沖縄返還と安保をできるだけ結びつけない努力をしたわけですよ。安保と結びつくと返還が遅くなるというわけ。ところがそういう意識だった沖縄と今の本土を比較して考えた場合に、六〇年安保をへた本土の七〇年安保闘争はどうなのかというところ、分な闘いだと思っただけです。たしかに沖縄も十分じゃないけれども、少くとも沖縄は一月一ヶ月の闘争を相当数の労働者が二四時間ストライキを打った。沖縄では初めてのことだと思っただけです。安保と沖縄を結びつけて「佐藤・ニクソンけしからん」というストを打ったわけですからね。そういう闘いをへた現在では、六〇年当時の沖縄における安保闘争の弱さを若干克服させたものがあると思うし、これからかかれてくる首切り合理化と闘っていくなかで、安保をとらえていく闘争は強化されると思うんです。それは逆に、本土の七〇年安保よりはずっと進んだ闘いが組織できるんじゃないか。

下地 その点は仲吉さんに期待するわけですが、七〇年安保を猛烈に闘うだけの運動が展開され、六〇年安保のときの雪辱戦をやってもらわんことには本土にたいしてこっちは顔向けできんですよ。

仲吉 それは雪辱戦だというより僕らの生活がかかっているんだから(笑)。

沖縄こそ日本革命の最前線

佐木 これから四・二八から六月闘争があり、さらにその闘いにふまえて七二年にむかってすすむわけですが、日本革命と沖縄の労働運動、大衆運動の関係について保榮茂君の考えを伺いたい。

保榮茂 学生ばかりじゃないけれども、われわれは現代社会の矛盾を止揚するために、やはり社会主義社会―共産主義社会をみざすものであるわけですが、またそういう闘いとして沖縄闘争があるということをお願いいたします。

僕は六月を「決戦」として位置づけたいん

です。やはり、昨年一月の日米共同声明において沖繩の施政権返還が一応メドがついたとして、日米帝国主義者は沖繩問題の解決がなされたというところで、今度は北方領土だということかたて沖繩から目をそらそうとしてい

るんですね。しかしながら、沖繩の本質的な問題は安保体制のカナメとしてある沖繩に規定されると思うわけで、六月の安保改定期において沖繩を全然問題にしないですまそうという状況のなかで、沖繩現地において、やはり基地の存在そのものがいっさいを規定している以上、基地撤去が唯一、沖繩の問題を解決していく方法であると思うし、基地撤去こそ帝国主義がみずからの生命を維持していくための安保体制をずたずたに引き裂くものとしてある。したがって帝国主義の沖繩問題の解決の未然性を全人民、沖繩の人々だけではなくて、日本の全人民に知らしていくという闘いを、四月から六月にむけて沖繩現地において大爆発させていくべきだと思ふんです。一月の日米共同声明抗議の県民集会等、沖繩現地で闘いの爆発があったればこそ、沖繩県民が日米共同声明を支持していない、佐藤の「七二年返還」は偽隣、ペテンであるということ暴露したと思ふし、六月における安保

と沖繩の分離ということかたちでの攻勢にたいする、わわれ沖繩現地における闘いは、安保と沖繩は表裏一体であるということを是非とも提起しなければならぬ。今までの既成の運動（もちろん革マルにも共通するわけだけれども）が本土復帰と基地撤去を別々に考えるという思考方法そのものに問題がある。本土復帰、基地撤去を一個二重の関係としてとらえなければならぬということ、今こそ沖繩の全人民に、本土の全人民に知らしていく闘いを展開することこそ沖繩奪還闘争である。もちろんそれは本土復帰、基地撤去という内容を含むものであり、そういう闘いを展開しなければならぬと思う。六月、そしてその後の七二年の返還過程におけるいろいろな問題がでてくるわけですが、一つの路線、政策そのものにわられれば対決していく。

それはまえにもいったんですが、琉大においては大学管理法の適用ということかたちでかけられてくるだけけれど、それにたいする暴露をやる。しかしながら、そのことはどういう闘いを大学において展開しなければならぬかという基本点においては、やはり資本主義社会における大学、帝国主義社会のなかに支配を貫徹している大学をとらえかえすとき、そ

の大学の自治という形で秩序を平穩に保っていくこと自体帝国主義の意図するものであるし、そういう近代合理主義とかいうものを粉砕していく、大学の帝国主義的秩序そのものを粉砕していくことによって、琉大そのものを「基地撤去の砦」としていく。そういうものとして位置づけつつ、安保の最大の実態としてある沖繩の基地を撤去していく実力闘争を展開するという全人民の闘いを提起していきたい。そしてみずからも沖繩の階級闘争の先頭にたつて学生戦線を組織していくことによつて、まさに、安保体制のカナメとしてある沖繩の基地を撤去する闘いそのものこそ、安保を粉砕し、日本帝国主義を打倒する闘いに展開できるし、その闘いを通じて、後進国における民族解放闘争の突破口を拓きうる。それを通じて、アメリカ帝国主義の労働者階級との連帯でもって、世界革命を志向していくという視点をもつべきだろう。綱領的にいえば沖繩奪還を水路として安保を粉砕し、日本帝国主義を打倒することを通じて、アジアを反帝・反スターリン主義の根拠地として世界革命を志向するということ、そういう闘いを展開すべきだと思ふ。そのもつとも重要な環として沖繩の基地撤去闘争、沖繩奪還闘争があ

るんだということわわれればこの六月において全人民に知らしていく。そういう沖繩問題の解決の未然性そのものを提起することが学生に課せられた、そして沖繩の人民に課せられた大きな問題じゃないかと思ふし、そのことを是非やらねばならないと考えている。

沖繩、四・二八から六月へ！

金城 一月に日米共同声明によって公然と侵略宣言を發したわけですが、一月闘争によつて「七二年沖繩返還」のペテン性を暴露した。その第一戦というか決戦として四・二八、六月の闘いがあり、その結果が沖繩では七二年までの返還準備過程、本土においては七〇年代の闘いの質を左右する重大な闘いとしてあるわけで、沖繩階級闘争の質をこの一戦にかけるという意味で決戦といえる重大な闘いだと思ふんです。

それでさっき安保決戦という言葉がでてきたんですが、たしかに本土では破防法体制とか、一月闘争以前の「一〇月非常体制とか権力の側もわれわれにたいして必死の弾圧をかけてきているわけです。本土における昨年の四・二八の破防法適用が再度それ以上の規模でなされてくるということもあるわけです。

そして沖繩においてはガス銃の使用がすでに準備されている。そういうたかたちですます本土と弾圧体制が一体化すると同時に、権力の側がそれだけむきだし弾圧をかけてくることによつて、かえって階級分裂が促進されると思ふんです。さきほど下地さんがおっしゃいましたけれども、壮烈に闘うということときわめて重要な言葉であると思ふんですが、六〇年安保の雪辱戦であると同時に、それ以上にこれからの闘いを規定する重大な質を四月から六月の闘いに、われわれは決戦という言葉を使いますけれども、決戦ということのなかにはそういうことが含まれていると思ひます。一月の侵略宣言を實質化するものとして、全軍勢をはじめとする沖繩の再編攻撃が、いわゆる沖繩第三の琉球処分としてあるわけですけれども、その意味で六月安保という言葉も提起したわけなんです。

喜久里 沖繩における七〇年代の階級闘争を決定づけるものとして、七二年の施政権返還までに権力の側にたいして人民の側が全力をもって緻密な密度の濃い闘争を展開することが重要だと思ひます。七二年までの闘争がそのような闘争であることにおいても、この四月、六月の安保決戦がものすごく重要性をお

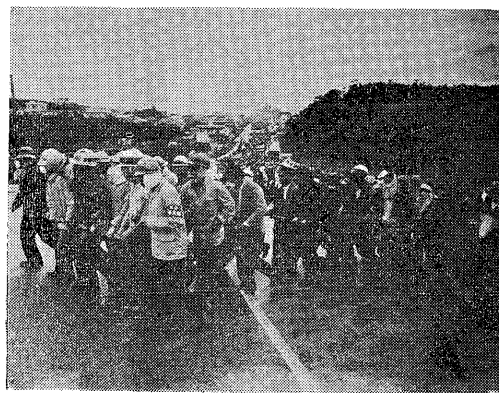
びてくると思ふんです。要するに支配者の側はわれわれからできるだけ多くの権利をうばい、沖繩を日本に返還しても支配しやすいうちに階級関係の帝国主義的再編を七二年までに是が非でも狙ってやると思ふんです。そういう支配者側の意図と対決するうえでも、この四月、六月安保決戦を文字通りわれわれの総力をかけて、徹底して闘う必要があると思ふんです。

仲吉 四・二八、六月闘争のもつ意義というのはおっしゃるとおり非常に重要だと思ふんです。労働組合にとつての六月闘争というのは、労働者の一人ひとりの要求を積み上げていって、それを権力と真向から対決させることを意識させ、そして築きあげていき、全体の力を六月に結集するというものであって、安保闘争だということと特別に六月行動月間だとかいうかたちじゃないですね。普通は職場のなかではベトナム戦争もへったくれもないわけです。四・二八や一〇・二一になると集会をやるというようなかたちの六月闘争というものはわれわれの場合考えられないということなんです。はっきりいって「六月安保だから集まりましょう」ということだけじゃストライキ打てないです。だから安保というもの

をほんとうに自分たちの要求、あるいは自分の生活に対決させ、それぞれの要求を組織していかねば、極端ないい方をすると六月闘争は労働者のなかではつくれないわけですね。

そういうかたちの闘いをつくりあげてこないと六月闘争はありえないし、一月の闘いもありえないでしょう。

太田 仲吉さんが全軍労の大会の場で「六月にしか安保闘争はないんだということじゃな



第二波ストを貫徹し陸軍司令部にむかう全軍労

くして、毎日が安保との闘いである。」とおっしゃっていましたね。そのとおりだと思うんです。そういう意味で、昨年あるいは三大選挙を通じて闘ってきたわけです。やはりそういう闘いをすすめて、四・二八、六月に総力を結集できる闘いですね。それにのぞむためには闘争の質を高めていかなければならぬということ、労働組合のなかにもヘルメットをもちこんで、どうしてもたちあがってもらいたいという意味をこめての今までの闘いであつたんです。

仲吉 さっきも最後の四・二八という意見もあつたわけですが、四・二八闘争をどういう闘いとして位置づけていくかということ、非常に重要なことだと思ふんです。その重要なところが一月以降全軍労の闘いをやってくるなかでみんなのなかに意識されてきたわけです。だから一月闘争と全軍労闘争がもし終わってなかつたなら、四・二八を従来どおりやっていいの、いかんのか、他にやることはないのかという議論がこれほどでてこなくなつたと思ふんです。去年の二・四ストのあと東京行動が設定されたように今度の全軍労闘争のあとにどういう行動を設定するかということ、今日執行委員会やっていますけれども、

ここ一週間位討議が続けられると思ふんです。そのなかで今年の四・二八が六月闘争への踏台になりうるのか否か。いま思うと、去年の十一月時点で来年の四・二八闘争はこうだという方針が本来ならば採択されて、そこへ向けて日米共同声明がでたあとの、復帰協を中心とした闘争はどうなんだということがでてくるべきだったでしょうね。それはさっきからいわれている弱さですね。

下地 仲吉さんがおっしゃるようですが、六月安保は労組にとつては重い問題だと思ふんです。もう春闘が終わって、夏季闘争には早いというわけで、政治的なスローガンだけで労組がどれだけその力を結集できるかという問題はちょっとむづかしい問題じゃないですか。

仲吉 大きなことはいえませんが、少くとも六月二三日は別な意味での反戦行動デーが復帰協を中心として設定されているわけです。その反戦行動デーが一体どういう意味をもつのかということは組織討議できるわけです。二月闘争を闘った労働者として、さらにそれを一歩前進させて、全軍労闘争を通りこしてきた今年の反戦行動デーが日米共同声明後の反戦行動デーとしてどういう意義をもつか、そのことはストレートに安保とつな



第二波ストの弾圧にのりだした武装米兵

がっていくと思ふんです。そのことをこれだけの組合がやりきるか、樂觀はできませんが、全力をあげる以外にありませんね。

日本革命の最前衛 としての七〇年代の闘い

佐木 さきほど、沖繩の闘いは日本革命の最前線だといふことがいわれましたが、最後に六月安保から七二年への闘い、七〇年代の闘いの決意をのべていただけませんか。

保栄茂 日米共同声明によって、日本帝国主義が、公然たるアジア侵略を宣言し、そのための体制を、いわば、二年間で整備してしまふという反動的攻撃をかけてきているとき、しかもこれが、一点、沖繩返還のための準備と称する一大政治的ベテンを足場にするることによって、可能となつていけるとするならば、沖繩における、帝国主義者の攻撃との非和解的対決は、日本帝国主義打倒の水路の最前線を握りますんでいって過言ではないと思ひます。アジア侵略の前線基地としての沖繩を、こうしたものとして防衛していくことのために、それなりの力を振り向けなければならぬという事象がある意味ではすでに始まつてしまつています。全軍労のストライキにたいしてコンディション・グリーン・ワンという警戒警報を発動したことや、いつ起こるかかわからない基地突入にたいして常時、金網とゲートを守る固めなければならないという状態に突入してしまつていふことをみればわかるように、このままでは、百万県民の憎しみに包圍された基地を今後も充全なる機能を備えたアジア侵略の基幹部として維持しぬいていくことはおろか、近い将来に、基地の存続そのものをめぐるって、県民と米軍が激突する

ような事態が起こらないともかぎらない。いわば、第二のベトナム的状况が、沖繩に現出するかもしれない。そこで、この急速に増大した反基地的(反米軍的)ベクトルが闘いの基本的基軸として強力に確立されることを阻止し、基地撤去と切断された祖国復帰のエネルギーにたいしては、ベテンの返還をぶつつけることによってこれを解体し、返還を口実にした治安体制を確保しきつていくということが佐藤の、日本帝国主義の沖繩政策ですね。当面、これと正面から対決する、思想的に組織的拠点を確立することをどうして、米軍基地にたいする実体的打撃、機能の混乱を生み出すような闘いを創りだしていきたい。たとえ少数派であろうと、強力な少数派としてわれわれが定着しきることによって、これは絶対に行ける闘いなんです。学生運動的には、こういう方向で全体の総決起を実現すること、はまったく可能であると思つてます。そのためには、琉球大学学生運動の革命的再生が第一に必要なわけですが、この闘いは着々と進んでいます。四・二八から六月を突破し、沖繩学生運動の大転換をかちとっていきたいと考えているわけです。一〇・八以来、全学連は数々の闘争で階級闘争の新局面をきり拓い

てきた。琉大学生運動は七〇年から七二年の過程でこそ、百万民の先陣をきる、すなわち、日本革命の先頭をきり拓く光栄を獲得しなければならぬと思っています。

喜久里 保栄茂さんが、だいたい語ったとおりですが、その上で、沖繩における高校生運動の比重の重みをあますところなくとらえつくしていきたいということですね。全国一五〇万学生にたいして、四五〇万高校生というわけですが、沖繩では、たとえば、四・二八や、あるいは昨年一月闘争などで高校生の方が、学生よりもずっと多く街頭にでていくわけですね。しかし、高教組——人民党の制動下にも、おもいきり闘うことを阻まれていくのが現状なのですが、いわゆる「国費制度」と呼ばれる「本土留学制度」などを媒介にしている教職員会——は、復帰準備過程の反動的展開に屈服していこうとしている。保栄茂さんのいった、日本帝国主義の沖繩政策をうちかえし、基地総攻勢を闘いとる一大基本軸として、本土の革命的高校生運動との大合流を実現してゆきたいと考えています。

では、「島ぐるみ」という美名のもとで、闘いの労働者の性格をおおいにかくことが、なにか当然のことのように考えられてきています。が、全軍労が、本土復帰・基地撤去の全面におどりでることによって、これは大きくぬりかえられようとしているわけです。しかし、全軍労解雇問題を労働条件の改善の問題にすりかえていく、春闘一般のなかに埋没させていくということが公然と策されているなかにあつては、やはり、反戦派として突出した部分、本土復帰・基地撤去、安保粉砕・日帝打倒をかかげて独自で、身をもって決起することはなによりも必要だと思えます。まだまだ、弱少なわけですが、しかし全軍労などでも、無視できぬ勢力をもつにいたっています。日本革命の最前線という、いわば願ってもない位置にあるわけですから、このことの徹底的な自覚を、ベネに、断固として闘いぬく決意です。

と意思します。
 本日は、どうもありがとうございました。
 <完>

破防法公判記録

(三)

〔解説〕四・二八沖繩闘争統一被告団のいわゆる第三グループにたいし、東京地裁判事六部の極反動齋川貞造、門馬良夫両裁判長は、第一回公判期日として、それぞれ三月二十七日〔三七〕、四月三日〔三八〕を一方的に通知した。

ここにいたって、東京地裁の弁護団無視の態度は極点に達した。こうした地裁の弁護権無視のやり方に抗議して、四・二八沖繩闘争統一弁護団は三月二十八日に辞任した。

1 被告団は、三月二十六日付申入書〔二九〕をもって、弁護団を辞任せしめた三月二十七日、三月三十一日、四月三日の分割公判強行を撤回するよう申し入れたが、齋川、粕谷、門馬各裁判長はこの分割公判を強行してきた。この第一回公判は、いずれも被告団の一致した国選弁護人選任要求の前に実質審理に入れないまま終った。

2 国選弁護人の要求は、三月二十七日の第

三グループの被告を始めとして、以後、各被告人が統々と出していった。この国選弁護人要求にたいし四月二〇日にいたつても地裁より何の連絡もないので、被告団は配点各部にたいし四月二十二日付で、目に余る弁護団の無視を行ない、弁護団を辞任にまで追込み、被告人の弁護権、防禦権を無視して徒らに公判の遅延と混乱を惹起させた地裁の暴挙を弾劾し、国選弁護人を選任するのはいつ頃になるのかと質問書〔四〇〕をだした。

3 統一弁護団が辞任し、被告団が国選弁護人を要求しているにもかかわらず、弁護人不在のまま刑事二二部の二、刑事二六部においても第一回公判を強行しようとしてきた。これは被告人の弁護人選任権の完全な無視である。被告団は四月二三日付申入書〔四一〕でこの点を指摘し、公判期日の決定を取消し、全努力を国選弁護人の決定

に傾注すべきことを申し入れた。

4 刑事六部齋川裁判長は四月二三日、門馬裁判長は四月二五日、それぞれ国選弁護人を選任した。これを知った被告団は国選弁護人との第一回打合せをもつべく、そして国選弁護人が打合せ前に被告団の意向を無視した行動をとらないよう、裁判所との面会に行くときには必ず被告人を同席させるよう申入れるため、国選弁護人にあてた信書〔四二〕を發した。

5 刑事二六部井口裁判長も五、六グループについて国選弁護人を選任したが、刑事二二部の二、刑事一八部の二においては、まだにそうした動きはみられない。そこで一八部の二の書記官に問合せたところ「国選のことは戸田刑事所長代行がじきじきにやっている。所長代行か、その周辺の人しか知らないのではないか」という返事を得た。刑事訴訟法上は、各部が選任手続を行なうべきにかかわらず、これを戸田代行がとりしきるといふことは、裁判の独立という原則にもとるものであり、このことを看過できず被告団は五月六日付質問書〔四三〕を所長代行に提出したのである。

〔三九〕 申入書

一九六九年四・二八沖繩闘争の日より既に一年を経ようとしている今日、今なお二四名という多数の被告を獄中に閉じ込め、あまつさえ、われわれ四・二八統一被告団、弁護団の統一公判要求の声を無視して来たる三月二七日、四月三日に分割公判を強行せんとする貴職に対し断固抗議する。

われわれ四・二八沖繩闘争統一被告団は、破防法弾劾・沖繩闘争弁護団と共に、本裁判は統一公判によってしか事件の真の解明の道に辿りつくことはできないことを、約一年間に亘って主張してきた。しかるに、貴職は、統一弁護団との統一折衝を一九六九年八月一五日、二〇分間だけ、しかも実質的には何ら統一折衝でなく、一方的に分割案を提示するという全体会議を行なったのみであり、その時、確約された裁定合議委員会の小松裁判官と統一弁護団との窓口折衝も行なわれないうままになっていた。

そして、本年に入り、統一公判については一言も触れることなく、一方的に分割公判の期日を設定し、各被告に招喚状を発するといふ驚くべき暴挙を行なった。

して統一弁護団は、三月一八日付で辞任したのである。

弁護団の辞任という事態を引起こした一切の責任は、弁護権・弁護人選任権を踏みにじった東京地裁にある。

四 弁護団の辞任という事態にあたり、四・二八統一被告団は、東京地裁による弁護権・弁護人選任権の無視・否認を絶対に看過できず、一致して国選弁護人を請求することを決定し、三月二七日以降国選弁護人選任請求書を東京地裁各配点部へ提出している。

しかしながら、弁護団の辞任と統一被告団の国選弁護人請求以来、一カ月を経た今日においても、東京地裁から、被告に国選弁護人を附することに付いて、何の連絡もないのは一体如何なる理由からであろうか。

「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」(憲法第三七条第一項)

「……個人の基本的人權の保障とを全うしつつ、事実の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを目的とする。」(刑事訴訟法第一條)

この暴挙は、今までの統一弁護団の統一公判実現に向けての一切の努力を無視したものであり、われわれ被告の意思をも無視したものであるが、これは、今までのいわゆる「学生裁判」においても前例を見ない、極めて理不尽なやり方である。

われわれ統一被告団は、このような、貴職の分割公判強行を看過することは絶対にできない。

したがって、抑えがたい憤りをもって、これに抗議すると同時に、次のことを要求する。

記

一 三月二七日、三月三十一日、四月三日の分割公判を即時中止せよ。

一 一方的な分割公判期日設定を反省し、統一公判実現への努力をせよ。

四・二八統一被告団は、右二点を強く要求し、貴職に対し回答を求めらるものである。

もし貴職が、この正当なる要求に対し、誠意ある回答を示さぬ場合には、われわれ統一被告団は、断固たる決意をもって、ことに臨むつもりである。

昭和四五年三月二六日

以上

四・二八沖繩闘争統一被告団

代表者 田中 和明
東京地方裁判所 所長 殿

同 刑事六部 殿
同 刑事一八部二係 殿

〔四〇〕 質問書

一 貴部を始めとする一九六九年四・二八沖繩闘争被告の配点を受けた刑事各部による、破防法弾劾・沖繩闘争統一弁護団の十数度にわたる統一折衝の申入、そして統一公判を要求する多数の申入書、意見書の徹底した無視は、まさにわれわれ四・二八被告団・弁護団はもろんのこと、良識ある人々の目を覆わせるものであった。

二 そして、今年昭和四五年二月二六日、東京地裁判事六部齋川貞造、門馬良夫両裁判長が、弁護団に対し、「公判期日の指定について照会」なる文章を送達し、もって一方的分割公判強行を策し、弁護団の意見を聞くことなく、遂に三月五日に第三グループ、同月七日に第四グループの各被告に招喚状を送達するという暴挙を行なった。ここに至って、東京地裁の非道、弁護団の無視は頂点に達したと言わねばならない。

三 この弁護団の無視と分割公判強行に抗議

と謳われている。公判の迅速性と、被告人の基本的人權の保障とは、四・二八公判においては、一刻も早く国選弁護人を附して、被告人と弁護人との打合せを行ない、被告人の弁護権・防禦権を充分に活用せるところから道が開かれるであろう。

五 そこで四・二八統一被告団は、左記の質問に対し、東京地裁配点各部が早急かつ誠実に文書で回答されることを望むものである。

一 破防法弾劾・沖繩闘争弁護団が辞任し、四・二八沖繩闘争統一被告団の被告が、国選弁護人を請求してから一カ月を経た今日、東京地裁から国選弁護人を附することについて何の連絡もないのは、どういう理由からなのであるか。

記

一 国選弁護人を請求している被告に、国選弁護人を附することについて、東京三弁護士会と折衝を行なっておられるのかどうか。

一 四・二八被告に対して国選弁護人を附するの日に、どの位の日数が必要であると考えておられるのか。

右三点についての早急かつ誠実なる回答を

望むものであります。 以上

昭和四五年四月二二日

四・二八沖繩闘争統一被告団

代表 田中 和明
東京地方裁判所刑事 部 御中

〔四一〕 申入書

一 われわれ一九六九年四・二八沖繩闘争統一被告団は、これまでわれわれが選任し全幅の信頼をおいた統一弁護団を通して、当該事件審理につき、貴裁判所に対して数度の文書、口頭申入により統一公判を要求してきた。

二 われわれは沖繩問題を根底的に自己の問題として考え、佐藤政府のアメリカ政府との沖繩「返還」交渉の欺瞞性を全人民の前に赤裸々に暴露し、最も先進的な人民とともに佐藤政府の沖繩政策を粉砕すべく、全人間の存在をかけて四・二八闘争に決起したのである。そうしたわれわれにとって四・二八闘争は思想と行為の統一としての一つの全体であって、個々人の「犯罪構成事実」に切り刻むことによっては、何一つ理解できるものではないのである。

三 貴裁判所がとったグループ別配点は、全

く合理的根拠を有していないといわざるをえない。貴裁判所は統一公判に恐怖し、何が何でも統一公判を回避することを大前提とし、被告一人一人の「刑事責任」を問うことを建前としながらも、迅速な大量事務処理の必要という政治的判断により、グループ別分割審理に固執してきた。

四 貴裁判所が当初より分割審理方針を明確にしていながらも、およそ一年間の長期にわたってそれを強行することができなかったことは、正当な統一公判要求と統一弁護団の真摯な献身的努力に対して、貴裁判所が何人も納得できないような合理的な説明をすることができなかったことの証左にはかならない。

五 しかし、本年三月二七日に貴裁判所は、いわゆる第三グループの第一回公判を強行し、権力者としての姿を自ら露呈させた。以降統々と各グループの公判が強行されている。貴裁判所の被告、弁護団無視は頂点に達した。

六 この弁護団無視と分割公判の不当な一方的強行に抗議し、貴裁判所に猛省を促すべく統一弁護団は辞任したのである。この一切の責任が貴裁判所にあるのは明白であり、防禦の為の万全の体制を整えたいと思っております。

私どもの公判準備に不可欠のことでありますので、次のことをお願い致します。

一 至急、先生方と打合せを行ないたく思います。いわゆる第四グループは、関東と関西の被告が大部分ですが、来たる五月四日午後六時より杉並区産業館において、弁護人と被告人の打合せを行ないたいと思っておりますので、御集合下さい。

二 申すまでもないことですが、弁護団と被告団とが一致して防禦を尽くすためには、両者の意志一致が絶対に必要であります。従って、私どもとの打合せ前に、裁判所・検察庁とは決して面会されませぬよう、念の為にお願い申し上げます。

三 裁判所と面会されます時には、必ず被告を同席させられますよう、お願い致します。以上の点は、かたく被告団との間の信義にかかわりますので、念の為に添えます。

昭和四五年四月二七日
四・二八統一被告団事務局代表
東京都豊島区上池袋二丁目六番八号

田中 和明

る。

七 われわれ統一被告団は被告としての防禦権の正当な行使と、貴裁判所の弁護権無視の暴挙を看過できず、国選弁護人の選任を貴裁判所に要求してきた。しかしながら統一被告団のどの被告にも今なお、国選弁護人はついておらず、しかもその間に貴裁判所は一方的に強行配点した各グループの公判を進めている。

八 われわれ統一被告団は第一回公判における人定質問を不当な分割審理の第一歩であると考えている。われわれはこれを認めることはできない。

以上の経過とわれわれ統一被告団の主張に照らし合わせて、左記の点を貴部に要望する。誠実に検討され、五月一日までに回答されることを申入れる。

記

一 貴部はいわゆる第五、第六グループ被告に対して、五月八日を第一回公判期日と指定したが、われわれが貴部に依頼した国選弁護人が未だ決定されていない現段階で、何故第一回公判を強行するのか。これは被告の弁護人選任権の事実上の完全な無視である。したがってわれわれは国選弁護人が

正式に決定され、しかも相当期間の被告と弁護人の打合せを完了するまでは、絶対に公判を開始するべきではないと考える。貴部は五月八日を第一回公判期日と決定したことを直ちに取消すべきであり、全努力を国選弁護人の決定に傾注すべきではないか。しかる後に第一回公判は開かれるべきではないか。

昭和四五年四月二三日
四・二八沖繩闘争統一被告団

代表 田中 和明
仙人 一彦
村田 実

東京地方裁判所刑事二六部 御中

〔四二〕 国選弁護人に宛てた

被告団との打合せに関する信書

前略

まだ御連絡をいただいておりますが、裁判所に再三問い合わせたところ、先生が、私どもの国選弁護人になられたことを知りました。私どもは、刑事被告人として、最大限の防禦を尽くしたく、先生方の渾身込めての弁護を熱望する次第であります。

つきましては、至急、先生方と打合せを致し、防禦の為の万全の体制を整えたいと思っております。

四・二八統一被告団第四グループ代表
神奈川県横浜市南区清水丘七一

西村 正治
弁護士 殿

〔四三〕 質問書

一 現在、四・二八沖繩闘争公判の進行は著しく停滞し、「迅速かつ公平」なる裁判の原則とはほど遠いところに置かれている。

二 それは、貴裁判所による破防法弾劾・沖繩闘争弁護団の徹底した無視と弁護権・弁護人選任権の否認という非道によって惹起されたものである。

破防法弾劾・沖繩闘争弁護団が、約一年に亘って統一公判実現の為の誠心誠意込めた統一折衝を、十数度、貴裁判所に申し入れたにもかかわらず、貴裁判所はこれを黙殺し、一方的に被告人を十数グループに分割するといふ暴挙を行なっていった。貴裁判所による非道・暴挙はこれにとどまらず、

弁護団の発言を故意に歪曲し、弁護団に対する誹謗、中傷をも行なっていったのである。そして、今年昭和四五年二月二六日、刑

事六部齋川貞造、門馬良夫両裁判長が、弁護団に対し、「期日指定について照会」なる文書を送達し、続いて、弁護団の意見を何一つ聞くことなく一方的に公判期日を設定し、三月五日、同月七日付で各被告に召喚状を發するに至って、弁護団の無視は頂点に達したと言わざるを得ない。

三 ここに至って遂に破防法弾劾・沖繩闘争弁護団は、貴裁判所による弁護団の無視に抗議して、三月一八日付で辞任せざるを得なくなつたのである。四・二八沖繩闘争被告が最も信頼して選任していた、そして、誠実に貴裁判所との統一折衝を行なうために努力していた弁護団を辞任にまで追込んだのは、分割公判に固執して、弁護団による十数度の意見書、申入書、統一折衝の申入を無視した貴裁判所である。

四 われわれ四・二八被告団は、弁護団の辞任という異常な事態を迎え、貴裁判所による弁護団の無視と弁護権、弁護人選任権の否認を看過できず当然の権利としてある国選弁護人を貴裁判所に要求した。

五 そうして今までに、四・二八沖繩闘争公判の各配点部のうち、刑事六部、刑事二六部が国選弁護人を四・二八被告に附してき

た。だが、いまだに刑事二部の二係、刑事一八部の二係は、国選弁護人を附していないのである。

なかでも刑事一八部の二係には、四・二

八統一被告団の中で、事件発生場所が違うという不当な理由によって唯一名の被告

高野洋一君しか配点されていない。

六 高野洋一君が国選弁護人を要求して以来

一カ月を経ても、貴裁判所からの連絡がなく、余りにも奇異なので、去る五月一日、

刑事一八部の二係書記官室に問い合わせたところ、国選弁護人選任の事務が貴職のところで停滞していることを聞き驚きの余り返す言葉もない程であった。

七、そもそも貴職が、貴裁判所の刑事部の最高責任者としてありながら、配点各部による弁護団無視の非道をたたくことなく、分

割公判に固執するあまり、徒らに裁判を遅延させ、憲法、刑事訴訟法等に謳われている「迅速かつ公平」なる裁判の進行を妨げていることは明白である。

貴職は今また、徒らに国選弁護人選任を遅延させ、またもや「迅速かつ公平」なる裁判の進行を阻害しようとするのであらうか。

八 刑事被告人がその防禦権を充分に駆使し、「迅速にかつ公平なる裁判を行ない、事案の真相を究明する」には、被告人とその立場に立つ弁護人とが最も望む裁判方式に基づいて裁判を行なうのが当然である。その為には、四・二八公判において

は、一刻も早く国選弁護人を選任し、被告人との打合せ等を行ない、充分な弁護権・防禦権の活用を行なうことが急務であると

考える。

九 われわれ四・二八被告団は貴職が以下の質問に対して、誠実に五月二三日までに文書で回答されるよう要求するものである。

記

一 貴職は刑事一八部二係に配点されている高野洋一君の国選弁護人選任に関し、東京三弁護士会に国選弁護人の要求をされているのかどうか。

一 貴職は高野洋一君に対して何月何日頃国選弁護人を選任されるつもりなのか。

以上

昭和四五年五月六日
四・二八沖繩闘争統一被告団代表

東京地方裁判所刑事所長代行 田中 和明
戸田 弘毅

構造

7月号・160円

特集 現代国家と階級意識

階級・国家・民族・イデオロギ	岩田 弘
俗なるもの革命	津村 喬
主体性の死と再生	長崎 浩
階級意識	滝田 修
党形成と工場評議会運動	滝口 弘人
不可視のムラの入口にて	松田 政男
世界革命戦争勝利のために	赤軍派・上野勝輝
八月号 特集 團ヘーゲルと若きマルクス(七月七日発売)	
廣松 渉/許萬 元/三浦つとむ/滝村隆一/佐野茂樹/他	

経済構造社

東京都中央区京橋 2-4
(272)2659 振替東京 58854

被告団總會基調報告(四月二十九日)

現段階における四・二八破防法・沖繩闘争被告団の任務

四・二八破防法・沖繩闘争裁判闘争はわれわれ被告団にとって決定的段階に入った。

一年近く及び破防法弾劾・沖繩闘争弁護団の徹底的かつ必死の闘いは、東大裁判闘争にひきつづき、東京地裁を追いつめ、分離公判を自己目的化しているかぎり、起訴後一年におよんでも公判すら行ないえない事態におちいったのである。

この闘いをささげ、方向性をあたえていたのがわが被告団と統一弁護団が討論のすえ、この公判闘争の獲得目標を、破防法粉砕・分離公判粉砕・統一公判獲得・裁判の事務処理方式粉砕に明確にすえていたからに他ならない。

東京地裁、なかでも東大公判において悪名をはせた刑事六部齋川、門馬は、自らの分離公判方式に反省することなく、ついには弁護団、弁護権を、無視、否認して、分離公判を強行するに至った。わが弁護団、被告団は、かかる攻撃に屈し、弁護権の否認を追認することなく闘いぬくことを決意した。

これこそ、弁護団の辞任、その決意をうけて、国選弁護人を要求し、弁護権、弁護人選任権を決定的な環として、統一被告団が前記獲得目標実現のために自らの闘いを貫徹しようとして、この期間、討論し、決議し、実践してきた所以である。

国選弁護人の選任要求のまに、事態の深刻性にたじろいだ刑事六部は、だが、今こそ彼らの暴挙の貫徹によって自らの非を覆いかくしぬぎ、もって四・二八被告団は勿論、一〇、一月決戦被告団、さらにつづく七〇年代被告団を屈服させるべく、他の刑事部および弁護士会がたじろいでいる間に国選弁護人をあわててつけて、更なる攻撃をいともうとしてきた。刑事六部、齋川、門馬は自己の暴挙のうわぬりによって権力者としての自らの地位を必死に守りぬこうとしているのだ。

だが、この事態こそ、十分にわれわれの想定していた事態である。安保粉砕・日帝打倒、沖繩闘争の展望を切り拓いたわが四・二八破防法・沖繩闘争被告団は、今こそ、本格的に登場し、そしてこの裁判闘争をして、七〇年代裁判闘争の展望を切り拓く闘いとする

ときがきたのである。われわれは、弁護権、弁護人選任権無視の

大暴挙という攻撃をうけたとき、逆にその攻撃をとらえかえし、まさしくこの弁護権、弁護人選任権の問題こそ、わが獲得目標を実現していく環としようとしたのである。

刑事六部齋川、門馬は、国選弁護人を自らの同盟軍にして、一気にわれわれ被告団の防禦権の一切を否認しておしつぶそうとするのだ。だが国選弁護人は裁判所の弁護人ではなく、またそうさせてはならないのだ。国選弁護人は、裁判所のための弁護人ではなく、まさにわれわれ被告団の弁護人であり、また現実こそあらせねばならないのだ。われわれは、彼らの暴挙のうわぬりであるこの恥ずべき攻撃をとらえかえそうではないか。

すでに、われわれはその確固たる方針と、その表現にむけての決意をもってしているのだ。だが、わが四・二八破防法・沖繩闘争被告団のなかに、わずかに三名ではあるが、この被告団の基本姿勢ならびに基本路線に対し、確信がもてず、権力による分断攻撃に手をかすう日和見主義者があらわれた。

彼らのいう方針なるものは、彼らをして語るにまかせよう。しかし、彼らが事態を単なる戦術の違いにすぎぬとい、わが統一被告

団が、弁護権、弁護人選任権無視の攻撃に對し、国選弁護人を請求して、この問題を際に行われの獲得目標を実現すべく闘い抜く闘争方針を決定したとき以来保留しつつ、時間切迫するや、かかる方針に「安全性がない」と日和見をするばかりでなく、むしろ七〇年代裁判闘争の基本の問題であると積極的にかかる立場をおしだすとき、われわれもまた、単なる戦術の違いとしてではなく、本質的に、裁判闘争の根本問題にふれて、論争し、かかる日和見主義をわが戦線の内部に発生する事態を止揚していかねばならぬらう。

われわれ、四・二八破防法・沖繩闘争被告団がわれわれの獲得目標を設定するにあたって、長い間討論しぬいてきた過程を想いおこしてみようではないか。

あの安田講堂死守を基軸とした東大闘争に對し、権力は千余名の未曾有の大量逮捕、六〇〇名の起訴、そして四・三分離案による分離、分断裁判強硬路線の進行中に四・二八闘争は闘いぬかれた。さらに、かかる攻撃に對し、出廷拒否方針を貫徹し、欠席裁判、実刑判決という攻撃のなかでわれわれはまた自らの裁判闘争の方針を決定しようとしてきたの

である。

この東大裁判闘争の偉大さは、公正さを装おう裁判所の幻想性を完膚なきまでに粉碎し、裁判の階級性を白日のもとに晒し出し、満天下に明らかにしたのである。

この闘いの偉大さは、まさにその闘いを担いぬいた被告団、弁護団の決意、その貫徹力におうものであるが、この闘いはまた、これまでの諸闘争の裁判闘争において解ききれず、暗中模索のなかで追求されてきた裁判闘争についての基本的諸問題を一挙的に問題化したのである。

東大闘争は、帝国主義の危機における大学問題をつき出したばかりか、同時に全人民に日帝打倒の闘いにむけ、その精神から具体的イメージ（いずれも端的であり、さまざまの形をとっているが）にいたるまで、全人民をひきつけたのであり、また、その闘いを担った被告団は、四・三分離案にみられる東京地裁横川体制の長期勾留、階級的報復、転向強要攻撃に、弁護団と闘い闘う団結をもって、毅然として闘いぬいてきたのである。

六〇年安保闘争以来、いわゆる伝統方式と呼ばれる日共スターリニストによる裁判闘争方針に對し、さまざまな形で克服が試みられたのである。したがってまた、六〇年安保で一応、問題意識が端初的に示されつつ、その後は意識的な関係者のなかではそれなりに模索されはじめていたことが、階級闘争の全体のなかで明確に自覚的にとりくまれなければならなくなつたのである。

この闘いの、決定的第一弾が東大裁判闘争であったのである。東大闘争被告団と同弁護団は、長期勾留、分割公判の不当なる東京地裁の攻撃に對して毅然として闘いぬいた。東京地裁が被告人を出廷できない条件において屈服を強制するとき、被告団は屈服を拒否し、出廷を拒否しぬいたのである。メーデー公判とはまったく対象的に、東大裁判闘争はこの被告、弁護団の闘いにより、日を追って人民大衆の前に東大闘争の偉大さを示してつたのである。

また、すでに、一〇、一月闘争の反戦派労働者被告団は、全国反戦統一被告団をはじめ、産別、職場別の被告団をつくり、関係職場労働者に一〇、一月闘争の意義と今後の闘いの方向を強力に指し示し、こうしてその任務についているのである。

れた。六〇年安保裁判においては、自らの闘いの正当性をまともな正面にすることによつて一応その突破口は切り拓かれた。また、実行行為として裁判所が問題とするところについても否認ではなく、自己の闘いを検察側の立証手続の手助けとならぬかぎり明らかにしようとした。だが、敵の立証手続の手助けにならぬ、ということと、自己の行為の主張は一応別のことでありながら、区別は困難であり、かかる地点ではいままなお伝統方式の技術主義をそのまま継承していたのである。建造物侵入に對しては、デモ隊の先頭部分は、曰く「あとからあとから押されて気がついたら入っていたのであって、入る意思はなかった」、後方部分は、曰く「先頭がどんどん行くのでばらばらにならぬために必死になつて歩いて行くうちに入っていたので、入る意思はなかった」と。

主観的には伝統方式をのりこえようとしてつても、かかる伝統的技術主義は、闘う主体に對して、たえられぬ矛盾を内部にふくんでいたのである。権力そのものの一端である裁判所に對して、闘いの意義を積極的に打ち出しつつも、日共スターリン主義者ほど、ねちねち、ねばねちからまぬ故に、たとえば、かの東大裁判闘争の地平を守り、それをより一層発展させること、これこそがわれわれの任務である。だからこそ、四・二八被告団、弁護団は、当初より東大裁判闘争の単なる追従ではなく、より一歩進むにはどうすればよいのかを論じ、そして、その獲得目標をさだめて闘いを開始してきたのである。

闘いの根本は、すでに明らかにしてきたように、われわれの闘いの成果を守りぬき、かつ裁判所等の攻撃の中心環をつかみとり、それに対して有効に反撃を加えて行くことである。裁判の形態から出発して意義が定められるのではない。ましてや裁判の形態を固定化して、そこに固執するのは反動的である。

東大裁判闘争の「方針転換派の人々へ（ひとたび方針をきめ、それによって地裁をおいつめた以上、地裁をよろこばず形での方針転換は屈服となる）」は、東大の「方針転換」とどまらず、四・二八裁判闘争の裁判方針まで提起して「東大裁判闘争同様に方針転換し、転換後の裁判闘争のイメージと同様のイメージを作り出し、具体化するべきである」（東大闘争統一敵対本部「東大裁判闘争論集・中間総括と今後の方針」と述べている。敵の攻撃の具体的環もつかまずに、かかる

横川敏雄をして「気持ちのよい被告団である」と語りせる有様であった。伝統方式とは、たとえばメーデー公判に例をとるならば、一切が敵の挑発であるとし、したがって巨大な人民の闘いの意義は裁判闘争を通してますます低下させられていったのである。だが六〇年安保公判はかかる方向を打ち破ろうとしつつも、その課題を達成しえなかったのである。

その後の公判闘争も、かかる事態の突破を様々な形をとって追求されつつも決定的にはなしえなかった。それは一つには今日のごとき大量逮捕、大量起訴、長期勾留、実刑という攻撃が直接性をもってせまってきたことにも起因している。裁判に出るよりも一ときも闘いの戦列にいる方がいい、いざれ執行猶予なのだからと裁判方針は弁護人まかせという事態であった。

だが、かの一〇・八羽田闘争以来、危機の帝国主義者は、戦列を分断し、みせしめと報復、転向強要、闘う体制の組織、個人をとわず根だやし、破壊をねらわざるをえなかったのだ。彼らはみずからの危機をかかると告白したのだ。大量逮捕、大量起訴、転向強要、長期勾留、リンチ、騒乱罪、破防法適用と、この間の攻撃は、彼らの危機と、革命勢

形態からのみ問題にする誤りのきわみというべきものである。これこそ、東大裁判闘争において、実刑攻撃に屈し、「方針転換」し、かつ、それにとどまることなく、それを逆に積極的に「七〇年代型裁判闘争」として押し出すことにより二重の誤りをおかし、かつ、その形態論的硬直化による方針のおしつけ(すべて東大転換方式にしたい)ということとしてしか考えられないだろう。

破防法粉砕・分割公判粉砕・統一公判獲得・裁判の事務処理方式粉砕の闘いは、地裁の弁護士人選任権、弁護権の否認という攻撃をとらえかえしてこそ、現実化するものである。

地裁は、とくにその尖兵となった刑事六部は、あわてて国選弁護人をつけてきた。われわれは、その事態を十分に想定していたのであり、われわれの基本方針にしたがってより積極的に闘いをおしすすめるようではないか。

- 当面する問題
- (一) 三―四グループに関する情勢とその他のグループ
 - (二) 国選弁護人に対する対処、基本方針
 - (三) 被告団の組織体制
 - (四) 財政体制の確立
 - 国選弁護人に対する対処、基本方針

弁護人はあくまで被告人の弁護人であって裁判所のそれではない。それをつらぬくことである。すなわち、渾身こめた弁護を要求し、それを実現することである。

拙速、不十分な裁判を決定的に拒否し、国選弁護人をしてわれわれの本当の弁護人たらしめるべく努力しぬくこと。

- 一 打ち合わせを完全に行なう。
- 一 打ち合わせ以外のことは一切行なわな

一 裁判所等との折衝の際はかならず被告団を同行する。

一 前弁護団との打ち合わせ

これは当然、被告、弁護人との信義の問題である。

特に、裁判所が事務処理方式でくるならば、十分な防禦権を要求して闘いぬくことである。

これまでの学生、労働裁判闘争の線を最下限として徹して闘いぬくことである。

破防法研究 7号<予告>

■ アメリカになにが起こっているのか
アメリカ革命の現実性

■ 第二次世界大戦と日米関係 川村 明

歴史への証言 6

革命運動の原点を語る

■ 戦後労働運動の再編と反戦派の飛躍

■ 支配の構造と崩壊の要因(二) 小長井良浩

■ 破防法公判記録(四)

起 訴 状

破防法違反―青木忠氏

東京地検は、本多、藤原、さらぎ、久保井氏にたいし、六九年四、二八闘争につき、破防法四〇条違反をもって起訴したのにつき、本年二月二十五日、全学連前書記長青木忠氏を逮捕し、破防法四〇条違反をもって起訴した。ここにその起訴状の全文を掲載する。

起 訴 状 (勾留中)

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四五年三月七日

東京地方検察庁

検察官 山崎 恒幸

御中

本 籍 広島県因島市椋浦町二七二番地

住 居 不詳

職 業 広島大学学生

破壊活動防止法違反

昭和一九年一月一日生

公 訴 事 実

被告人は、全国学生自治会総連合(委員長 金山克己)書記長であるが、昭和四四年四月二十八日のいわゆる沖繩デーに際し、「四・二八沖繩奪還闘争」を実施するにあたり、

第一 革命的共産主義者同盟書記長本多延喜、反戦青年委員会東京地区反戦連絡会議世話人藤原慶久と共謀のうえ、「反帝国主義・

反スターリン主義プロレタリア世界革命」をめざして闘い、もって共産主義社会の実現を

推進し、日米安全保障条約に反対し、「沖繩の本土復帰、基地撤去」を推進する目的をもって、多数の学生、労働者らをして警備などの職務の執行に従事する警察官に対し、凶器を携え多衆共同して暴行脅迫を加えて、これを粉砕し、首都を制圧し、首相官邸を占拠するなどして公務執行妨害の罪および騒擾の罪を實行させる目的をもって、同月一七日午後六時ころから同九時三〇分ころまでの間、東京都文京区春日一丁目一六番二一〇号文京公会堂において開催された「七〇年安保勝利、新入生歓迎四・一七大政治集会」と称する集会の席上、参集した学生ら千数百名に対し、

一 右藤原において、東京地区反戦および全国反戦の代表として「四・二八闘争には反戦青年委員会のたたかう部隊六、〇〇〇名が首都にくり出し全学連の部隊とともに首都制

庄・首相官邸占拠をかちとるであろう。われわれは一〇・二二新宿闘争で機動隊を粉砕できざることを証明した。われわれはあえて内乱をおそれない」旨強調し、さらに「反戦青年委員会は首相官邸占拠には徹底的にたたかうことを宣言する。四・二八には諸君の総決起をうながすものである」旨訴え、

二 被告人青木において、全学連書記長として「四・二八首都制圧、首相官邸占拠は断固かちとらなければならない。われわれはもはや機動隊を粉砕の対象としてとらえなければならない。機動隊を粉砕せずして七〇年闘争は切り開かれない。国家権力の暴力に対してわれわれが暴力を行使することは正当である。われわれの暴力には制限はない。この闘争で騒乱罪・破防法が適用されても絶対にひるんではならない」旨強調し、さらに「われわれのたたかいかいによって沖繩のゼネストを生み出そうではないか。われわれは佐藤訪米を一月をまたずに粉砕しなければならない。四・二八闘争にはわれわれの手で首相官邸に中核の旗を立て官邸を占拠することを宣言する。ともにたたかおう」旨演説し、

三 右本多において、右集会の主催者である革命的共産主義者同盟の書記長として「四

・二八沖繩奪還闘争は日本の歴史を変えるようなたたかひにしなければならぬ。われわれの闘争は権力を倒すかそれとも敵の権力に屈服するか二つの道から一つを選ばなければならない。四・二八沖繩奪還闘争はわれわれのたかひ、革命の出発点である」などと述べて右闘争の意義と重要性などを強調したうえ、「労働者と学生が一体となってたかひを必ず勝てる。四・二八闘争は文字どおり死をかけた闘いである。われわれがたかひを必ずし誰がたかひのか。四・二八首都制圧・首相官邸占拠・沖繩奪還闘争にはわれわれは徹底的にたたかうために立ちあがらなければならぬ」旨演説し、

第二前同目的をもって、同月二〇日午後零時三〇分ころか、同二時三〇分ころまでの間、同都新宿区霞ヶ岳明治公園において開催された「四・二八沖繩闘争勝利、七〇年安保粉砕全国青年労働者総決起集会」と称する集会の席上、参集した学生ら五千数百名に対し、全学連書記長として「われわれは四・二八の全都制圧、首相官邸を占拠するために今こそ総決起しなければならぬ。一月の佐藤訪米を事実阻止するため一切の労働者、学生人民の力を結集し、四月二八日全都制圧首相官邸

占拠を徹底した実力闘争にすることが七〇年闘争を勝利するものであると全ての労働者、学生は確認しなければならぬ」旨強調し、さらに「すべての反戦青年委員会に結集する労働者諸君、わが全学連とともに四月二八日この場に結集しようではないか。すべての実力闘争に決起しようではないか。四月二八日弾圧を打ち破り警戒線を打ち破り全都制圧、首相官邸を占拠するたかひを勝ちとろうではないか。わが全学連は必ずや中核旗を先頭にたたかうことを宣言する」旨訴え、

第三 前記藤原慶久と共に謀るうえ、前同目的をもって、前記集会に引き続き前同日午後四時一五分ころから同五時四五分ころまでの間、同都千代田区日比谷公園において開催された全学連中核派学生らの集会の席上、右学生ら約八五〇名に対し、

一 被告人青木において、「四月二八日の闘争は全国の労働者、農民の総力を結集してたたかう。四・二八闘争は首都制圧、首相官邸を占拠する。すべての学生、反戦青年委員会の諸君、四・二八は史上空前の闘争をたたかひ抜かねばならぬ」旨強調したうえ、「四・二八闘争において労働者、学生の手でわが全学連は圧倒的な力を示す。反戦青年委

員会の諸君、四・二八闘争は労働者、学生が全ての力をあますところなく發揮すれば首都制圧、首相官邸占拠はできると思う。労働者、農民、学生は団結して首都を占拠し四・二八闘争を勝利しよう」旨演説し、

二 右藤原において、「四・二八闘争の成否はわれわれの双肩にかかっている。反戦青年委員会はすでに突撃隊を組織して四・二八闘争に備えている。四・二八闘争を街頭において先頭に立って決死の闘争を展開すれば勝つだろう」などと述べたうえ、「首都制圧・首相官邸占拠をかちとろう」「一〇・二二闘争、東大闘争では機動隊を突破して勝った。四・二八でもたたかひ抜こう」旨訴え、

もって、いづれも政治上の主義を推進し、かつ、政治上の施策に反対し、あるいは推進する目的をもって、凶器を携え多衆共同して警察官らに暴行・脅迫を加えてその職務の執行を妨害する罪および騒擾の罪を実行させる目的をもってそれぞれその罪のせん動をなしたものである。

罰条

第一、第二、第三の各事実につき 破壊活動防止法第四〇条第一号、第三号
第一、第三の事実につきさらに刑法第六〇条

編集後記

■時代の流れは、つねに何人の予測をも乗り越えてすすんでいる。六〇年安保から一〇年、この月日の流れの渦中で多くの人々が、このことを痛感しているだろう。

ふりかえてみれば、一〇・八羽田から七〇年にいたる日々は、一見平和な社会状況のなかに巨大な歴史的激動の胎動を予見し、突進することによって、体制の危機の驚くべき深淵を顕在化させ、闘うものにとって一日が数日、否、あたかも一年が数年の重みと緊張感をもって進んでおり、七〇年代は、否応なく、すべての人々を混乱と激突、侵略と変革の大動乱のウズルなかで試練にかけるであろう。

〃七〇年にはなにかをしようかと考えて構えていた人々の思惑をはるかに越えて、事態は急転回している。だが、歴史は、解決されない問題を、そもそも問題としないものであり、『破防法研究』は、読者とともに、この激動の火中に身をさらしていきたい。

■沖繩における闘いは、本土に比較しても極めてドラスティックに進展している。全軍労第二波ストでの武装米兵との対決、軍労働

者の自衛武装は、その象徴であり、本土で一〇年かかった闘いの質を沖繩では数カ月でなしとげようとしている。

「沖繩・現地」は、こうした七〇年代への怒濤の進撃を開始する闘いの最前線になっていく闘争者の直言であり、沖繩の闘いの鼓動、生き生きとした質的飛躍への息吹きを読者に伝えずにはおかないだろう。

■愛知外相のアジア会議への出席によって、佐藤政府が踏み越えてはならぬカンボジア侵略への積極的介入をおこない、沖繩からB52がカンボジアへ飛びたつ日常のなかで、渡航制限の枠をこえて本土と沖繩の闘いの合流を實現することは緊要である。それこそが言語に絶する犠牲と困難な条件のなかで苦闘しているアジア人民との真の連帯の道でもある。

■今日の治安弾圧の実態は、警視庁発表の官許報道以外は、国民の眼から完全に消し去られ、国民の眼のとどかない密室のなかで陰惨な弾圧がくりかえされている。

こうしたベテンの「報道の自由」「言論の自由」の援軍のもと日増しに強化される治安弾圧の実態とその狙い・本質を論本論文で明らかにしていただきたい。

そもそも治安弾圧は、支配秩序を根柢から

つき崩す力にたいして発動される支配階級の暴力である。体制と反体制の激突は、当然にも七〇年代裁判闘争を根柢から規定しはじめている。多忙な時間をもぎとるようにして執筆いただいた倉石論文は、六〇年代裁判闘争の総括とともに、この七〇年代裁判闘争の発点、方向性を明確にしている。松本論文は、全国を吹き荒れる反戦・P・Jの粉砕闘争の勝利の事例を考察した貴重な論稿である。

■「支配の構造と崩壊の要因」統稿は、決戦をむかえた一〇、十一月闘争裁判に忙殺されて、脱稿寸前で中断のやむなきにいたった。闘いによって中断されることは、われわれにとっていささかも痛手ではない。次号に期待されたい。

(SR)

破防法研究 第六号

一九七〇年六月一〇日発行

東京都港区新橋二一八―一六
新橋石田ビル 小長井合同法律事務所

〇三三 五〇三―五八五八
〇三二 五〇三―五八五八

大阪府北区木幡町一七
高橋ビル西四号館 大阪合同法律事務所

〇六二 三六二―七五四一

編集・発行 破防法研究会
振替 東京24666

破防法研究 総目次 1号〜5号

創刊号 '69/7 品切れ 100円(〒30)

問題提起

破防法研究会への結集を訴える
獄中からのメッセージ

本多 延嘉

破防法とは何か／その批判的検討・主要条文
声明／共産主義者同盟・革命的共産主義者同盟
起訴状(破防法違反―本多延嘉氏、藤原慶久氏)

■2号 '69/9 150円(〒40)

対談□治安維持法の体験
治安維持法と私
闘いの論理と心理
長期拘禁との闘いの意義について
メッセージ

大内 兵衛・小長井良浩
志賀 義雄
井上 正治
松本 健男
さらぎ徳二

破防法・沖繩闘争弁護団報告

葉山 岳夫

東大裁判闘争の現状と展望

渡辺 裕

接見拒否処分が違法とされた事例

山崎 素男

前進社違法捜索弾抗告事件

葉山 岳夫

保釈許可条件をめぐる

岡 邦俊

■3号 '69/11 200円(〒50)

日本共産党と破防法
座談会□非合法時代について 春日庄次郎・長谷川浩
暴力の復権のために
博多駅事件無罪判決の意義
治安維持法による検挙の実態
起訴状(破防法違反―石田昌人氏、久保井拓三氏)

田川 和夫
本多 延嘉
福岡 清

■4号 '70/1 200円(〒50)

討論□反戦派労働運動のゆくえてに
小野政武・中野洋・西村卓司・古川修二・吉田隆
ワイマール共和国の崩壊
大瀬 振
糟谷孝幸君虐殺を糾弾する／追悼文・告発状
反軍運動に就て／憲兵少佐・稲垣弘毅
自衛隊反戦ビラ事件／起訴状・『アンチ安保』
破防法公判記録(-)

大瀬 振

■5号 '70/4 200円(〒50)

日米共同声明と日本帝国主義の危機
七〇年代における革命の現実性をめぐって
三里塚・現地 反対同盟／反戦・全学連現闘／弁護団
支配の構造と崩壊の要因(-)
戦後民主主義とはなにか
破防法公判記録(-)

北小路 敏
小長井良浩

現代革命論への模索

■新左翼革命論の構築のために
廣松 渉著

好評発売中/B6美装/¥680

マルクス・エンゲルスの革命理論の原像から、その後の史的展開をあとづけ、旧左翼の崩壊と新左翼登場の必然性を理論的に解明し、現代国家独占資本主義下におけるマルクス主義運動の第三段階を切り拓く新しい革命論を体系化した必読の書。

エンゲルス論

■その思想形成過程
廣松 渉著

A5上製/¥1200

科学的・人間主義的解釈を批判し、初期マルクス主義の意味を見事に分析「日本だけでなく世界的規模で考えても独自の性格と水準をもつ」と評された、わが国最初の本格的展開を行った書下し労作。

マルクス科学と哲学

花崎泉平著

A5上製/¥980

マルクス哲学と人間主義の哲学

竹内良知著

B6上製/¥870

盛田書店 東京都千代田区神保町1-32
電話(03)294-6224番

日本・朝鮮・中国 2号

巻頭言

青年アジア研究会結成のよびかけ

朝鮮戦争と今日のアジア危機／柳川竜夫
特集■入管体制を告発する

私にとつての入管体制／飯沼二郎

横浜収容所に怒りをこめて／B・A・ピクトリア
インターナショナルの前提／大沢真一郎

在日朝鮮人―その思想的考察／川口顕
破綻せる日朝友好運動(2)／梶田玲

資料
①中朝声明、覚書貿易コミュニケ、インドシナ人民首脳会議共同声明(各全文掲載)
②戦前における在日朝鮮人の階級闘争(その一)

朝鮮語講座(第一講)

定価 二〇〇円(〒五〇円)

川崎市小杉一―四〇三
ゆり号 青雲社 「日本・朝鮮・中国」編集委員会
〇四四七二五〇四七

三里塚

●反権力の砦

三一新書
350円

「朝日ジャーナル」編集部編

成田空港決定への抗議と抗争／空港反対の少年行動隊／成田空港の農民像／強制測量と空港の今後／二派と結んだ成田農民／農民の土地を守る気概／王子の市民と成田の住民／知られざる成田の暴走／日本解放戦線三里塚の夏／桑俣清に芽生えた動揺／いつの日か、土政に／闘争の質的転換の萌芽／9・25集会の危機感／ルポ三里塚の冬／三里塚につどい寄る心／現地録音／暮しが、たたかいた／反戦自衛官三里塚を行く／土と人間と運動

砂川闘争の記録

宮岡政雄

69年12月8日、立川基地は飛行機線を停止した。15年におたる地元反対同盟の必死の闘いとそれを支えた各時期における大衆行動―民衆自身の感情と要求を表現し、闘いとる、直接大衆行動こそ、今日における重要な政治的條件であることを、砂川闘争は立証した。反基地・反安保の闘いをすすめる全国の行動者に宮岡氏が示す勝利の記録。 四六判・680円

資料 戦後学生運動

全8巻／三一書房編集部編／特価・各2800円

●第7回配本

7 1965～1967

10・8羽田闘争の衝撃！
激動の序幕に至る総過程